

桑名市
図書館等複合公共施設特定事業
入札説明書に関する質問回答集

修正箇所正誤表 及び 別添資料 を含む

平成 13 年 12 月 14 日 公表

桑名市

H P 掲示 <http://www.kuwana.ne.jp/kuwana-city/>

本質問回答集は、平成 13 年 11 月 26 日（月）～ 11 月 27 日（火）に受け付けた桑名市図書館等複合公共施設特定事業入札説明書に関する質問への回答を下記の項目順に整理し、記載したものです。

- 入札説明書（付属資料 ～ 含む）
- 業務要求水準書（付属資料 1 ～ 3 含む）
- 施設設計要求書（関連資料含む）
- 図書館運営方針（図書館関連資料含む）
- 落札者決定基準
- 契約書（案）
- 様式集
- その他

入札説明書等に関する修正箇所正誤表及び別添資料並びに別冊として修正版様式集を、同時に公表致します。また、併せて修正版様式ファイル提出用を H P にて公表しています。

目 次

入札説明書	1
業務要求水準書	32
施設設計要求	43
図書館運営方針	50
落札者決定基準	54
契約書（案）	57
様式集	74
その他	86

別添資料

（参考 質問項目数）

入札説明書	2 1 0 項目
業務要求水準書	7 5 項目
施設設計要求書	5 6 項目
図書館運営方針	2 7 項目
落札者決定基準	2 6 項目
契約書（案）	1 2 3 項目
様式集	9 6 項目
その他	5 項目

総項目数 6 1 8 項目

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
1		2	2	(3)	<p>本プロジェクトでリースを使用する場合、例えば図書館運営システムの場合、様式5-4-1の記載の仕方は大幅に変わると思われますが、あくまでもこの様式ベース、すなわちSPCが購入する前提で換算しなおすのでしょうか。又は、他の設備・備品についてもいかがですか。</p> <p>それとも他の備品も含め、全てリースは不可というお考えでしょうか。</p>	<p>様式5-4-1は、システム整備・保守・管理業務にかかる費用の内訳を把握するためのものであり、リースを想定している場合は、実態に合わせた形の項目により記載して頂いて結構です(但し、内訳は可能な範囲で具体的に記載すること、5年毎(5年間)の想定支出を記載することを前提として下さい)。</p> <p>また、他の設備・備品についても同様です。</p>
2		2	2	(3) 1)	<p>施設整備業務の中で、一部(水道加入等)には記載がありますが、個別の「その関連業務」とは具体的に何を示すのか、ご指示願います。</p>	<p>適用法令の確認作業や市との内容調整等の事務的業務を想定しております。</p>
3		3	2	(3) 5)	<p>「図書館等施設維持管理業務および図書館運営業務にかかる光熱水費および電話料金、インターネット使用に対する費用は市が実績額を支払う。」とありますが、インターネット使用に対する費用とは、図書館からのホームページ公開での情報発信、利用者・職員によるインターネット使用、督促・レファレンスなどの業務等で使用する通信接続費用すべてを含むと理解しますがよろしいでしょうか。</p> <p>接続のためのインターネットサービスプロバイダの選定や回線品質の選定は事業者の提案範囲と考えますが、選定したインターネット接続回線の初期設定関連費用及び回線接続料金(NTT回線料金を含む)は市が負担することで理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
4		3	2	(3)	<p>インターネット使用に対する費用は市が実績額を支払うとなっているが、これは(業務要求水準書)P23で示されている「WAN側2.5メガ以上」を満たすISPをSPCで選定し、当該費用が市負担になると理解してよろしいですか</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
5		3	2	(5) 1)	<p>設計・建設期間 平成14年(2002年)。。。とありますが、設計・建設期間は基本設計(今回提出設計図書)の見直しを含めた期間と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>入札時に提出していただく設計図書の見直しは、6月下旬の本契約から7月にかけて行っていただきます。</p>
6		3	2	(5) 1)	<p>設計追加条件は何時提示される予定ですか。ご教示願います。</p>	<p>本件の事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式となりますので、制度上、原則として設計に関する追加条件等は想定しておりません。</p>
7		4	2	(6)	<p>「事業方式等」によれば、事業期間終了後に市へ図書館等施設を無償譲渡することになっていますが、期間終了時(又は直前)に更新した建物以外の備品や什器も無償譲渡の対象となるのでしょうか？それとも、残存簿価などによる有償譲渡となるのでしょうか？</p>	<p>事業期間中(平成16年10月～平成46年10月)に更新したものは全て無償譲渡の対象となります。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
8		4	2 (7)	債務負担行為は議会承認済みと思われまますので、債務負担行為設定額を開示していただけないでしょうか？	債務負担行為設定額は16,696百万円です。
9		4	3 (1)	3-(1):「入札参加者..」とありますが、入札参加者 = 応募者と解してよろしいですか。	ご質問の通りです。
10		4	3 (1) 1)	3-(1)-1) : 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとは、どういう場合を言うのでしょうか。	「一般競争入札の参加者の資格」を規定するものであり、この規定に基づき参加資格の制限を行います。詳しくは地方自治法施行令をご覧ください。
11		5	3 (1) 3)	協力企業の基本的要件がありましたらご提示願います。	協力企業に対し、特に参加資格に関する基本的要件は設定しておりません。
12		5	3 (1) 3)	様式2-1)「入札グループ参加表明書」を押見させて頂きましたが、代表者印を押印するには、あまりにも行間、列幅が狭いように思われますが、こちらで行間、列幅を変更しても宜しいのでしょうか。それが不可能であるならば、どのように記入すれば良いのか具体的にご教示下さい。	行間、列幅については、適宜変更して下さい。なお、修正版様式集の様式1-1に追加しました注意書きをご参照下さい。
13		5	3 (1) 3)	「グループで応募する場合は、グループ構成員全者の代表者印を押印..」とありますが、支店長・部長など通常の商取引で使用して名前を代表者とする捺印でよいのでしょうか？それとも法務局登記の印が必要なのでしょうか？(応募者によっては、登記印の捺印に相当な時間を要することもあります。) 或いは、市の入札名簿登録上の代理人を代表者とする印で構わないのでしょうか？	代表者職名は、桑名市入札参加資格者名簿に記載の代表者職名を記し、氏名欄の印については、桑名市入札参加資格者名簿に登録の印を押印して下さい。なお、修正版様式集の様式1-1に追加しました注意書きをご参照下さい。
14		5	3 (1) 3)	図書館運営業務を担う者は、構成員/関心表明書を提示する協力企業/協力企業に分類されますが、維持管理業務を担う者は、構成員/協力企業にのみ分類されます。図書館運営業務を担う者のみ関心表明書を提示させる理由をお示し下さい。また、図書館運営業務を担う者は、複数のグループに関心表明書を添えることは可能でしょうか？お示し下さい。	本件事業は、直接市民に対しサービスを行う図書館運営業務について特に重視していること、図書館運営業務を担える事業者の数が限られていることから、入札説明書に記載した条件を提示させて頂きました。 また、協力企業として複数のグループに関心表明書を添えることは構いません。但し、関心表明書を添えた場合は、事業者の変更を認めません。
15		5	3 (1) 3)	図書館運営企業が協力企業となる場合において、「関心表明書の提出を行った場合には、以降、応募者による協力企業の追加・変更は認めない」とありますが、これは、例えば事業開始より30年間事業者からの変更の申入れはできない、ということも含んでいるのでしょうか。	関心表明書の提出を行った場合、市が合理的と認める理由がない限り、事業者の変更・追加は認めません。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
16		5	3 (2) 1)	「入札参加者は入札書類の提出をもって、入札説明書…の記載内容を承諾したものとするとありますが、一方で提案前の質疑や落札者との事業契約前の協議によって、規定内容が変更される可能性は排除されていないと認識しています。公共側と民間側とのパートナーシップを基本とするPFIの精神に反すると思われるのですが、このような規定を設ける理由はなんですか？」	入札説明書及び別添資料は、実施方針等に対する質問回答や意見招請の結果を勘案し定めたものであり、総合評価一般競争入札方式の制度上、市は入札後に提示した入札条件を変更することはできません。従って、入札に際しては、提示した入札条件を承諾したものと参加して頂く必要があります。ただし、契約書(案)については、仮契約までの間に文言の明確化を行うことを想定しています。なお、入札説明書及び別添資料に対する質問回答を行った結果、提示した条件が変更された場合は、変更後の条件を優先するものとします。
17		6	3 (2) 3)	「提出書類の扱い・著作権」によれば「応募図書…公表・展示その他市が必要と認めるときには、市はこれを使用できるものとする」とありますが、提案者のノウハウ保護の観点から、市の使用は提案者の承諾を得た上で公表・展示に限定されるべきだと考えますが、なぜ、このような規定を設けたのでしょうか？」	市はPFI法第8条に基づき審査結果の公表を行う必要があり、応募図書の内容の一部につき公表することが想定されるため記載しております。なお、事業者のノウハウに関する事柄については、提案者の承諾を得た上で、公表・展示を行います。
18		6	3 (2) 9)	入札参加資格の確認基準日以降入札日までに不渡手形または不渡り小切手を出した入札参加者が行った入札は「無効」とあるが、ここでいう入札参加者とは代表企業を指すのか、あるいは構成員のうち1社でも該当すれば無効となるのか、御回答お願い致します。	構成員のうち1社でも該当した場合は、無効となります。
19		6	3 (2) 9)	「入札無効に関する事項」によれば、「不渡りを出した入札参加者が行った入札は無効」とのことですが、ここでいう入札参加者はグループの代表者を指すのでしょうか、それとも構成員を指すのでしょうか？」	ここでいう入札参加者は、グループの代表者を含めた構成員全員を指します。
20		6	3 (2) 9)	「入札参加資格の確認基準日以降入札日までに不渡手形」とあるのは、手形交換所取引停止処分の状態のことでしょうか。それとも第一回の不渡りでも失格でしょうか。 形式不備等の処分対象とならない不渡りについてはいかがでしょうか。	原則として、入札参加資格の確認基準日以降に不渡りを出したり、「1号不渡り」に相当することを想定しており、第1回の不渡りで失格と致します。ただし、形式不備等の処分対象とならない不渡りについては対象としません。
21		7	3 (2) 10)	「サービスの対価の総額の事前公表」にある総額「14,313百万円」の市の算定根拠を示さない理由はなんですか？また、この数字は30年間の総額でしょうか、それともその総額の現在価値でしょうか？現在価値の場合はその割引率といつの時点まで割り引いた数字でしょうか？」	サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価変動、市への税込、消費税は見込んでおりません。 また、市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。
22		7	3 (2) 10)	14,313百万円とされるサービス対価の総額は、現在価値に換算された数値ではないと理解してよろしいでしょうか？」	サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価変動、市への税込、消費税は見込んでおりません。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
23		7	3 (2) 10)	<p>サービスの対価の総額14,313百万円は、</p> <p>・市の支払額の単純合計ですか、あるいは税金等調整後の数字ですか。</p> <p>・この数字の算定に当たっての前提条件は、特定事業の選定で示された条件と、基本的には変わっていないと考えてよいでしょうか。</p> <p>・14,313百万円が税金調整前の数字とし、特定事業の評価においては、PFI事業にLCCに税金等が考慮されているのであれば、特定事業の選定での公表数値である、市が自ら実施する場合の財政負担額(単純合計)16,600百万円及び(割引後の) 財政削減率2.5%~9.5%と今回の提示額は整合しないように思えますがいかがでしょうか。</p>	<p>サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価変動、市への税金、消費税は見込んでおりません。</p> <p>また、市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。</p>
24		7	3 (2) 10)	<p>サービス対価の総額の参考値として14,313百万円とありますが、これはシステム更新費、図書購入費、修理費を含むものでしょうか。</p>	<p>サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価変動、市への税金、消費税は見込んでおりません。</p>
25		7	3 (2) 10)	<p>入札予定価格の目安となる価格14,313百万円はPSCとしての試算ですが、それとも既にVFMを見込んだ価格でしょうか？</p>	<p>市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。</p>
26		7	3 (2) 10)	<p>本入札説明書で示された「サービスの対価の総額」14,313百万円と、「特定事業の選定」(8/28公開P3)に示された「市が自ら実施する場合の財政負担額(単純合計額)」約16,600百万円の金額の多寡についてご教示願います。</p> <p>両数値の間に約23億円の開きがありますが、これは物価変動(毎年1%)と市が事業者を支払う消費税負担額の合計額が「特定事業の選定」時に加算されているものと理解して宜しいでしょうか？</p> <p>もしくは実施方針で公表した「業務要求水準書(案)」から本入札で公表した「業務要求水準書」の間で要求水準の変更があったのでしょうか？</p>	<p>サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価上昇、市への税金、消費税は見込んでおりません。</p> <p>また、市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。</p>
27		7	3 (2) 10)	<p>サービスの対価の総額 14,313百万円は、PSCに対して何%のVFMを達成している金額でしょうか。</p> <p>また、このPSCは、特定事業の選定時に公表されたPSCの金額と同額と考えてよいのでしょうか。相違があればどのような条件に変更があったのか教えてください。</p>	<p>サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価上昇、市への税金、消費税は見込んでおりません。</p> <p>なお、市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
28		7	3 (2) 10)	サービス対価の内訳をご教示下さい。	サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価上昇、市への税込、消費税は見込んでおりません。 なお、市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。
29		9	3 (4) 3)	参加表明書(様式1-2)の提出要件は、グループ構成員の各業者を載せることになっていますが、協力企業として考えている業者は、基本的に協力的会社名簿(様式2-10-1)に名を連ねるだけでよろしいのでしょうか。 それに関り、P.5の「応募者の構成等」のアの通りに、応募者の資格確認申請時に、協力企業の名称を付記することを妨げないとありますが、この場合は参加表明書上に代表者職名の捺印をした上で、参加表明書上のどの入札参加要件に協力企業と明記すればいいのでしょうか。またその場合は、入札参加名簿に登録されていることを証する書類を添付する必要があるのでしょうか。	協力企業として考えている企業は、修正様式集の様式2-10-1に記載して下さい(関心表明書は必要に応じ提出して下さい)。 なお、応募者の資格確認申請時に協力企業として名称を記載する場合は、修正様式集の様式1-2のグループ構成員表の番号欄に、番号ではなく「協力企業」と記載して下さい。また、関心表明書の提出を行う場合は、氏名の欄に押印して下さい(関心表明書の提出を行わない場合は結構です)。なお、協力企業については、桑名市の入札参加名簿に登録されていることを証する書類の添付は不要です。
30		10	3 (4) 6)	ア 「市が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の落札者選定の対象となる。」とありますが、ここでいう「市が設定する予定価格」とは、7ページ記載の14,313百万円との理解でよろしいのでしょうか。	予定価格そのものにつきましては桑名市契約規則に基づきまして公表はいたしません。なお、入札説明書に記載されています14,313百万円は、あくまで入札予定価格の目安としてサービス対価の総額を公表しています。
31		12	4 (3)	審査の過程においてヒアリング等を実施する場合がありますが、どのような形態、内容を想定しておられますか？ヒアリングが行われるとするといつ頃になるのでしょうか？	ヒアリングの実施の有無については未定です。
32		12	4 (3)	ヒアリング等を実施する場合、その持ち込み資料の制限はございますか。審査の平等性と応募者への過剰な負担を避けるために提出資料に限ると考えてよろしいのでしょうか。	ヒアリングの実施の有無については未定です。
33		12	4 (6)	審査結果について、各項目における配点結果は、応募者に公開していただけるのでしょうか？	PFI法第8条に基づき、審査結果を公表しますが、具体的な公表内容については未定です。
34		13	5 (1) 1)	平成16年7月31日までに工事を完成させ、8月1日に市に図書館等施設及び外構工事部分を引き渡すこととされていますが、この期日以前に施設等を引き渡し、事業を開始することは可能ですか。また、早期供与を可能とした提案を行った場合、提案の評価に反映されるのでしょうか。	引渡日は事業期間のスケジュールに従い、平成16年8月1日と考えており、早期完成による評価は考えておりません。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
35		13	5 (1) 3)	p.14 (3)土地の使用等によれば、事業者は使用借権を有するが、地上権等の設定・登記はできないとあります。これに対し、ここでは事前に市の承諾を得て敷地利用権について抵当権、質権その他の担保権、制限物権を設定することができることとなっております。事業者が敷地利用権(使用貸借契約)に質権その他の制限物権を設定することは可能と考えてよろしいですか。	ご質問の通りで、事前に市の承諾を得れば、一定の担保件設定については可能です。
36		13	5 (1) 4)	「日本政策投資銀行からの低利融資の活用については事業者の判断で行うこと」とあります。提案の前提を揃えなければ審査の公正さを担保できないと考えます。無利子資金と同様に低利融資についても、提案段階では適用を見込まないことを前提とすべきだと考えますが、この規定を設けた理由はなんでしょうか？	日本政策投資銀行は、事業者が選定される前に特定の事業者に対する融資コミットは行いませんが、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取組むとの参加関心表明がなされているためです。
37		13	5 (1) 4)	この制度は日本政策投資銀行のコーポレートファイナンス向け制度と理解しております。ということは、日本政策銀行はプロジェクトファイナンスにはどのような対応をとられるのかご教示ください。またその時のレートはどのように考えたらよろしいでしょうか。	日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備融資」は、主にプロジェクトファイナンスによる場合を想定しております。金利についてはプロジェクトリスク等を個別に勘案した政策優遇金利となります。詳しくは日本政策投資銀行にお問い合わせ下さい。
38		13	5 (1) 4)	日本政策投資銀行の低利融資に関して、各グループが提案前に銀行と交渉し、コミットメントをいただくことが可能だとすれば、銀行の審査判断が資金コストの優劣に影響を与えることとなります。またもしコミットメントはもらえないとすると、活用するかどうかの判断には、大きなリスクを伴います。公的な低利融資の活用は見込まない前提での提案とすべきではないでしょうか。	日本政策投資銀行は、事業者が選定される前に特定の事業者に対する融資コミットは行いませんが、事業者が選定された後に、その事業者から要望があった場合、融資の検討に取組むとの参加関心表明がなされています。
39		14	5 (2) 3)	サービス対価の支払いは全額現金と考えてよろしいでしょうか。	サービス対価の支払については、この施設の担当部署から口座振替で支払ます。
40		14	5 (2) 3)	初回支払日である平成17年4月には、準備期間(平成16年8、9月)の費用と1年目(平成16年10月～平成17年3月)の費用の合計が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	準備期間に対するサービスの対価は、初回支払日である平成17年4月30日に、平成16年10月～平成17年3月のサービスの対価と合わせてお支払いいたします。
41		14	5 (3)	事業予定地を、「市が開発公社より購入する」のは具体的には、平成14年度中のどの時点ですか。 万一、購入が遅れることによるSPC側の金利負担増などのリスクは、用地取得リスクとして市が負担するものと解釈して宜しいでしょうか。	前段については、本契約締結前までに、市は桑名市土地開発公社より事業予定地を購入致します。 後段については、ご質問の通りです。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
42		14	5	(4)	市の承諾のある場合を除き事業契約上の地位及び権利義務の譲渡・担保提供その他処分ができないとあることから、市の承諾があればこれは可能だと理解できますが、何をもちて市の承諾と考えたらよいのでしょうか？(契約書案には書面による承諾とありますが)	事前に市に相談していただき、合理的な理由であれば市は書面にて承諾致します。
43		15	5	(5)	「グループ構成員全社の出資は要しない。」また、「グループ代表者は必ず特別目的会社(SPC)へ出資を行うものとする。」とありますが、特別目的会社への出資は、グループ構成員全者が出資する必要は無いと理解してよろしいですか。(例えば、グループ構成員の内グループ代表者1者が100%出資する特別目的会社を設立する。)	ご質問の通りです。
44		15	5	(6)	入札説明書によれば契約保証金の金額は契約金額の1/10と表示しているが、契約書(案)によれば落札金額(入札価格にその価格の100分の5に相当する額を加算した金額)の100分の10となっている。入札説明書18ページの入札価格と契約金額によれば入札価格と契約金額は、維持管理・運営期間30年全てを含むか、初年度のみ含むか大きな違いがある。どちらが正しいのか御回答をお願い致します。	契約金額は、本件工事費等及びこれにかかる支払利息に、30年間の維持管理及び運営業務、図書等購入業務、システム整備・保守・管理業務、市への図書館等複合公共施設移転業務にかかる費用を加えたものとなります。
45		16	5	(7)	図書館に係るインターネット使用に対する費用は、市が負担するとされています。従って、インターネット使用に対する費用の多寡は評価の対象とはならないと理解してよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
46		16	6	(1) 1)	開発許可の申請を行うとありますが、現計画では必要がないと思われそうですがいかがでしょうか。	事業者の提案の内容により、開発行為に該当する土地形状の変更を行なう場合には開発許可の申請を要するものと考えます。(実施方針等に関する質問回答集No.17を参照下さい)
47		16	6	(1) 1)	「事業者は…工事監理者を設置」とありますが、建築企業が設計企業を兼ねる場合、建築企業と工事監理者が同じになる可能性があります。市はそのことを認めるのでしょうか？	設計部門の建築士を監理者とする場合は認めます。
48		17	6	(1) 2)	「モニタリングの際、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。」と記載されておりますが、事業者側に発生する費用とは、どのような内容、金額を想定されているのでしょうか。	事業者側の負担内容は、日常モニタリングにおける業務日誌の作成や定期モニタリングにおける独立採算部分の業務報告書の作成に要する費用(人件費、コピー代等)、日常モニタリングの項目及び方法の検討に要する事業者側の弁護士費用等です。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
49		17	6	(1) 2)	<p>モニタリング費用は、「事業者側に発生する費用を除き、市の負担」とありますが、業務日誌、独立採算部分の業務報告書の作成提出以外の、市の要望による新たに発生した費用については、市の負担と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>事業者側の負担内容は、日常モニタリングにおける業務日誌の作成や定期モニタリングにおける独立採算部分の業務報告書の作成に要する費用(人件費、コピー代等)、日常モニタリングの項目及び方法の検討に要する事業者側の弁護士費用等です。</p> <p>上記の通り付属資料 に記載したモニタリングを実施するために必要な業務は事業者側の負担としますが、付属資料 に記載していないモニタリングを市が実施する場合は、市の負担と致します。</p>
50		17	6	(2)	<p>「グループ代表者である構成員と建設会社である構成員は同一企業でも可能とする」との規定がありますが、これによりますと、構成員のうち建設会社以外の者(例えば維持管理会社等)は代表者になれないと解されます。建設会社以外の構成員がグループ代表者となることを排除するのは何故でしょうか？</p>	<p>P.17(2)にて「グループ代表者である構成員と建設会社である構成員は同一企業でも可能とする」と規定しているのは、P.4にて入札参加者が備えるべき資格として、2)建設工事に関する事項の規定があり、グループ構成員に建設会社を含めることを条件としているため、建設会社について記載したものであります(建設会社が単体で参画する意向がある場合、別途、グループ代表者として他の企業を加える必要がない旨を明確にしたものです)。</p> <p>建設会社以外の構成員でもグループ代表者になることは可能です。</p>
51		17	6	(3)	<p>事業期間中の事業者と市の関わりについて、「建設会社等及び図書館運営会社との間で直接連絡調整を行なう場合がある」とありますが、具体的にはどのような場合を想定していらっしゃいますか。また、その場合、市よりSPC側にも報告されるものと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>これは、維持管理業務を行なう業者にもあてはまることでしょうか。</p>	<p>原則として市はSPCに対して連絡等を行います。図書館運営業務については、市と事業者の業務が密接に関係しているため、業務計画書の作成に際し、業務内容の詳細など両者の間で直接連絡調整を行う場合があります。連絡調整を行った内容については、SPCに報告します。</p> <p>一方、維持管理業務については、事業者の業務として独立性が強いいため、直接連絡調整を行うことは想定していません。</p>
52		17	6	(3)	<p>事業期間中の事業者と市の関わりの項で、「必要に応じて県と建設会社等との間で直接連絡調整を行う場合がある。」とありますが、主にどのような場合を想定されているのでしょうか。</p>	<p>原則として市はSPCに対して連絡等を行います。設計図書の解釈等の専門的事項や緊急的に対応すべき事項などについては、必要に応じて市と建設会社等との間で直接連絡調整を行う場合があります。なお、連絡調整を行った内容については、SPCに報告します。</p>
53		17	6	(3)	<p>3)事業期間中の事業者と市の関わりの意味は、金融機関と市が直接契約を締結するものと理解しても宜しいですか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
54		18	7	(1)	<p>「事業契約に基づき契約手続を行なう」との記載がありますが、これは、「落札者が桑名市と契約に関する協議を終えたのちにまとめられる契約書」のことであり、配布資料の契約書(案)のことではないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>総合評価一般競争入札方式の制度上、市と事業者は、提示した契約書(案)の内容で契約を締結します。</p> <p>但し、条件の変更は行いませんが、仮契約(5月下旬を予定)までの間に、表現を明確化するため市と落札者との間で協議を行い、その結果を反映した形で契約を締結します。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
55		18	7	(2)	仮契約の対象者をSPCとしていますが、スケジュール上仮契約の対象者をSPCとすることは、その設立のための手続きを考えると事業者に多大な負担を掛けることになると思います。なぜ、代表企業などとの仮契約を認めないのでしょうか？	仮契約から本契約への移行は議会の議決をもって行うこととし、その他の契約行為は予定しておりません。また、仮契約を代表企業と締結しても、SPCとの本契約締結は担保されません。
56		18	7	(1)	本契約締結以降、本事業に関して事業期間中に議会の承認・議決が必要な事項がありましたらご教示ください。	事業期間中における議会の承認・議決が必要な事項は、原則として想定しておりません。
57		18	7	(3)	契約金額について記載されていますが、その中に以下の項目を含めても良いと考えて宜しいのでしょうか。建中金利・融資組成手数料・建設などに関わる税金・そのほか、建設に関する初期投資と認められる費用・SPC設立に関わる費用	契約金額に含めて頂いて結構です。
58		18	7	(3)	契約金額には消費税を含むことから、契約金額は入札価格に1.05を乗じた金額という理解でよろしいでしょうか。その場合、入札価格には非課税項目も含まれると考えられますが、これらの非課税項目についても1.05を乗じた金額を支払って頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
59		19	7	(3)	(1) この場合の「初年度」とは、平成16年10月～平成17年3月 平成16年10月～平成17年9月 平成16年4月～平成17年3月のいずれでしょうか。 (2) の場合では、準備期間とされている平成16年8・9月の維持管理料、運営業務費、図書購入費、システム整備保守管理費はどのように処理すればよいのでしょうか。例えば、「0年度」を設定し、ここに計上する等。また、 の場合は初年度に計上することによろしいのでしょうか。	前段について、平成16年10月～平成17年3月です。 後段について、修正版様式集の様式4-3-1～4-3-7では「準備期間」と記載しておりますが、「0年度」と設定して頂いても構いません。
60		19	8	(1)	各提案提出書及び設計図書を、白黒ではなくカラーで作成することは可能ですか。	入札説明書において着彩を認めている設計図書以外に関しては、提案書は原則白黒にて提出頂きます。但し、設計・建設・備品等整備業務提案書(様式3-1)において、業務計画説明書(様式3-2)、設計説明書(様式3-4-1～4)については、着彩及び図の挿入を認めます。
61		20	8	(1) 3)	「提案書類」の設計関連提案の内容を拝見しますと、これだけの設計に関する提案を求めながら、落札しなかった場合の提案費用の負担を事業者側とすることは、事業者に多大な負担を強いるものであると考えます。市は提案段階での設計に関する提案費用をいくら程度と見積もったのでしょうか？また、その金額を事業者が負担できると認識した根拠はなんのでしょうか？	ご意見として承ります。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
62		19	8 (1) 3)	提出書類は、種類毎に表紙をつけて1分冊とするとありますが、有価証券報告書等については、予め様式が与えられていません。表紙は自由に作成して構わないでしょうか？	表紙は自由に作成して頂いて結構です。但し、提案受付番号は記載して下さい。
63		20	8 (1) 3)	「代替信用補完措置への対応(必要な場合のみ提出)」と記載されていますが、落札者決定基準においては、どのような信用補完措置が提出された場合に業務遂行能力に不安なしと評価されるのかについて記載されておられません。平等な条件での入札が実施されるようご説明をお願いします。	代替信用補完措置については、落札者決定基準P.4(3)事業遂行能力の確認に記載の評価基準を満たしている会社が、同評価基準を満たしていない会社の担う本件事業における債務を保証する保証書(様式自由)等の提出をすることで、対応がなされるものいたします。
64		20 23	8 (1) 3) (2) 5)	設計図書の提出部数について、p.20では25部、p.23では30部とありますが、何部提出すればよいのでしょうか？	P.23の30部は25部に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正)・入札説明書をご参照下さい。
65		20 23	8 (1) 3) (2) 5)	p.20においては設計図書は25部提出、p.23では30部提出とありますが、どちらが正しいのでしょうか。	P.23の30部は25部に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正)・入札説明書をご参照下さい。
66		20 23	8 (1) 3) (2) 5)	設計図書の提出部数に相違があります。P20では25部、P23では30部、どちらが正かご教示下さい。	P.23の30部は25部に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正)・入札説明書をご参照下さい。
67		20 23	8 (1) 3) (2) 5)	提出部数が、P.20には25部、P23)設計図書には30部と記載されていますが、どちらが正でしょうか。	P.23の30部は25部に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正)・入札説明書をご参照下さい。
68		21	8 (2)	フロッピーディスクに保存して提出する資料について質問いたします。 様式2-6-3(図書購入費)は、EXCELファイルが用意されていますが、フロッピーディスクに保存して提出する必要がないと理解してよろしいでしょうか？ 様式2-3(費用等積算表)と様式3-8(建設工事費積算表)、様式4-3-8(維持管理費見積書(全体))について、EXCELのファイルが用意されていませんが、様式集に則って作成してよいと理解してよろしいでしょうか？ 様式5-4-2(システム業務費用見積書 更新時の対応)は、EXCELでフロッピーディスクに保存して提出する必要がないと理解してよろしいでしょうか？	については、EXCELファイルに記入したものを、フロッピーディスクによる提出の指定のある他の様式と一緒に、1つのファイルにまとめてフロッピーディスクに保存し、提出して下さい。 については、本質問回答集と一緒に、修正版様式集及び修正版様式ファイル提出用の双方の様式2-3、様式3-8をご参照下さい。様式4-3-8はフロッピーディスクに保存・提出する必要はありません。ご質問の通りです。
69		21	8 (2) 1)	入札提出書類に会社名を付さないところがあるが、様式2-2-1事業スキーム、2-2-2各構成員の役割、2-4-1資金計画表にも実名は公表せず、入札参加資格確認通知書に記載の番号を記載するのでしょうか。	修正版様式集の様式2-2-1事業スキーム、様式2-2-2各構成員の役割、様式2-4-1資金計画表は実名をご記入下さい。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
70		21	8	(2) 1)	<p>フロッピーディスクで提出する書類は、書類毎に1つのファイルを作成するのでしょうか？それとも1つのファイルにシートを分けて保存するのでしょうか？また、計算式や関数を使ったファイルを提出してもよいのでしょうか？</p>	<p>1つのファイルにシートを分けて保存し提出して下さい。また、計算式や関数を使用したものでお願い致します。</p>
71		21	8	(2) 2)	<p>入札書に記載する「サービス対価の総額」には、システム更新費、図書購入費も含まれるのでしょうか。</p>	<p>サービス対価の総額は30年間総額(名目値)であり、付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)-1)サービス対価の構成に計上されている項目を含みます。なお、物価上昇、市への税込、消費税は見込んでおりません。</p>
72		21	8	(2) 2)	<p>(1) TSR6ヶ月LIBORは6ヶ月Tiborの誤りでしょうか。 (2) 基準金利1.405%は6ヶ月Tiborベース10年(円 - 円)金利スワップレート(期限一括返済ベース)のレートと思われる。一方、実際は桑名市の支払により、毎年の建設代金は減少していきますから(円 - 円)金利スワップレート(期限一括返済ベース)とはベースが合致しないように思われます。しかし、この基準金利ベース(6ヶ月Tiborベース10年(円 - 円)金利スワップレート(期限一括返済ベース)で算定するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、TSR(TOKYO SWAP REFERENCE RATE)6ヶ月LIBORベースです。 後段については、ご指摘の通り、基準金利は一括償還を前提としたレートですが、算定にあたっては、これにご提案頂くスプレッドを加え、入札説明書記載の通り計算して下さい。</p>
73		21	8	(2) 2)	<p>提案したスプレッドは、トータルスプレッドのみでよろしいでしょうか。つまり資金調達の際のコストレートに含まれるスプレッドと、自らが上乘せしたスプレッドの内訳は記入不要でしょうか。</p>	<p>修正版様式集の様式2-6-2の算出根拠の(例)の通り、内訳も記入して下さい。</p>
74		21	8	(2) 3)	<p>3) 事業資金提案書とありますが、事業計画提案書と理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>「事業資金提案書」を「事業計画提案書」に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) . 入札説明書 をご参照下さい。</p>
75		21	8	(2) 3)	<p>3.5インチフロッピーディスクで提出するデータは、計算式を入れたものか、数値だけのものでしょうか。</p>	<p>関数・計算式を入れたものでお願いします。</p>
76		22	8	(2) 3)	<p>様式4-5-7の維持管理費見積書(全体)の売上高及び売上原価...は 様式4-3-8の維持管理費見積書(全体)の売上高及び売上原価...の誤植でしょうか。</p>	<p>この箇所は削除致しました。詳しくは、修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) . 入札説明書 をご参照下さい。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
77	付	22 33	8 (1) 3)	(2) 3) 図書等購入費	<p>p.22には図書等購入費は、初期購入分350百万円、定常購入分 1.5百万円/年、定常購入分 20百万円/年を前提として積算するとありますが、p.33には図書購入費は実費が支払われるとされています。これによると、事業者が前提額よりも安く購入する努力をしてもそれに対するボーナスはなく、却って前提額を下回る金額で図書を購入すると長期収支計画に影響が及ぶと理解しますが、いかがでしょうか？</p>	<p>図書等購入費は入札説明書に記載の額が上限ではなく、これが市からの支払い額(定常購入分 1.5百万円/年、定常購入分 20百万円/年、但し消費税を含まない。)となります。</p> <p>実際の図書等の購入に際しては、この金額に合わせて、納入価格ベース(定価、但し貸出可能な状態で納入)で図書等(新聞・雑誌の購入目安は新聞が15紙、雑誌が約100誌、図書等は年間約1万点を目標)の費用を積算するため、事業者が納入可能な状態にすることを含め、定価よりも安く購入する努力を行った場合は、差額が事業者の利益となります。</p>
78	付	22 38	8 (3) 4)	(2) 3) 改定方法	<p>p.22に長期収支計画表について、図書館の運営費用は、利用者数を12.5万人として計算するとありますが、p.38には、実際の利用者数に応じて毎年度サービス対価が改定されることになっています。したがって、利用者数が12.5万人を大きく下回った場合、長期収支計画に影響が及びSPCの経営が悪化することも起こり得ると考えられますが、このリスクは、市に負担していただけるものと、また、このリスクをモニタリング項目設定において考慮していただけるものと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>利用者数増減リスクはリスク分担表の通り、市と事業者の双方で分担することとしております。具体的には、P.38に記載の通り市は利用者数10.5万人までの費用を最低保証する一方で(例えば利用者が8万人でも10.5万人として計算します)、利用者数17.5万人以上となった場合の超過分の費用は事業者に負担して頂くこととなります。</p>
79		22	8	(2) 3)	<p>長期収支計画表、キャッシュフロー計算書、30年間償還表について、A3横書きとありますが、A3横長で作成すればよいと理解してよろしいでしょうか？ また、枚数は数枚にわたってもよろしいでしょうか？</p>	<p>前段については、ご質問の通りです。後段については、枚数は数枚にわたっても結構です。</p>
80		22	8	(2) 3)	<p>p.22に長期収支計画表について、図書館の運営費用は、利用者数を12.5万人として計算するとありますが、図書館関連資料によると平成12年度の利用者数は68,305人となっています。現状を大幅に上回る12.5万人と設定された根拠は何ですか？</p>	<p>平成12年度の利用者数68,305人は、図書等を貸借した者のみを計上していること、蔵書及び施設規模が大幅に増大すること、サービス内容が増えることから、大幅な利用者数の増加につながるものと想定したためです。</p>
81		22	8	(2) 3)	<p>維持管理料は様式4-3-8で積算した金額との整合を図る。 運営費用は様式5-3-1で積算した利用者1人あたり単価を用い、利用者12.5万人(30年間固定)として計算する。 図書等購入費は様式2-6-3で積算した金額との整合性を図る。 システム運営費は様式5-4-1で積算した金額との整合を図る。</p> <p>とありますが、それぞれ市の支払額(事業者収入)と整合を図るということと解釈してよろしいですか。 (事業者の各年度の費用は上記様式には示されていないため)</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
82		22	8	(2) 3)	<p>運営費用算出の前提条件として、「利用者数12.5万人(30年固定)とのことですが、入札者側の考えにより想定利用者数を増減させて提案することは可能ですか。</p>	<p>入札価格は12.5万人(30年固定)で計算して下さい。なお、想定利用者数の提案は、様式5-3-2においてお願い致します。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
83		23	8	(2) 4)	提案書に着色を行っても構わないでしょうか。	設計・建設・備品等整備業務提案書は原則として白黒にて提出頂きます。但し、設計・建設・備品等整備業務提案書(様式3-1)において、業務計画説明書(様式3-2)、設計説明書(様式3-4-1~4)については、着色及び図の挿入を認めます。
84		23	8	(2) 4)	各様式を用いるにあたり、当該様式の着色、様式中の説明に図、着色等の使用はかまわないでしょうか？	設計・建設・備品等整備業務提案書は原則として白黒にて提出頂きます。但し、設計・建設・備品等整備業務提案書(様式3-1)において、業務計画説明書(様式3-2)、設計説明書(様式3-4-1~5)については、着色及び図の挿入を認めます。
85		23	8	(2) 4)	設計説明書等の着色は可能でしょうか。	設計・建設・備品等整備業務提案書は原則として白黒にて提出頂きます。但し、設計・建設・備品等整備業務提案書(様式3-1)において、業務計画説明書(様式3-2)、設計説明書(様式3-4-1~5)については、着色及び図の挿入を認めます。
86		23	8	(2) 5)	提案設計図書表紙の書式及び記載内容をご教示下さい。	表紙は自由に作成して頂いて結構です。但し、提案受付番号は記載して下さい。また、会社の特定できるマーク等の表示は付さないで下さい。
87		23	8	(2) 5)	外観透視図及び内観透視図のA2版提出枚数の制限はございますか、ご教示下さい。	外観透視図をA2版で1枚、内観透視図(数ヶ所全てをおさめたもの)をA2版1枚とします。
88		24	8	(2) 5)	設計図書、のほかはすべて白黒に限定すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
89		23	8	(2) 5)	以外の着色はかまわないでしょうか？	着色を認めている、以外の設計図書は、全て白黒にて御提出下さい。
90		23	8	(2) 5)	配置図、各階平面図、立面図、断面図、設備計画、構造計画、防災計画、日影図には着色不可(白黒提出)なのでしょうか。	着色を認めている、以外の設計図書は、全て白黒にて御提出下さい。
91		23	8	(2) 5)	設計主旨」の提出枚数は「デザインコンセプト」にて1枚、「配置・施設設計と、運營業務及び維持管理業務との連携」にて1枚、合計2枚と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
92		23	8	(2) 5)	5)設計図書 配置図はアプローチ矢印等は表現してよろしいでしょうか。	結構です。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
93		23	8	(2) 5)	5)設計図書 立面図は窓開口等の表現はグレーで表現してよろしいでしょうか。	白黒表現の範囲であれば、ディテール表現は提案者によるものです。但し、着彩は認めません。
94		24	8	(2) 5)	提出図書の「日影図」とは建築基準法第56条の2に定められる日影図のうちの「時刻日影図」及び「等時間日影図」を指すと考えてよろしいですか。	ご質問の通りです。
95		24	8	(2) 5)	外観透視図は1ヶ所をA2版1枚以内におさめると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
96		24	8	(2) 5)	内観透視図は数ヶ所をA2版1枚以内におさめると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
97		24	8	(2) 7)	入札説明書には図書館運営業務に関して、SPC手数料に関する記述がありませんが、維持管理料やシステム業務と同様に、提案書には様式に従ってSPC手数料を含めて記入するという理解で宜しいでしょうか。	図書運営業務のSPC手数料は様式5-3-1にて記載して下さい。様式5-3-1の見積書(利用者1人あたり単価)をもとに様式5-3-2の運営費を計算(利用者1人あたり単価×想定利用者数に対応した計算基礎利用者数)するので、維持管理業務費用(様式4-3-1)やシステム業務費用(様式5-4-1)のように30年見積書に更にSPC手数料を記載して頂く必要はありません。
98		25	8	(2) 7)	様式5-3-2(30年見積書)には、利用者数を予測して運営費を計上するとありますが、これは長期収支計画には反映されません。これを求める理由は何ですか？	様式5-3-2の想定利用者数の記載については、事業者が様式5-2で提案して頂く内容をもってどの程度の利用者数を見込むか、業務提案内容を総合的に把握するためです。
99		25	8	(2) 7)	利用者1人あたりの単価は、長期収支計画表の運営業務費の前提となる値とする。 とありますが、この場合の運営業務費とは、利用者1人あたり単価がSPC手数料を含んでいることから、長期収支計画表の支出欄に項目のある運営業務費ではなく、サービスの対価収入の一部を構成する運営業務収入の前提となる値と考えますが、この解釈でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
100		25	8	(2) 7)	様式5-4の記載項目で、作業内容に対応し、人件費、外注費、設備費、用度品費、その他と分けて見積するとのことであるが、各々どのような費用としてお考えでいらっしゃいますか？例えば、(ソフトパッケージ費はその他、カスタマイズ費はその他、データ移行費はSPC手数料、初期(ハード・ソフト)設定費は人件費、導入時研修費は人件費、ネットワーク工事費は設備費でよろしいのでしょうか？)	各費用に示す基本的な内容は以下の通りです。なお、提示している費目は例示であり、提案内容に応じて項目を調整して頂いて構いません。 ・人件費：一般的には給料、賃金、諸手当、賞与、退職金の直接現金で支払うもの ・その他、通勤費、法定福利費なども含まれます。 ・外注費：他の事業者へ業務を委託したことにより発生する費用。 ・設備費：長期間繰り返し使用するもの(機械など) ・用度品費：必要な事務用品等の費用。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
101		25	8 (2) 7)	システム業務費用見積書:「30年間にわたる費用の見積について、5年毎の更新を踏まえ実態に即した内容を計上する」とありますが、これは「サービス対価の算定方法(付属資料)」34ページの説明にある、「当該業務にかかる提案価格(初年度購入価格であり、更新までの5年間分の価格)」を実態に即して算定し、6年目以降も同一価格として計上すると解してよろしいですか。	ご質問の通りです。
102		25	9	日本政策投資銀行の低利融資が可能(50%以下)とありますが、融資金利は年率何%で融資を受けられますか。融資を受ける場合の条件は何かありますか。	金利についてはプロジェクトリスク等を個別に勘案した政策優遇金利となります。詳しくは日本政策投資銀行にお問い合わせ下さい。また融資を受ける場合の条件についても同様に、日本政策投資銀行にお問い合わせ下さい。
103	付	29	3	「PFIの契約議決が得られない場合」の「市及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用の負担」は、市と事業者の両方に が付されていますが、SPC設立費用(登録免許税等登記費用等)についても事業者の負担となるのでしょうか。また、市が負担していたアドバイザー等の費用を応募者に負担させることもあるのでしょうか?	PFIの契約議決までに市及び事業者が各自負担した費用は、原則各々で負担するものと考えます。
104	付	29	3	政治・行政リスクで負担者が官民双方になっていますが、これはPFIの契約議決が得られなかった場合で、事業が不成立に終わった場合、それまでに負担した費用については、官民それぞれ各自の分は負担すると解釈すればよろしいですか。	PFIの契約議決までに市及び事業者が各自負担した費用は、原則各々で負担するものと考えます。
105	付	29	3	PFIの契約議決が得られない場合に、事業者が事業の準備に関して支出した費用の負担をするとの規定は、明らかに合理性に欠いていると考えます。このリスク分担の根拠はなんのでしょうか?	行政事例では議会の議決が得られなかった場合でも、市は責任を負わないのが一般的で、市及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用については、それぞれが負担するものとしているところから、事業者側もリスク負担することとしました。
106	付	29	3	新たに事業者による負担(印)が付されましたが、今回の入札説明書公表以前に示された市の見解「事業者の市に対する損害賠償請求は妨げない」はそのままいっていると了解して宜しいでしょうか。	事業者が本件事業の準備に関して支出した費用は、事業者の負担とします。
107	付	29	3	PFIの契約議決が得られない場合のリスクについて、実施方針段階では「市」のみに がありましたが、今回は「事業者」側にも が付されている具体的な理由をお聞かせ下さい。 事業者側に帰する責がない場合は、市のリスクであると解釈して宜しいでしょうか。	行政事例では議会の議決が得られなかった場合でも、市は責任を負わないのが一般的で、市及び事業者が本件事業の準備に関して支出した費用については、それぞれが負担するものとしているところから、事業者側もリスク負担することとしました。
108	付	29	4 5	本件事業にのみ変更を及ぼす制度・許可可の新設・変更に関するものは市のリスクで、それ以外全般的なものは事業者のリスク負担という解釈で宜しいですか。	契約書(案) P.45 別紙8 法令変更にかかる負担 をご参照下さい。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
109	付	29	6 7		市で取得する部分の許認可、事業者が取得すべき許認可をそれぞれ具体的に明示していただけますか。	契約後にお示しします。
110	付	29	12		「新税以外の税率の変更に関するもの」は事業者の負担とされていますが、市が一方的に固定資産税の税率を上げた結果、事業者の負担が増加することになって、サービスの対価は増額されないのでしょうか？ また、その結果、事業者が破綻しても、市は責任を負わないということでしょうか？	原則として、税制度リスクについては市も民間もコントロールできないリスクと捉えています。そこで、既存の税制における一般的な税率変更については、民間事業者に負担していただくことを想定しています。仮に、PFI事業者についてのみ、市が全ての税率変更リスクを負うことになると、PFI事業者でない一般の民間事業者との税の公平性を欠くことになります。
111	付	29	12		新税以外の税率の変更に関するリスクを事業者負担とするのは合理性に欠いていると考えます。 特に、固定資産税等は、市の収入であり、また税率は市の判断で変更できることから税率の変更は市のリスクとすべきだと考えます。事業者側で全くコントロールできない当該リスクについて、事業者負担する規定を設けた理由は何でしょうか？ PFI事業は公共サービスの安定的継続的提供を使命とするとの観点からご検討ご回答をお願いします。	原則として、税制度リスクについては市も民間もコントロールできないリスクと捉えています。そこで、既存の税制における一般的な税率変更については、民間事業者に負担していただくことを想定しています。仮に、PFI事業者についてのみ、市が全ての税率変更リスクを負うことになると、PFI事業者でない一般の民間事業者との税の公平性を欠くことになります。
112	付	29	12		固定資産税、都市計画税については、市税であり、本事業において市の収入(税収)と市のサービスの対価(当該税金を含む)としての支出を考えますと、当該税金を免除とするほうが合理的と考えますが、免除をしない理由を教えてください。	原則として、税制度リスクについては市も民間もコントロールできないリスクと捉えています。そこで、既存の税制における一般的な税率変更については、民間事業者に負担していただくことを想定しています。仮に、PFI事業者についてのみ、市が全ての税率変更リスクを負うことになると、PFI事業者でない一般の民間事業者との税の公平性を欠くことになります。
113	付	29	14		事業者の施設計画に伴う日照及び圧迫感等に関する住民の反対運動が起こった場合は、施設の設置に関するものであり、市側のリスク負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者の施設計画に伴う住民対応リスクは事業者の負担とします。
114	付	29	24		造成リスクについて民間が となっていますが、回答書では「本事業の履行に必要な行為を行うことによって発現した土地固有の土壤汚染によるリスクは原則市が負担する」とあります。したがって、土壤汚染リスクを事業者は負担しないと考えますが、民間の負担する他のリスクとして何を想定していますか？	市において土壤汚染の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、土壤汚染や地中障害物等の発現により建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として市において負担するものと考えています。 ただし、施設設計要求書の関連資料として公表している図・資料から予測しうる造成リスクについては、事業者に負担していただきたいと考えております。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
115	付	29	24	<p>土地の瑕疵についての市の回答は、土壌汚染や地中障害物、地下埋設物等が発現したための建設工事着手の遅延に因る費用・リスクは市の負担であり、入札説明書公表時に土地利用履歴の資料(建設写真を含む)とそれらに関する市の判断を公表するとのことでしたが、それは契約書(案)第7条3項(本体工事に伴う各種調査)に反映されているものと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>その上で、リスク分担表に民間事業者が となっていますが、どのようなリスクを事業者が負担するものと想定していますか。</p>	<p>市において土壌汚染の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、土壌汚染や地中障害物等の発現により建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として市において負担するものと考えています。</p> <p>ただし、施設設計要求書の関連資料として公表している図・資料から予測しうる造成リスクについては、事業者に負担していただきたいと考え、その旨契約書(案)第7条3項に記載し、リスク分担表には事業者が従負担するとしております。</p>
116	付	29	24	<p>事業者が 従分担となっていますが、事業者がリスクを負担せねばならないケースはどんな場合があるのでしょうか。</p>	<p>市において土壌汚染の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、土壌汚染や地中障害物等の発現により建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として市において負担するものと考えています。</p> <p>ただし、施設設計要求書の関連資料として公表している図・資料から予測しうる造成リスクについては、事業者に負担していただきたいと考えております。</p>
117	付	29	24	<p>実施方針段階では、「市」のみに が付されていましたが、今回、「事業者」側に が付されている理由を具体的にご教示ください。</p>	<p>市において土壌汚染の有無についての調査を含めた事前調査は行いません。そのため、万が一、土壌汚染や地中障害物等の発現により建設事業着手が遅延する場合には、その費用及びリスクを「造成リスク」として市において負担するものと考えています。</p> <p>ただし、施設設計要求書の関連資料として公表している図・資料から予測しうる造成リスクについては、事業者に負担していただきたいと考えております。</p>
118	付	29	26	<p>金融機関等と市の間には、直接契約が結ばれるものと解釈して、この直接契約は資金調達に密接な関係があるため、資金調達リスクに関して、「市」側に が付されているものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)附則第2条に定める通り、市は金融団と協議を行い必要事項を定めませんが、資金については、事業者の責任において確保していただきたいと考えております。</p>
119	付	29	30	<p>工事遅延リスク(No.30): 工事遅延リスクについては、実施方針に関する質問回答集No.240の回答及び契約書(案)第9条では、市側に原因がある(市の責めに記すべき事由による)遅延は市の責任負担となっていますが、本リスク分担表にはその記述がなく、当該リスクは事業者負担のみとなっています。このリスクについては質問回答集及び契約書案の記述が優先すると理解してよろしいですか。</p>	<p>付属資料 リスク分担表の工事遅延リスク(30)のリスク内容を「工事が契約に定める工期より遅延する、または完工しない場合(市の責めによるものを除く)」に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) . 入札説明書 をご参照下さい。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
120	付	29	43	市町村合併にともなう環境変化については、維持管理リスク・計画変更リスク(No.43)に該当するとの解釈でよろしいですか？ 合併に伴う域内図書館の分館化等への検討については、「サービスの対価の算定方法・システム整備保守管理費」にある50%の上限は適用されないと考えてよろしいですか？	ご質問の通りです。
121	付	30	48～50	施設損傷リスク(No.48～51):ここで言う「施設」には事業者が図書館等施設整備業務により設置した備品を含むと理解してよろしいですか。	ご質問の通りです。
122	付	30	49	施設損傷リスク(No.49)の注1:「原則として」市のみで運営部分における事故・火災等による施設損傷リスクは市の負担とありますが、原則にあてはまらない場合とは例えばどのような場合でしょうか。	まれなケースですが、市が単独で行う運営部分において、維持管理業務に際し事業者側の職員が事故や火災を引き起こす場合などが考えられます。
123	付	30	53 58	貸出券の発行は、ICカードの導入により発行の有無、発行の範囲が変わるものと考えられます。これによる運営費の増減に関するリスクは、図書館運営リスクの計画変更リスク(No.53)もしくは運営コストリスク(No.58)であり、当然市に負担していただけるものと理解しますが、よろしいでしょうか？	市が発行するICカードに貸出券が添付された場合でも、ICカード発行範囲以外の利用者には事業者の負担で貸出券を発行していただきますので、業務要求水準書P.30...運営業務要求水準 (1)図書館運営業務 2. サービス部門業務 (3)登録業務 にお示したパターンの範囲内は事業者の負担と考えます。従って、システムについての対応はあらかじめご配慮下さい。
124	付	30	55 56	市と事業者が別々に保険に入るより一体の施設として施設保険に加入し掛け金を分担したほうが、保険料が安くなると思われそうですが、その可能性はございますか。	ご意見として承ります。なお、本件事業において、市は保険の付保は想定しておりません。
125	付	30	57	利用者増減リスクは図書館運営リスクについてのみ市と事業者双方のリスク負担となっておりますが、同様に影響があると思われる維持管理リスクについては利用者増減リスクについての記載がありません。 維持管理における利用者増減リスクは事業者負担と解釈してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
126	付	30	61	備品リスクが、市：(主分担)、事業者：(従分担)となっておりますが、現段階で、市が想定されている事業者のリスクをお示し下さい。併せて、市が負担する主なリスクを具体的にお示し下さい。	図書館内(開架・閉架書庫を含む)における図書等やAV機器の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルについては、事業者が負うリスクですが、図書等の盗難・紛失・破損にかかる費用については、図書等の簿価総額の0.3%を超えない額までは市が負担することから、備品リスクは官民双方の負担としています。詳しくは、契約書(案)第28条2項1号をご参照下さい。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目				質問事項	回答
127	付	30	61				「事業者」側に が付されている具体的な理由をお聞かせ下さい。	図書館内(開架・閉架書庫を含む)における図書等やAV機器の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルについては、事業者が負うリスクですが、図書等の盗難・紛失・破損にかかる費用については、図書等の簿価総額の0.3%を超えない額までは市が負担することから、備品リスクは官民双方の負担としています。詳しくは、契約書(案)第28条2項1号をご参照下さい。
128	付	30	62				生活利便施設に関する運営方針(施設賃料、サービスの価格、運営費、施設種類など)は、全て事業者側の裁量によるものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りですが、運営方針等については、市への報告等必要と考えています。
129	付	31	(1)	1)		1)	その関連業務とは具体的に何を示しますか。 可能であれば具体的な内容をご提示願います。	適用法令の確認作業や市との内容調整等の事務的業務を想定しております。
130	付	31	(1)	1)		5)	本件工事費等及びこれにかかる支払利息に5)市への図書館等施設所有権移転業務が含まれておりますが、最終年度に発生する所有権移転費用も本件工事費等に元金として加え、基準金利プラス スプレッドで元利均等払いの指定の計算を行った額が当該対価となるのでしょうか。	「市へ図書館等施設所有権移転業務にかかる費用」も本件工事費等に含まれますので、本件工事費等及びこれにかかる支払利息の算出において、元金に含め計算して下さい。
131	付	31	(1)	1)		5)	本件工事費等及びこれにかかる支払い利息 図書館等施設建設費部分等の右、入札説明書に記載の業務における5)市への図書館等施設所有権移転業務は本件工事費等及びこれにかかる支払い利息における業務か。	「市へ図書館等施設所有権移転業務にかかる費用」も本件工事費等に含まれますので、本件工事費等及びこれにかかる支払利息の算出において、元金に含め計算して下さい。
132	付	31	(1)	1)			本体工事費等及びこれにかかる支払利息において国などの補助金を受ける事は可能でしょうか。例えば保健センターの保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金など。	本件施設のうち、現行の補助事業制度では、保健センターは保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金、勤労青少年ホームは勤労者家庭支援施設等整備費補助金があります。 市は厚生労働省と補助金交付の協議の結果、補助金の交付は見込めないとの回答をいただいておりますが、PFI法の改正等により補助金の交付が見込める状況になった場合は、対応を検討したいと考えております。
133	付	31	(1)	1)			維持管理費 その他業務対価の初年度(準備期間含)及び毎年の支払額の算定方法をお示し下さい。	維持管理費は修正版様式集の様式4-3-8に記載して頂く合計(売上高)が2年目以降の毎年の支払い額となり、初年度は上記価格の1/2の価格に準備期間の費用を加えたものとなります。 その他業務は、30年間の合計額を30で除いた価格が2年目以降の毎年の支払い額となり、初年度は上記価格の1/2の価格となります。
134	付	31	(1)	1)			修理の中には劣化した建築設備機器等の更新を含むのでしょうか。更新は備品・什器のみで宜しいのでしょうか。修理、更新の定義を願います。	修理は建築物、建築設備、外構施設の修理・更新とします。 更新は備品等整備業務に対応するものとします。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答	
135	付	31	(1)	1)	1)	1)- 備品・什器等保守管理業務を3)- 図書等購入業務の一部に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) . 入札説明書をご参照下さい。	
136	付	31	(1)	1)	1)	システム整備保守管理費 コンピュータシステムの整備費用について、更新分(期間中5回)に係る整備費用の資金調達に関し、金利変動はされないのでしょうか？ 仮にリースとして提案としても、リース料率の大部分を占める金利分に関して、5回の更新時期の金利水準を想定することは困難であります。システムの整備費相当分の調達にかかる金利を、更新時に変動していただきますようお願いいたします。	条件の変更はいたしません。ご意見として承ります。
137	付	31	(1)	1)	1)	SPCの運営に関する費用(決算事務、会計監査、請求事務等)は「その他業務」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
138	付	31	(1)	1)	1)	「その他業務」の内容のうち、「公租公課」にはSPCに課税される法人税等が含まれるのでしょうか。	法人税等を含め算定して頂いて結構です。
139	付	31	(1)	1)	1)	「維持管理及び運営業務費 その他業務」には、SPCの運営等に係る費用も含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
140	付	31	(1)	1)	1)	その他業務 建物保有にかかる固定資産税、都市計画税は市町村税であるが、サービス対価に含むのか。	サービス対価に含みます。
141	付	31	(1)	1)	1)	保険料、公租公課など上記に含まれない費用には、SPCの会社経費(一般管理費)を含むのでしょうか。	ご質問の通りです。
142	付	31	(1)	1)	1)	「その他業務」のうち「公租公課」については民間の創意工夫によるコントロールが全くなりかからない項目であるにもかかわらず、入札価格に少なくない影響を及ぼす項目であります。 つきましては提案時における、不動産取得税、登録免許税、固定資産税、都市計画税の課税評価額(不動産の価格)の計算ルールを定めていただけないでしょうか。例えば、〇〇円/㎡、建設工事費の××%とするといった決め方が考えられます。	ご意見として承ります。
143	付	32	(1)	2)	2)	「支払請求権は3つに分類されるが、その処分(譲渡、担保設定)は一体としてのみ可能とする」と規定する理由はなんのでしょうか？支払請求権としては分けながら債権としては一体とする根拠はなんのでしょうか？種類も期間も異なる債権を一体とすると規定すること自体が極めて不自然といわざるを得ません。	市として、本件は「一体としてのPFI事業」と考えており、サービスの種類は異なるものの、落札した事業者に一体としてのサービス提供をお願いするものです。従って、個々のサービス対価の請求権を独立させて、それぞれ譲渡、担保提供されることは、予定しておりません。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答	
144	付	32	(1)	3)	本件工事費等	維持管理業務のサービスの対価は図書館利用者数の増減とはリンクしないと考えてよろしいですか。	ご質問の通りです。
145	付	32	(1)	3)	本件工事費等	<p>“算定方法:”以下 につきましては、提案書の作成要領(21ページ)の主旨(物価変動を除き、金利水準は30年間一定)と異なります。ここでの算定方法とは、事業契約上の見直し方法として規定された、と理解して宜しいのでしょうか。</p> <p>提案書を作成する上で、修理費につきまして、(物価、金利等の変動要素は、考慮せず)支払い方法が記されていますが、提案書のキャッシュフローに、ここで説明された方法(初期10年間は、5年間据え置き後、1/5の額での支払い等)で計上するのでしょうか。</p>	前段、後段ともに、ご質問の通りです。
146	付	32	(1)	3)	本件工事費等	維持管理及び運營業務費のうち のその他業務に相当する部分についてはサービスの対価の見なおしの対象外とするのは何故でしょうか?この項目としては保険料・公租公課以外に会社を会社として運営する費用(決算事務・会計監査・請求事務など)も含まれると考えます。これら例示しました費用を含む当該費用項目 も、指標により見なおすべき費用と考えます。	ご意見として承ります。
147	付	32	(1)	3)	本件工事費等	<p>修繕費について、修繕の発生する段階での、つまり将来の金利設定について、市はどのようにお考えなのでしょう?尚、時期により発生業務とその対価が異なる当該費用に関する「初年度価格」の定義をわかりやすくご提示ください。</p>	<p>サービス対価の支払時期と修理費の発生時期が異なることによるコスト負担分は、サービス対価の構成のうち「本件工事費等及びこれにかかる支払利息、もしくは「その他業務」の項目等にて適宜対応して下さい。</p> <p>また、修理費の初年度価格は、支払いの設定が様式4-4長期修理計画書を踏まえた1~10年目の修理費合計に対し、6~10年目の各年に1/5の額を支払うものであることから、ここで計算される価格を初年度(平成16年10月~平成17年9月)価格とし、6年目の支払いの際には初年度を基準に5年分の物価調整を行います。</p>
148	付	32	(1)	3)	本件工事費等	<p>修理費についてですが、提案時の長期修理計画及び備品・什器等の更新計画はあくまでも計画であり、日常の維持管理の状況によっては、修理・更新時期及び内容が当初の計画から異なる場合が十分に考えられます。</p> <p>例えば11~20年目に行う予定にしていた修理業務が21~30年目にズレた場合(その逆の場合も想定されます)、修理費の支払条件をどの様に調整するのでしょうか。</p>	<p>修理費については、原則、提案書の価格を30年間の支払価格とすること、見直しに対する協議は双方から申し入れできるが、支払価格の変更には市の承諾が必要であること、増額の申入れを行う場合は、提案書の価格との乖離に対し、合理的な理由があると認められること、が前提となります。</p> <p>また、提案書の価格については、基礎審査の(2)事業シミュレーションの確認で評価を致します(従って、非現実的な提案の場合は、内容確認のうえ失格とすることがあります)。</p> <p>なお、協議となりうる具体的な内容及びそれにかかる対応については、関係者協議会での調整事項と考えます。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答	
149	付	32	(1)	3)	本件工事費等	<p>修理費に関して、10年目及び20年目の時点で見直し協議が可能とした場合、入札時点で見積もりより低い金額で入札し、協議で回復するようなことを想定した提案が無いとも限らないが、このような提案をどのように評価(排除)するのか。</p>	<p>修理費については、原則、提案書の価格を30年間の支払価格とすること、見直しに対する協議は双方から申し入れできるが、支払価格の変更には市の承諾が必要であること、増額の申入れを行う場合は、提案書の価格との乖離に対し、合理的な理由があると認められること、が前提となります。</p> <p>また、提案書の価格については、基礎審査の(2)事業シミュレーションの確認で評価を致します(従って、非現実的な提案の場合は、内容確認のうえ失格とすることがあります)。</p> <p>なお、協議となりうる具体的な内容及びそれにかかる対応については、関係者協議会での調整事項と考えます。</p>
150	付	32	(1)	3)	本件工事費等	<p>修理費について、「10年目及び20年目の時点で、修理費の見直しに対し双方から協議を申し入れることができるものとする。」とありますが、合理的な理由があれば入札提案及び物価変動により決定されるサービス対価の変更について双方協議を申し入れることができる、との理解でよろしいでしょうか。この場合、入札提案時の修理費見積りの妥当性が非常に重要な要素と思いますが、落札者の選定においてどのようにお考えでしょうか。(落札基準には評価項目がありません)</p>	<p>修理費については、原則、提案書の価格を30年間の支払価格とすること、見直しに対する協議は双方から申し入れできるが、支払価格の変更には市の承諾が必要であること、増額の申入れを行う場合は、提案書の価格との乖離に対し、合理的な理由があると認められること、が前提となります。</p> <p>また、提案書の価格については、基礎審査の(2)事業シミュレーションの確認で評価を致します(従って、非現実的な提案の場合は、内容確認のうえ失格とすることがあります)。</p> <p>なお、協議となりうる具体的な内容及びそれにかかる対応については、関係者協議会での調整事項と考えます。</p>
151	付	32	(1)	3)	本件工事費等	<p>修理費の見直しは市及び事業者双方から協議を申し入れることができることになっていますが、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。</p>	<p>修理費については、原則、提案書の価格を30年間の支払価格とすること、見直しに対する協議は双方から申し入れできるが、支払価格の変更には市の承諾が必要であること、増額の申入れを行う場合は、提案書の価格との乖離に対し、合理的な理由があると認められること、が前提となります。</p> <p>また、提案書の価格については、基礎審査の(2)事業シミュレーションの確認で評価を致します(従って、非現実的な提案の場合は、内容確認のうえ失格とすることがあります)。</p> <p>なお、協議となりうる具体的な内容及びそれにかかる対応については、関係者協議会での調整事項と考えます。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答
152	付	32	(1)	3)	本件工事費等 修理費について「10年目及び20年目の時点で、修理費の見直しに対し双方から協議を申し入れることができるものとする。」とのことですが、例えば提案時に想定していた修理費に対し、施設の保全状態が良く大規模な修理等を必要としない場合や、逆に多額の修繕費用が見込まれる場合などに事業者と市が協議を行い、サービス対価の見直しを行うと解釈してよろしいでしょうか。	修理費については、原則、提案書の価格を30年間の支払価格とすること、見直しに対する協議は双方から申し入れできるが、支払価格の変更には市の承諾が必要であること、増額の申入れを行う場合は、提案書の価格との乖離に対し、合理的な理由があると認められること、が前提となります。 また、提案書の価格については、基礎審査の(2)事業シミュレーションの確認で評価を致します(従って、非現実的な提案の場合は、内容確認のうえ失格とすることがあります)。 なお、協議となりうる具体的な内容及びそれにかかる対応については、関係者協議会での調整事項と考えます。
153	付	32	(1)	3)	本件工事費等 他のサービス対価には「SPC手数料」という項目が含まれていますが、(本件工事費等及びこれにかかる支払利息)についてはSPCの収益相当部分と解される「SPC手数料」というものが見当たりません。この部分については、支払利息部分の金利スプレッドにより、金融機関の金利スプレッドのみならず、SPCの収益部分に相当するスプレッドも加味するという理解でよいのでしょうか。 それとも(本件工事費及びこれにかかる支払利息)については、SPCの適正収益は考慮しないということでしょうか。	修正版様式集の様式2-6-2の上乗せするスプレッドにSPC収益部分に相当するスプレッドも含めご提案下さい。
154	付	33	(1)	3)	図書等購入費 “算定方法:”に関し 定常購入分 ¹ 及び ² 支出上限額が記されていますが、提案書に計上すべき金額は、これ以下であれば、いくらでも安いということでしょうか。(事業契約上は、この金額に係わらず、実費精算されると理解いたしますが。)	図書等購入費は入札説明書に記載の額が上限ではなく、これが市からの支払い額(定常購入分 1.5百万円/年、定常購入分 20百万円/年、但し消費税を含まない。)となりますので、入札説明書の提示額で積算して下さい。 なお、実際の図書等の購入に際しては、この金額に合わせて、納入価格ベースでの積算をもとに、図書等(新聞・雑誌の購入目安は新聞が15紙、雑誌が約100誌、図書等は年間約1万点を目標)を入札説明書提示額に達するまで購入することになります。
155	付	33	(1)	3)	図書等購入費 初期購入の図書費350百万円は実費精算とは書かれてありませんが実費精算ですか。図書費(実費)+支払利息を平準化して支払うということですか。	初期購入分については、350百万円(但し、消費税を含まない。)に対し実費清算するのではなく、図書購入費(納入価格)+支払利息(事業者の提案による)を平準化してお支払致します。
156	付	33	(1)	3)	図書等購入費 市が事業者に支払う初期購入分は350百万円を提案する金利で5年間の元利均等返済計算を行うものとして算定しますが、事業者が支出する350百万円は、開業前の6万点と、1年目~3年目の5万点の購入点数に按分して発生するものと考えてよろしいですか。	ご質問の通りです。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答		
157	付	33	(1)	3)	図書等購入費	初期購入分の図書購入費350百万円は、開業前に6万点、開業後平成16年10月から平成19年9月までに5万点を購入するものと想定しています。		
158	付	33	(1)	3)	図書等購入費	ご質問の通りです。		
159	付	34	(1)	3)	図書等購入費	注2)	貸出し可能な状態で納入…とありますがどのような状態ですか。	現状は、本は背表紙下部に分類番号を貼付の上フィルムコーティングした状態に、バーコードを貼付(原則背面左上に貼付)するといった一般的な仕様です。バーコードの位置は装幀の都合上変わることもあります。なお、AV資料の場合は、ジッパー付透明袋に入れてバーコードを貼付しています。 本件業務においては、方法を含め事業者にお任せいたします。
160	付	34	(1)	3)	図書等購入費	注2)	図書等は貸出し可能な状態で納入することになっていますが、具体的な装備の状態を教えてください。	現状は、本は背表紙下部に分類番号を貼付の上フィルムコーティングした状態に、バーコードを貼付(原則背面左上に貼付)するといった一般的な仕様です。バーコードの位置は装幀の都合上変わることもあります。なお、AV資料の場合は、ジッパー付透明袋に入れてバーコードを貼付しています。 本件業務においては、方法を含め事業者にお任せいたします。
161	付	34	(1)	3)	図書等購入費	注2)	「納入価格とは定価を示す。(但し貸出し可能な状態で納入することを条件とする)」とありますが、貸出し可能な状態とはどのような状態を想定しているのか、具体的にご提示願います。	現状は、本は背表紙下部に分類番号を貼付の上フィルムコーティングした状態に、バーコードを貼付(原則背面左上に貼付)するといった一般的な仕様です。バーコードの位置は装幀の都合上変わることもあります。なお、AV資料の場合は、ジッパー付透明袋に入れてバーコードを貼付しています。 本件業務においては、方法を含め事業者にお任せいたします。
162	付	34	(1)	3)	図書等購入費	注2)	注2) 但し、貸出し可能な状態で納入することを条件とする、とありますが、現図書館での図書納入における「図書装備仕様書」を公開いただけますでしょうか。(バーコード貼付位置etc)	仕様書は閲覧とします。現状は、本は背表紙下部に分類番号を貼付の上フィルムコーティングした状態に、バーコードを貼付(原則背面左上に貼付)するといった一般的な仕様です。バーコードの位置は装幀の都合上変わることもあります。なお、AV資料の場合は、ジッパー付透明袋に入れてバーコードを貼付しています。 本件業務においては、方法を含め事業者にお任せいたします。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答	
163	付	34	(1)	3)	システム整備保守管理費	システム整備保守管理費について、パソコンやAV機器等対象機材の選定は、事業者にお任せいただけると理解してよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
164	付	34	(1)	3)	システム整備保守管理費	算定の考え方： 5年毎の見直しに協議を経て決定した場合、50%を上限として、と記されていますが、提案書作成上は、どのように対応すべきでしょうか。この50%は無視してよろしいのでしょうか。	提案書の作成においては、提案価格のみ記載することとします(5年毎の協議を経て決定される追加分(提案価格の50%以内)は除く)。
165	付	34	(1)	3)	システム整備等保守管理費	サービスの対価は5年毎に更新することになっていますが、毎年必要な保守管理費用は維持管理費と同様毎年更新とし、5年毎の更新となるハード及びそれに付随するソフトウェアの費用については5年毎に更新にするほうがよいのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
166	付	34	(1)	3)	システム整備等保守管理費	高スペック化に対応することを目的に、提案価格にその50%の額を加えた額を上限としてサービス対価を見直すことになっていますが、高スペック化に対応する見直し水準は、その上限額の範囲内で水準を見直すかと解釈してよろしいですか。	ご質問の通りです。
167	付	34	(1)	3)	システム整備等保守管理費	システム更新時の対価見直しは、最大で提案価格の50%となっているが、これを上回る業務要求水準が出現し、それが必須となった場合は、その時点で協議は可能と理解してよろしいですか。	市は提案価格の50%以内で、高スペック化に対する業務要求を行います。
168	付	34	(1)	3)	システム整備等保守管理費	システム整備保守管理費用の6年目以降の支払額については、提案価格の50%増しを入札価格として計算するということでしょうか。	様式5-4-1(30年見積書)は、30年間にわたる整備保守管理業務を踏まえ、1~5年目に要する費用を実態に即し算定していただけます。6年目以降は1~5年目と同じ価格を計上して下さい(高スペック化に対応することを目的とした提案価格の50%以内の追加費用は入札価格に含めません)。
169	付	34	(1)	3)	システム整備保守管理費	6年目以降の各年の支払価格については、「提案価格」を基準として見直すとされていますが、「提案価格」を初年度購入価格とすると、25年目の見直しも1~5年目の価格を前提とすることとなります。2回目以降の見直しの基準となる価格は直前5年間の価格とするのではないのでしょうか。	変更は致しません。ご意見として承ります。
170	付	34	(1)	3)	システム整備保守管理費	システム整備に関する更新費用の計算方法については理解できますが、更新費用の金利についてはどのように考えればよろしいのでしょうか？更新の発生する将来の金利設定の問題も含めてお答え下さい。	金利部分も含め5年間のシステム整備保守管理費としてご提案下さい。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
171	付	34	(1) 3)	システム整備保守管理費	システム整備保守管理費について、「技術革新リスクを鑑み将来予想される高スペック化に対応することを目的に、提案価格にその50%の額を加えた額を上限として当該サービス対価の見直しを行う」とありますが、高スペック化は、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか？ 例示いただけませんか？	文字媒体から配信による書物の販売となった場合や、手書きの世界からコンピュータになったように、予想できないメディアの変革を想定しております。
172	付	34	(1) 3)	システム整備保守管理費	システム整備保守管理業務をメンテナンスリース契約(5年間)でリース会社に委託するとした場合は、年間リース料(リース会社の手数料含む)を各年度のサービス対価の支払価格として宜しいでしょうか。	市の当該業務におけるサービスの対価は5年間平準化して支払います。この条件を踏まえ、年間リース料を各年度のサービス対価の支払い価格とするのであれば、結構です。
173	付	34	(1) 3)	システム整備保守管理費	入札価格に反映させる金額は、初年度の支払価格×5としかいってよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
174	付	34	(1) 3)	システム整備保守監理費	算定の考え方において、「市が現在の業務要求水準以上のものを要求しない場合」とありますが、市の要求が業務要求水準以上であるか否かの判断は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	関係者協議会にて協議いたします。
175	付	34	(1) 3)	システム整備等保守管理費	市が現在の業務要求水準以上のものを要求しない場合は、サービスの対価は当初の提案価格のままとされていますが、システム機器の簿価が償却により下がっていったとしても、このサービスの対価は変わらないということでしょうか。	ご質問の通りです。
176	付	34	(2)		平成16年8月～9月までの準備期間に行う維持管理及び運営業務費のサービス対価の支払いは、いつ行われるのですか？ 平成17年4月30日を第一回の支払いとしていますが、準備期間のサービス対価はこの時に全額支払われるとの理解で宜しいですか？	平成17年4月30日の第1回支払時に、平成16年10月～平成17年3月のサービス対価と併せて準備期間のサービスの対価を全額お支払い致します。
177	付	35	(3) 2)	改定の周期	システム整備保守管理費の改定周期は5年に1回となっており、第1回目の改定はH21年度となりますが、この場合、初年度の対価を基準として、H16からの改定率を累積した率を反映させる、若しくは 他業務のサービス対価の物価変動と同様に、H18(3年前)とH19(2年前)の指標のみを基にした改定率を反映させる、のどちらになるのでしょうか。	初年度の当該業務のサービスの対価を基準とし、平成21年度のサービス対価であれば、平成16年度と平成21年度の指数の変化分を反映させます。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答	
178	付	36	(3)	3)	対象となるサービスの「本件工事費」の具体的な費用の内訳をご提示下さい。 また、P16の保険における「再調達価格」及び契約書(案)P16の履行保証保険金額の計算根拠となる「工事費等相当額」との違い(具体的な費用項目)をご教示下さい。	P.36の「本件工事費」の具体的な費用の内訳は、修正様式集の様式2-3費用等積算表及び付属資料「サービスの対価の算定方法」の(1)1)サービスの対価の構成の項目「本件工事費等及びこれにかかる支払い利息」の内容の欄を参照下さい。 また、「再調達価格」及び契約書(案)のP.16の履行保証保険の計算根拠となる「工事費等相当額」と上記の「本件工事費」は同様のものとします。 なお、上記「本件工事費」は「本件工事費等」に訂正致します。詳しくは、修正版正誤表・入札説明書をご参照下さい。	
179	付	37	(3)	3)	金利の改定	ご意見として承ります。	
180	付	37	(3)	3)	金利の改定	基準金利の設定日が1ヶ月ずれるのは、なぜでしょうか。金利改定期と基準金利設定日は同一日であることがベストです。	SPCと金融機関との間の金利スワップ契約の終期を金融機関への約定返済日と想定し、金融機関への約定返済日はサービス対価支払い日より何日か後になるものと想定しました。金利基準日の変更基準日を10月末としたのは、金利基準日と金利スワップの取り組み開始日とのタイムラグを極力短くし、SPCにとっての金利変動リスクを小さくするよう配慮したものです。
181	付	37	(3)	3)	金利の改定	共用開始～10年目については、事業契約日より180日後の10年スワップレートを基準レートとするとの規定ですが、当該日から実際の共用開始まで2年弱あり、事業者はその2年弱の金利変動リスクを回避するため当然フォワードスワップを組ことになります。そのため当該10年間の金利コストはそれ以外の期間のコストより高くなります。 従って、30年間を同じブレッドで提示することが前提となりますと、当初10年間の事業者の金融の収支がマイナスになる可能性が高くなります。何故、このような、スプレッド提示(当初10年の金利基準日を共用開始時としないこと、30年間のスプレッドを一定とすること)とするのかを教えてください。	建設段階の金利リスクは事業者の負担としており、建設段階に入る前に基準金利を決定する必要があると考えます。加えて、市はこの部分を含め資金調達における民間のノウハウに期待するところであり、 なお、フォワードスワップを組むことで別途費用が発生する場合は、その他業務に計上しサービスの対価に反映させて頂いて結構です。
182	付	37	(3)	3)	金利の改定	なぜ、共用開始～10年目の基準金利が事業契約日から180日後なのか。事業契約とは、H14年6月下旬に予定されている本契約のことか。	前段については、SPCが金融機関との間で金利スワップ契約を含む融資関連諸契約を締結する前に、サービス対価算出の前提となる基準金利を確定した場合、その後の金利変動により事業が不安定化する可能性があります。180日は、SPCと金融機関との間で適切なファイナンスアレンジメントがなされるよう、その必要期間について一定の配慮を行ったものです。 後段については、ご質問の通りです。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
183	付	37	(3) 4)	サービスの対価の算定 注1)	<p>図書館の利用者とは、図書等を貸借した者～市又はNPO等が開催する行事に参加した者と定義付けられています。例として、同一人物が同日に 図書の貸借、AV機器を利用、研修室を利用した場合に、利用者数は1名もしくは3名のどちらでカウントするのでしょうか。</p> <p>また、図書館システム基準として、メールによるレファレンスに対応することが上がっていますが、このメール(自宅等から)によるレファレンスは、利用者数にはカウントしなくていいのでしょうか。同様に維持管理及び運営に関する業務要求水準書で上がっているメールでのリクエスト・予約のカウントもです。</p> <p>図書館関連資料での図書館利用状況は、平成12年度:68,305人と明示されていますが、この数値算出は上記の各定義付けと同じ尺度で利用者を算出したものなのでしょうか。</p>	<p>同一人物が同日に3種類のサービスを利用した場合、3名とカウントされます。また、メールや手紙によるレファレンスもカウントされます。</p> <p>しかし、リクエストや予約は、必ずしも希望が叶うとは限らないのと、希望が叶った場合に貸出等でカウントされますので、予約の時点では「利用者」にはカウントしません。</p> <p>現在の利用状況の数値は、サービスが実施されていないものがありますので、本の貸借数のみのカウントです。</p>
184	付	38	(3) 4)	サービスの対価の算定 注1)	<p>利用者の定義がありますが、一人の利用者がここに例示してある複数の施設・設備を利用した場合、利用件数分(複数)がカウントされるのでしょうか？</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
185	付	37	(3) 4)	サービスの対価の算定 注1)	<p>(1) 利用者数とは、単純に図書館の入口を通過した人数とは異なり、利用目的別の延べ人数をカウントするのでしょうか。</p> <p>(2) IT機器を使用した者、郷土資料室を利用した者、研修室を利用した者はどのようにカウントするのでしょうか。</p> <p>(3) IT機器を使用した者として図書館ホームページのアクセス者は利用者数にカウントされるのでしょうか。</p>	<p>「図書館の利用者」については、業務要求水準書P.5 用語の定義 11.用語の定義 (10)図書館の利用者 をご参照下さい。</p> <p>諸統計については、図書館運営方針P.17 7.図書館システム基準中の「統計」をご参照下さい。但し、そのシステムや様式につきましては、事業者の提案によります。</p> <p>なお、ホームページへのアクセス者は利用者には含まれません。</p>
186	付	37	(3) 4)	サービスの対価の算定 注1)	<p>注)「利用者とは」のなかに、電話、FAX、電子メール等を使った問い合わせ、予約、レファレンス等を含めると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>メールや手紙によるレファレンスもカウントされますが、リクエストや予約は、必ずしも希望が叶うとは限らないのと、希望が叶った場合に貸出等でカウントされますので、予約の時点では「利用者」にはカウントしません。</p>
187	付	37	(3) 4)	サービスの対価の算定 注1)	<p>利用者数の上下限設定(10万人以上～18万人未満)の根拠をお示し下さい。</p>	<p>別添資料 桑名市立図書館運営方針・図書館関連資料にてお示した、想定利用者数(最小112,100人、最大151,500人)を踏まえ、設定しております。</p>
188	付	37 38	(3) 4)	サービスの対価の算定 注1)	<p>図書館利用者数の集計および検証の具体的方法は、どのようにお考えですか。</p>	<p>業務要求水準書に定義した「図書館の利用者」の統計、及び、図書館運営方針の図書館システム基準に示した統計の提示を求めます。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目		質問事項	回答	
189	付	38	(3)	4)	サービス 対価の算定	<p>(サービスの対価の計算例) サービスの対価 = 計算基礎利用者数 × 1人あたり単価 (提案書に記載の価格) となっており、落札者決定基準 P2 (3) 評価式と配点の考え方で サービス の対価総額が60点です。 1人あたりの単価が同額の場合、計 算基礎利用者数10.5万人ベースの応 募者(グループ)と、より多くの人に本施 設を利用してもらった提案をした応募者 (グループ)では、どちらの配点が高くな るのでしょうか。市の考えをお聞かせく ださい。</p>	<p>入札価格の計算については、利用者数 を12.5万人(30年間固定)で計算して下さ い。</p>
190	付	38	(3)	4)	改定方法	<p>「当該事業年度の利用者数をその年 度のサービス対価に反映させる」とのご 指示ですが、この利用者の定義は来館 利用者のみ対象でしょうか。昨今の情 報化への動きから、図書館施設におい ても利用者の便宜を図るため各家庭に 引き込まれた光ファイバー等を利用し 電子化された書籍の閲覧方式がとられ るのもそう遠い話ではないと考えられま す。その場合、利用者の定義にはこの 遠隔利用者も対象に含めると考えてよ ろしいでしょうか。</p>	<p>「図書館の利用者」は、業務要求水準書 P.5の用語の定義をご参照下さい。 なお、ホームページへのアクセス者は利 用者には含まれません。 また、電子化された書物の閲覧方式が 一般的となった場合は、メディアの変革と して、その時点で協議させていただきま す。</p>
191	付	38	(3)	4)	改定方法	<p>初年度は平成16年10月～平成17年3 月の半年間、とありますので、運営期 間における「平成16年度」はこの期間を 指し、以降は4月から翌年3月までを一 会計年度として、最終の「平成16年度」 は平成16年4月～同年10月までの半年 間と理解してよろしいのでしょうか？</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
192	付	38	(3)	4)	改定方法	<p>初年度の支払いは業務履行日数に 応じサービス対価を支払うとしていま すが、基準とする業務履行日数は何日と 想定していますか？ 簡便に、平成16年10月1日からサービ スを供用し、休館を予定していた以外 の全日数業務を行った場合は、一人あ たりの運営価格単価に当該年度の計 算基礎利用者数を乗じた金額の2分1 の金額が支払われるものと理解して宜 しいでしょうか？</p>	<p>入札説明書P.38 付属資料 サービス の対価の算定方法 (3)サービスの対価 の改定 4)図書館利用者の増減に基づく 改定 初年度のサービス対価 は訂正 致しました。詳しくは、修正箇所正誤表(平 成13年12月14日修正) 入札説明書 をご参照下さい。</p>
193	付	38	(3)	4)	改定方法	<p>業務履行日数に応じサービスの対価 を支払うとありますが、この場合の業務 履行日数には準備期間である平成16 年8月～9月の期間は含まれますか。</p>	<p>業務履行日数に準備期間(平成16年8月 ～9月)は含みません。</p>
194	付	38	(3)	4)	改定方法	<p>利用者数の増減に基づくサービスの 対価の改定に関して記載されています が、事業者側は利用者数の増減に基 づく業務遂行の運営人員の増減を、 サービス低下を起さない範囲内にて、 適宜、事業者側の判断で行なっても宜 しいですか。</p>	<p>事業者の判断で計画して下さい。業務要 求水準を満たしていれば、市としては構い ません。</p>

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
195	付	39 40			減額の対象に、「本件工事費等及びこれにかかる支払利息」は含まれないと考えても宜しいですか。	本件施設業務活動の全てが24時間以上行えなくなった場合で、関係者協議会による協議手続を2回経ても改善措置が認められないと市が判断した場合は、本件工事費等及びこれにかかる支払利息を含むサービスの対価の支払いを停止し、また事業者の責めによる契約終了の場合は、本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息の100分の90のみを支払うこととします。(本件施設の引渡完了後) 詳しくは、契約書(案)第39条5項2号をご参照下さい。
196	付	39			サービス対価金額の支払停止の決定(B)の場合、対象となるサービス対価は附属資料(1)(2)で3つに分類されるとする(1)本件工事費等及びこれにかかる支払利息、維持管理及び運営業務費、(2)図書購入費、(3)システム整備管理費のすべてを指すのでしょうか。	付属資料 サービスの対価の算定方法(1)サービスの対価の算定 2)サービスの対価の考え方 の分類は、サービスの対価の支払いに際しての考え方であり、事業者の市に対する支払請求権(債権)としては3つに分類されるとしています。 サービスの対価金額の支払停止の決定(B)の場合、対象となるサービスの対価は、本件工事費等とこれにかかる支払利息を含む全てのサービスの対価の支払いを停止します。
197	付	40	業務費の区分表		当表では、減額の対象は業務不履行を起こした業務の費用ごととなっている一方、サービスの対価の考え方としては、工事費・支払金利、維持管理及び運営業務費は、一体不可分となっています。支払の請求時及びその対価の支払時には当表にある区分に従って支払われ、またその内訳の明細はご提示いただけるのでしょうか？	当表はサービスの対価の減額時において、減額の対象となる業務費の区分を示したもので、支払い時の考え方は、入札説明書 付属資料 サービスの対価の算定方法に記載しております。 また、内訳の明細はご提示いたします。
198	付	40	業務費の区分表	減額の方法	図書館等施設維持管理業務のサービス対価の減額方法について、対象は業務不履行を起こした業務毎に、不履行が認められた月の月額分を減額するとしていますが、該当月の月額分全額支払いを減額されるのでしょうか？	ご質問の通りです。
199	付	40	業務費の区分表	減額の方法	図書館等施設維持管理業務、図書館運営業務とも「減額の対象は、～費用(左記の業務費)ごととする。」とありますが、は6つの業務ごと、は4つの業務ごとという理解でよろしいでしょうか	ご質問の通りです。
200	付	40	業務費の区分表	減額の方法	図書館等施設維持管理業務の業務不履行によるサービスの対価の減額があった場合においても、本件工事費及びこれにかかる支払利息は減額されることなく支払われるのか。御回答お願い致します。	本件施設業務活動の全てが24時間以上行えなくなった場合で、関係者協議会による協議手続を2回経ても改善措置が認められないと市が判断した場合は、本件工事費等及びこれにかかる支払利息を含むサービスの対価の支払いを停止し、また事業者の責めによる契約終了の場合は、本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息の100分の90のみを支払うこととします。

入札説明書

No.	対象	ページ	項目	質問事項		回答	
201	付	40	業務費の区分表	減額の方法		図書館運営業務のうちの外注費部分とは何を指すのでしょうか。	構成員もしくは協力企業以外の事業者(下請会社等)に委託する場合を想定しています。
202	付	41	1			モニタリングについて、定期モニタリングと随時モニタリングのチェック項目は、市が独自に設定するとありますが、設定については、中立的な立場にある第三者等による監視の下、適正なプロセスを経て客観的な判断が行われると理解してよろしいでしょうか？ 設定方法についての仕組みを開示いただきたい。	日常モニタリングのチェック項目、チェック方法については、契約締結後、市と事業者との間で協議し決定します(第三者の参画は想定していません)。定期モニタリング・随時モニタリングのチェック項目、チェック方法については日常モニタリングを踏まえ設定することを想定しています。
203	付	41	1			図書館システムにおいて、5年毎の見直し・協議に合わせ日常モニタリングのチェック表(チェック項目)、チェック方法も見直しされると解釈してよろしいですか？同様に、モニタリング結果の判断基準についても同サイクルで見直し提示されるとの解釈で間違いはないですか？	そのように想定しています。
204	付	44	2	イ		第三者に事業者の全株式を譲渡させるとの記載がありますが、有償譲渡・無償譲渡の規定はありますか。	規定は特にありません。
205	付	45	3			生活利便サービス施設にかかる建設工事費(金利分を含む)とは、様式2-3に示す建設工事費の(内生活利便サービス施設)の金額でしょうか。	ご質問の通りです。
206	付	45	3			生活利便サービス施設部分の業務不適正のペナルティーとして、生活利便施設部分の建設工事費の360分の1を1ヶ月当たり徴収するとしていますが、当該部分の建設工事費はどのように算定されるのでしょうか？	修正様式集の様式2-3に示す建設工事費(内生活利便サービス施設)の金額です。
207	全体					SPCの資金調達にかかる出資金の割合、配当利回りの内部審査基準を設定しているのでしょうか？	設定しております。
208	全体					30年後の引き渡し時に設備更新が発生した場合、その負担は事業者とするのでしょうか？	事業期間中(平成46年10月まで)であれば事業者の負担となりますが、事業期間終了後は市の負担となります。
209	全体					SPCの事業に関してコーポレートファイナンス方式の活用は可能でしょうか？	資金調達の方法については、事業者の判断で行って下さい。
210	全体					落札をした事業者の辞退に関する記述がありませんが、辞退することは可能なのでしょうか。可能である場合の損害賠償責任などの措置はどのようにお考えでしょうか。	辞退することは可能です。なお、入札保証金は免除いたしますが、損害賠償請求権は放棄しておりません。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項			回答	
211		4	11	(4)			<p>(4)点検に「建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べる。機能に異常又は劣化がある場合は、必要に応じ適切な措置を判断、実施することを含む。」とありますが、機能及び劣化の状態を一つ一つ調べるには隠れた部分の点検が必要となり、通常行われている可視点検を越えて特殊機材を伴う調査(超音波探査等)が必要ですが、隠れた部分を通常の点検項目として扱う必要があるでしょうか？要求の水準により仕様が大幅に変わるため、希望される水準をご指示いただきたい。</p>	<p>日常点検においては可視点検を可能としますが、一定の期間毎に定期点検を行う際には、可視点検を越える点検方法をも含めて行なうことが望ましいと考えます。ただし、いずれの点検方法についても事業者の提案によるものと考え、修正版様式集 様式4-2-2、様式4-2-3への記述を願いたいと考えております。</p>
212		6		(1)	2		<p>2.業務の内容 に「施設本体への保険を付保する」とあるが、様式4-3-1維持管理業務費用見積書 (1)建築物保守管理業務 において見積もり金額を挿入しなければならないのか。その場合、諸経費で見ると、その他で見ると見るのか。</p>	<p>業務要求水準にある普通火災保険については、様式4-3-4 維持管理業務費用見積書 (1)建築物保守管理業務において、お見積もり下さい。</p>
213		6		(1)	3		<p>建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務を行うにあたって、桑名市が別途定める仕様書(例:「国土交通大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書」等)の仕様を満たす必要があるのでしょうか。また、上記業務には設備管理記録を作成することとなっていますが、その書式等は市が定めるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、は公開をお願いします。</p>	<p>「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」の各改修工事共通仕様書を適用します。また、設備管理記録は事業者独自のもので作成して下さい。</p>
214		6		(1)	3		<p>「チョーキングがないようにする」と要求水準にありますが、チョーキングをなしにするということは不可能です。予防保全により新築時の性能を維持できる水準で、外観上チョーキングがはっきり識別できない水準を維持する、という理解でよろしいですか？</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
215		7		(1)	3		<p>建築物の修繕及び更新を実施するにあたり、施設の休館日以外に施設全体及び一部の機能をストップさせることは可能なのでしょうか。</p>	<p>各施設の休館日は施設毎に異なり、全てが合致するのは、12月28日～翌年1月3日の期間です。この期間以外に機能をストップさせることは原則できません。 ただし、建築物の修繕及び更新の規模にもよりますが、事前に関係者協議会で打合せを行い業務上に支障がないと判断されれば可能と考えます。</p>
216		10	表1				<p>建築設備維持管理項目[表1]の“機器に必ず”回数の設定は、様式4-2-3計画説明書(2)建築設備保守管理業務 2)日常点検と定期点検に係る考え方を基に任意に設定して構わないと考えてよろしいか？</p>	<p>点検回数は[表1]と考えます。しかし、点検回数を記載していない点検項目は、業務要求水準を越える範囲での事業者の提案と考えます。</p>
217		11		(3)	3		<p>要求水準にある「諸機能を常に業務の支障なき良好な状態に保つ」とありますが、業務に支障をきたす状態とは、具体的にどのような状態を指すのでしょうか。</p>	<p>日常業務のできない状態を考えています。</p>
218		12		(4)			<p>外灯・駐車場・駐輪場等工作物とは具体的に何でしょうか。</p>	<p>施設設計を満たす事業者提案に基づく工作物と考えます。</p>

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目				質問事項	回答
219		13	(5)				桑名市立図書館清掃委託仕様書(現行)は閲覧のみになっておりましたが、是非とも公開をお願いいたします。	閲覧をお願いいたします。
220		13	(5)	3			清掃業務について、以下の質問にお答えください。 ゴミ処理とは、本施設内で発生したゴミをゴミ置場まで運ぶという考えでよろしいでしょうか、または市が定める方法で分別する必要があるのでしょうか。その場合、桑名市のゴミの分別方法をお教えください。 ゴミ処理にかんして、市が袋を指定する場合、その購入単価をお教え下さい。 現行の図書館等では、どのようにゴミ処理を行っているのでしょうか。 保健センターで、医療系廃棄物が発生した場合、その処理は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	施設内によりでるゴミの収集・搬出・処理は、ISO14001に基づいて分別を行います。 市の指定袋は1枚15円ですが、事業系のゴミ袋としては使用できません。なお、ゴミの処理は事業者の業務範囲です。事業系ゴミとして処理していただきます。 図書館は委託業者にて処理し、保健センター・勤労青少年ホームは市の指定日に市職員が処理しています。 医療廃棄物処理業務は、本事業範囲にありません。ただし、発生すれば市が別途処理します。
221		15	(6)				午前8時から午後10時までは有人警備 午後10時から午前8時までは無人警備 開錠時間は午前8時と記載されておりますが、維持管理上(始業前清掃等を行うため)開錠時間を変更することは可能でしょうか。	開錠時間の午前8時は変更することはできませんが、維持管理業務に関しては市の許可を得れば可能です。
222		16	(6)	3			3.要求水準に「施設の保全、防犯及び、防災を保つ」とありますが、警備上のどのような業務を指しますか。具体的な説明をお伺いいたします。	業務要求水準書P.15 (6)警備業務 2.業務の内容に示す通りです。
223		16	(6)	3			要求水準に「施設の保全、防犯及び、防災を保つ」とありますが、この要求水準を満たせなかった、すなわち、本来不可抗力であると考えられる盗難や放火等があった場合も、一切の責任を事業者が負うという意味でしょうか。	一定の合理的な防犯措置を講じた上ならば、原則市が責任を負います。契約書(案)第22条5項をご参照下さい。
224		21	(1)	1	(5)	3	拘束時間とは市職員の拘束も含みますか。ご教示願います。	ご質問の通りです。
225		22	(1)	1	(6)	4	電話代・ファックス代・電子メール代は、実績で市が支払うことになっていますが、郵送料のみ事業者が負担する理由は何でしょうか。	市職員も使用する電話代・ファックス代・メール代については、官民の区分が不可能ですので市が支払いますが、郵送料は区分が可能ですので、各々の負担となります。
226		23	(1)	1	(7)	2	現有の約14万冊の図書等のデータを移行し、業務に差しさわりのないようにする。とありますが、現有データを管理しているシステム名称及びデータのMARC名称をおしえていただきたく。	平成14年2月からNECの図書館システム(LICSR)が可動します。また、TRCMARCも同時に使用します。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項				回答	
227		23		(1)	1	(7)	2	<p>現在の約14万冊の図書等のデータを移行し、業務に差し支えがないようにする。とありますが、移行に関して市のご協力が得られるのかどうか、可能な項目を下記選択肢より選択いただきたく。</p> <p>1. 現有データをパソコンで認識可能なデータに抽出・変換していただける。(作業の主体は市)</p> <p>2. 現有データの抽出に対し、現有データを管理するシステムの操作及びデータ格納場所について支援いただける。(作業の主体は受注業者)</p> <p>3. データフォーマットについて公開していただける。(作業の主体は受注業者)</p> <p>4. 一切の協力は得られない。</p>	<p>現在の図書等のデータは、新図書館の開館2ヶ月前に市の責任においてお渡しいたしますが、データファイルの形式につきましては、平成16年1月で業者との委託契約が切れますので、現時点で申し上げることはできません。</p>
228		23		(1)	1	(7)	2	<p>「現在の約14万冊の図書等のデータを移行し、業務に差し支えがないようにする。」とあります。移行時の既存システムよりデータを移行することになりますが、移行時のシステムのデータ様式の開示はパソコンのテキスト形式等でPFI事業者へ無償で提供されるのでしょうか？</p> <p>また移行時にあたって正確性を保持するために蔵書点検等を市側で実施され資料現物と移行対象データが合致した後の移行でしょうか？</p>	<p>現在の図書等のデータは、新図書館の開館2ヶ月前に市の責任においてお渡しいたしますが、データファイルの形式につきましては、平成16年1月で業者との委託契約が切れますので、現時点で申し上げることはできません。</p> <p>また、そのデータは、市の方で移行する現物との整合性を取りますが、事業者の立ち会いも想定します。</p>
229		23		(1)	1	(7)	2	<p>「現在の約14万冊の図書等のデータを移行し、業務に差し支えがないようにする。」とありますが、開館までの間にPFI事業者は、選書リストを提出し選書が実施されることとなりますが、選書リストに複本かどうかを確認するため、開館までの間に市側で使用システムのデータ様式の開示及びパソコンのテキスト形式(文字コード:ソフトJIS、ASCII)等、提供媒体はCD-Rなどの媒体でPFI事業者へ無償で提供は随時可能でしょうか？</p>	<p>現在の図書等のデータは、新図書館の開館2ヶ月前にお渡しいたしますが、データファイルの形式につきましては、平成16年1月で業者との委託契約が切れますので、現時点で申し上げることはできません。</p> <p>また、現有データは、書誌データのみ、市の許諾のもと随時お渡しできますが、開館2ヶ月前に市からお渡しするデータ以外のデータ抽出については、その媒体を含め事業者の負担となります。なお、書誌データは、平成14年2月からインターネットでの検索が可能です。</p> <p>開館2ヶ月前にお渡しするデータは、市の方で移行する現物との整合性を取りますが、事業者の立ち会いも想定します。</p>

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項			回答
230		23		(1)	1	(7) 2	<p>現在の約14万冊の図書等のデータを移行し、とありますが、現有データの種別およびレイアウト等の公開は可能でしょうか。また、現有のデータ提供はどのようになりますか。</p> <p>平成14年2月からNECの図書館システム(LICSR)が可動します。また、TRCMARCも同時に使用します。 また、現有の図書等のデータは、新図書館の開館2ヶ月前にお渡しいたしますが、データファイルの形式につきましては、平成16年1月で業者との委託契約が切れますので、現時点で申し上げることではできません。 現有データは、書誌データのみ市の許諾のもと随時お渡しできますが、開館2ヶ月前に市からお渡しするデータ以外のデータ抽出は、その媒体を含め事業者の負担となります。なお、書誌データは、平成14年2月からインターネットでの検索が可能です。 開館2ヶ月前にお渡しするデータは、市の方で移行する現物との整合性を取りますが、事業者の立ち会いも想定します。</p>
231		23		(1)	1	(7) 2	<p>機器・機材の廃棄処分を行う。とありますが、新規導入分の今後と考えると良いのでしょうか。</p> <p>ご質問の通りです。</p>
232		23		(1)	1	(7) 3	<p>「開館後5年間は、WAN側は2.5メガ以上、LAN側は100メガ以上とする。」とありますが、WAN側とは本庁などとの閉じられたLAN環境同士のLAN間接続でしょうか？それとも、インターネット接続のためのインターネットサービスプロバイダとの接続のことでしょうか？</p> <p>LAN環境同士の規定の接続のことです。</p>
233		23		(1)	1	(7) 3	<p>「開館後5年間は、WAN側は2.5メガ以上、LAN側は100メガ以上とする。」とありますが、WAN側の通信環境についての具体的な回線サービス種類及び求める通信品質をお示ください。また2.5メガ以上とは、理論上の回線速度と解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>現在市庁舎はADSLですが、平成16年度を目途にCATV(2.5メガ以上)に変更する予定です。また、平成14年2月から、三重県図書館総合目録ネットワークに加盟しますが、ISDNでの接続です。平成16年度からは、本庁とはWAN側は2.5メガ以上、LAN側は100メガ以上ないと接続ができないと考えております。 また、回線速度は、理論上ではなく2.5メガを保証するものです。 新図書館のインターネット環境は事業者提案ではありますが、パソコン台数や本庁との関連を考慮して頂くようお願いいたします。</p>
234		23		(1)	1	(7) 3	<p>開館後5年間は、WAN側は、2.5メガ以上とありますが、WANの種類等具体的に、計画されていますか。 また、庁舎側のWANの種類等を教えてください。さらに今後、庁舎側の変更計画等がありますか。その際は、内容の提示は可能でしょうか。</p> <p>現在市庁舎はADSLですが、平成16年度を目途にCATV(2.5メガ以上)に変更する予定です。また、平成14年2月から、三重県図書館総合目録ネットワークに加盟しますが、ISDNでの接続です。平成16年度からは、本庁とはWAN側は2.5メガ以上、LAN側は100メガ以上ないと接続ができないと考えております。 新図書館のインターネット環境は事業者提案ではありますが、パソコン台数や本庁との関連を考慮して頂くようお願いいたします。</p>
235		23		(1)	1	(7) 3	<p>貸出券としてICカードを採用した場合、すべての設備(たとえば、OPAC等)に対し、両者に対応できる機能・装置を完備しなければならないのですか？</p> <p>事業者の判断におまかせしますが、市が発行したICカードに貸出券が添付された場合でも、ICカード発行範囲外の利用者には事業者の負担で貸出券を発行していただくこととなります。</p>

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項				回答	
236		23		(1)	1	(7)	3	職員に、コンピューターの専門知識を有する者を配置することとありますが、常駐する必要がありますか。	事業者の提案事項となります。
237		24		(1)	1	(7)	4	新聞・百科事典・法律等データベース化されたものは、少なくとも事務室・郷土資料室・レファレンスカウンター・ITコーナーで見られるようにする。とありますが、新聞・百科事典・法律等データベース化されたものは、何を指しますか。更新は、どのように考えれば良いのですか。	現在市販されているCD-ROM、または、インターネットで検索できるものを想定しておりますが、データベース化されたものをどのように提供するか或いは更新するかについては、事業者の提案事項で、様式集 様式5 2 6でご提案下さい。
238		24		(1)	1	(7)	4	有料の各種データベースの想定内容、利用者への使用料負担の考え方をお示し下さい。	現在市販されているCD-ROM、または、インターネットで検索できるものを想定しておりますが、データベース化されたものをどのように提供するか或いは更新するかについては、事業者の提案事項で、様式集 様式5 2 6でご提案下さい。 プリントアウト代は市の条例によって定めず。現在コピー代金は大きさに関係なく1枚10円ですので、同等の料金を想定しています。利用者負担はこのプリントアウト代のみです。 また、インターネット使用料は市で負担しますが、データベースにかかる費用は事業者の負担です。
239		24		(1)	1	(7)	レファレンスカウンター	貸出・返却・検索(CD-ROMを含む)・貸出券発行が可能なパソコン(デスクトップ型)を4台設置する。桑名市図書館等複合施設特定事業施設設計要求書のP15「貸出・返却・検索及びCD-ROM検索が可能なパソコン1台(デスクトップ型)を配置する。2文書での台数の違いが見受けられますが、どちらになりますか。	「桑名市図書館等複合施設特定事業施設設計要求書のP15「貸出・返却・検索及びCD-ROM検索が可能なパソコン1台(デスクトップ型)を配置する。」が正確な記述です。 設置・整備機器一覧に関しては、修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正)業務要求書をご参照下さい。
240		25		(1)	1	(7)	AV・IT受付カウンター	AV配信機器について「DVD、CD-ROM、レーザーディスク等」とありますが、DVD-Video、CD-ROMとレーザーディスクであると解釈してよろしいですか。	AV機器については事業者の提案事項となります。様式5-2-9でご回答下さい。
241		25		(1)	1	(7)	AVコーナー	「DVD、CD-ROM、レーザーディスク、コンパクトディスク、カセットテープなど、資料は6000点を目安とする。」とありますが、館外貸出しをする場合は貸出規則をお示しください。(禁帯出、館外貸出可能、貸出可能数等)	貸出は図書館運営方針P.8 4. サービス方針に記載した通りですが、著作権法に違反しないものに限ります。
242		25		(1)	1	(7)	AVコーナー	DVDなどの資料「DVD、CD-ROM、レーザーディスク、コンパクトディスク、カセットテープなど、資料は6000点を目安とする。」とありますが、AVブースで閲覧する資料の内訳数量目安があればお示しください。	AV資料を含む図書等の選定は事業者の業務です。 図書館運営方針の図書館関連資料資料11 9. 図書館運営業務関連各種データ (2)分類別数をご参照下さい。なお、この数値は、開館3年を経た時点で3年毎に見直します。
243		25		(1)	1	(7)	AVコーナー	「資料は6000点を目安とする」との記述がございますが、DVD、CD-ROM、レーザーディスク、コンパクトディスク、カセットテープそれぞれの予定内訳数量をお聞かせ願います。	AV資料を含む図書等の選定は事業者の業務です。 図書館運営方針の図書館関連資料資料11 9. 図書館運営業務関連各種データ (2)分類別数をご参照下さい。なお、この数値は、開館3年を経た時点で3年毎に見直します。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目				質問事項	回答
244		25、26	(1)	1	(7)	ITコーナー 事務室(管理 部門)	「オンラインデータベースなどを、閲覧・検索・プリントアウトができる」とありますがオンラインデータベースが有料サービスである場合、オンラインデータベース業者により料金体系は諸々と思われそうですが、利用料金は図書等購入費として精算されるものと理解して宜しいでしょうか？。あるいは利用者から徴収するのであれば、課金方法をご呈示ください。	オンラインデータベースは、新聞社等では図書館用に定料金設定もありますが、契約料金は図書等購入費に含まれ、一業者との契約を購入1点とカウントします。 また利用料金を利用者から徴収する想定はしておりません。
245		26	(1)	1	(7)	事務室(整理 部門)	『パソコン4台を設置する。(中略)、メディア編集等に使用する』との記述がございますが、メディア編集とは具体的に何を想定されているかお聞かせ願います。 ・どんなメディアに対して ・どんな編集を行うか？	業務要求水準にあげました、ホームページの作成や古文書等のデジタル化、ポスター・チラシ作成などを想定していますが、事業者の提案事項となります。
246		26	(1)	1	(7)	システム関連 一覧	「インターネット上で相互貸借ができるようにする。」とありますが、電子メールにより相互貸借の連絡を行うとの解釈でよろしいですか？	電子メールでも可能ですが、インターネット上での予約も可能とすることです。
247		26	(1)	1	(7)	システム関連 一覧	「24時間365日正常に稼働させる」とありますが、サーバー保守作業のための運転停止などは許諾の範囲と判断してよろしいでしょうか？またインターネット接続などの為の第1次電気通信事業者の提供するアクセス回線に対してもその要件を必要としますか。	保守のための停止は許諾の範囲としますが、予告は必要です。 また、アクセス回線の点検は、事業者の提案範囲ですが同様に予告は必要です。
248		26	(1)	1	(7)	システム関連 一覧	『24時間365日正常に作動させる。』と記載されていますが、システムの定期保守、メンテナンスを行う場合においても、図書館システムの全機能を停止することなく、連続稼働する必要はございますか？	保守のための停止は許諾の範囲としますが、予告は必要です。 また、連続稼働をさせるか否かは、事業者の提案範囲です。
249		27	(1)	1	(7)	システム関連 一覧	「コンピュータウイルスに対応すること。」とありますが、対応とは初期整備時にサーバ及びクライアントPCにウイルス駆除・検知ソフトをインストールする等の予防措置を講じるとも、運営時においては新種ウイルスへの対策を紹介すること等と解釈してよろしいでしょうか。その場合ウイルス定義ファイルや検知エンジンファイルなどの更新及び適用の可否は、運営スタッフによる適宜判断でよろしいでしょうか？	事業者の提案事項となります。様式5-2-7でご提案下さい。
250		27	(1)	1	(7)	システム関連 一覧	「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化・データベース化すること」と要求水準にありますが、保有する最も大きな古文書・郷土資料の種類・大きさをお教えてください。屏風絵などもあるのでしょうか？	屏風はございません。古文書は美濃本及び半紙本の大きさが殆どです。 現物は閲覧可能です。
251		27	(1)	1	(7)	システム関連 一覧	・盗難防止装置及び入館者自動カウンターとコンピューターを連動させるシステムを組み、保守管理も行うこと。とありますが、コンピューターと連動させる内容とは、何になりますか。	入館者統計ができ、盗難が防止できることが要求水準ですが、事業者の提案事項となります。様式5-2-10でご提案下さい。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項			回答	
252		27	(1)	1	(7)	システム関連 一覽	三重県図書館総合目録ネットワークを引き継ぎ、常に利用できる状態に保つこと。とありますが、具体的な業務内容は下記と考えるとよろしいですか。下記以外に必要な業務項目が有れば教えていただきたい。 <業務内容> 1.桑名市で保有する資料の目録情報データを、指定された形式に従って、三重県図書館総合目録ネットワーク側システムへ提供する。 2.インターネットに接続されたパソコンから、三重県図書館総合目録ネットワークで公開された情報を参照する。	三重県図書館総合目録ネットワークシステムはすでに構築されておりますので、引き継いでいただければ結構です。但し、インターネットで接続されているので、それが常に正常に稼動しているかの状態チェック・情報の更新や、システムがバージョンアップされた場合等に対応していただく必要があります。
253		30	(1)	2	(3)		貸出券の購入は市負担と考えるとよろしいでしょうか。	市が負担するのはICカードに貸出券が添付されたカードとそのリード機のみです。貸出券はその様式を含め、事業者の提案事項で、費用負担は事業者にてお願いします。
254		30	(1)	2	(3)	3	市が発行するICカードとの連携に伴うシステム変更の費用は、市の負担と考えるとよろしいでしょうか。また、システム変更期間中に利用者の混乱、ICカードの仕様に起因する図書館側のシステム障害等が発生し、運営に支障をきたすことが十分に考えられますが、この場合のリスク分担については、市と協議を行ったうえで対応すると考えるとよろしいでしょうか。	市が負担するのはICカードに貸出券が添付されたカードとそのリード機のみです。また、市が発行したICカードに貸出券が添付された場合でも、ICカード発行範囲外の利用者には事業者の負担で貸出券を発行していただくこととなりますので、システムの対応はあらかじめご配慮下さい。 また、システム上の障害は考えられませんが、もし発生するようなことであれば事業者のリスクと考慮しております。 なお、利用者の混乱は、市と事業者と協議して対応します。
255		30	(1)	2	(3)	3	表中で示されている「貸出券」と「図書券」の意味合いが不明です。「貸出券」は申請者に対し発行される利用者カードと理解してよろしいですか？(ただし、「図書券」の意味が不明です)	「図書券」は「貸出券」に訂正致します。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) 業務要求水準書 をご参照下さい。
256		30	(1)	2	(3)	4	「貸出券は、初年度は全て再発行する。但し、市内及び近隣町の住民には、住民基本台帳に基づくICカードに添付予定で、ICカードは市が発行する。従って、範囲以外の利用者に貸出券を発行する。」とありますが、現在自治省を中心に計画されている住基ネットおよび住民カードの導入に際して、具体的な仕様などが提示されておらず積算が困難です。運営開始前にICカードが利用可能となった場合対応するハードウェア等のシステム整備による費用は別途精算されるものと理解して宜しいでしょうか？ また事業開始後に導入可能となった場合、5年ごとのシステムの更新で整備し、費用に関しては高スペック化による見直しにより、市より支払われるとの理解で宜しいでしょうか？	前段については、市が負担するのはICカードに貸出券が添付されたカードとそのリード機のみです。システムは事業者の負担と考慮しております。また、市が発行したICカードに貸出券が添付された場合でも、ICカード発行範囲外の利用者には事業者の負担で貸出券を発行していただくこととなりますので、システムの対応はあらかじめご配慮下さい。 後段については、前述のように、高スペック化とは考えておりませんので事業者負担とします。また、システムの整備については、入札説明書P.34 付属資料 サービスの対価の算定方法 (1) サービスの対価の算定 (3) 各サービスの算定方法 システム整備保守管理費を参照して下さい。
257		30	(1)	2	(3)	4	市負担で発行する住民基本台帳に基づくICカード(以下、住基カードと記す)を貸出券として利用し、それでカバーできない部分をSPCで貸出券発行することが想定されているが、貸出券発行範囲が4パターン提示されています。費用見積もりはどれを前提とすればよいのでしょうか。	事業者のご判断におまかせいたします。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項				回答	
				(1)	2	(4)	2		
258		31		(1)	2	(4)	2	2.業務の内容に「督促をする。通常の督促は、1週間に1度する。図書整理後には徹底した督促をする。」とありますが、督促の手段の選択は事業者の提案範囲と考えており、図書館の貸出図書の督促という性格上、最初は郵便によるものが適当と考えています。その他、督促手段につき御市のご指示等がございましたらご呈示下さい。	事業者のご判断におまかせいたします。
259		34		(1)	2	(7)	4	郷土資料スペースはレファレンス担当職員の監督下に置く解釈によるのでしょうか。ご教示願います。	ご質問の通りです。
260		35		(1)	2	(8)	2	料金の徴収は複写機をコイン式にした場合は不要とありますが、利用者が自らコピー作業を行う場合、図書館の係員に対し、複写の申し込みは行うとしても、実際の枚数は利用者の判断で行われ、著作権等の問題が発生すると考えられます。問題等が発生した場合のリスク分担について、市の考えをお聞かせください。	現在、著作権法及び図書館の慣例として、コイン式コピーは許容範囲となっております。 しかし、確認は必要ですので、事業者側で申請枚数と利用枚数を確認していただきます。それにもかかわらず、利用者が枚数をごまかして問題が生じた場合は、利用者及び事業者の責任となります。
261		35		(1)	2	(8)	4	複写の料金は、その日の内に市へ納入することになっていますが、具体的にはどこに何時までに納入することになるのでしょうか。また、納入後に預かった料金は次の日に納入してもよろしいのでしょうか。	閉館後精算して市職員へお渡し下さい。
262		37		(1)	3	(1)	2	「図書」について1点とは1冊の本を複数冊整備する場合も1点と数えるのでしょうか？	複本は別々のカウントとなります。 本の形状以外の資料もありますので、単位を「冊」ではなく「点」と表記した箇所もございます。
263		38		(1)	3	(1)	4	図書等の選定は事業者側の担当で、決定は市側ですが、特に開館前の6万点を選定するにあたって、現図書館所蔵の14万冊と選定した6万点の「重複チェック」は必要でしょうか。必要であればそのチェックは事業者側、市側のどちらが担当するのでしょうか。事業者側が実施する場合には、14万冊の書誌データをMT等で貸与頂けるのでしょうか。また、P.37にある通りに、選書目録を段階的に提出することになっていますが、目録提出の際にペーパーだけではなく、FD等のデータでも提出する必要があるのでしょうか。	図書等の購入計画・立案は選定・収集業務に入っております。従って、重複チェックは事業者の責務です。 現有の図書等のデータは、新図書館の開館2ヶ月前にお渡しいたしますが、データファイルの形式につきましては、平成16年1月で業者との委託契約が切れますので、現時点で申し上げることはできません。 また、現有データは、書誌データのみ市の許諾のもと随時お渡しできますが、開館2ヶ月前に市からお渡しするデータ以外のデータ抽出は、その媒体を含め事業者の負担となります。なお、書誌データは、平成14年2月からインターネットでの検索が可能です。 また、選書にあたって、ペーパー以外のデータ提出の要不要の判断も事業者となりますが、市としましては、ペーパーとFD等のデータ両方提出いただければ幸いです。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項				回答	
264		40		(1)	3	(3)	2	「除籍処分決定した図書」についてたとえば生活利便施設で、古本として売却し生活利便施設の収入とすることは可能でしょうか？	契約書(案)第23条に示す通り、図書等は購入後直ちに事業者から市へ引渡しを行ない、市へ所有権を移転するもので、除籍処分の決定した図書等についても引き続き市の所有権の下にあるため事業者によって売却しその収入を事業者のものとすることはできません。
265		40		(1)	3	(3)	2	開館前にデジタル化を行なう、郷土資料(古文書等)の冊数及び伝統行事等資料(VTR等)の本数はどの程度の数量でしょうか。また、各年度の計画数もお教えください。なお、デジタル化の具体的な仕様もお教えください。	デジタル化を行う古文書は350冊約53000枚です。別添資料「デジタル化するビデオテープリスト」をご参照下さい。各年度の計画及び仕様は事業者の提案事項となります。
266		40		(1)	3	(3)	2	「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化する。」「伝統行事等資料をデジタル化する。」とありますが、対象が紙媒体である場合出力対象がプリンタまたはディスプレイでかつ利用者による個人利用である点からその品質につき原寸サイズ300dpi程度のJPEG形式と解釈してよろしいでしょうか？	事業者の提案事項となります。様式5-2-10でご提案下さい。
267		40		(1)	3	(3)	2	「古文書を中心とした郷土資料をデジタル化する。」「伝統行事等資料をデジタル化する。」とありますが、開館後、郷土資料コーナーに配属される選任スタッフによるデジタル化作業となるのでしょうか。または開館準備段階における作業となるのでしょうか？開館準備段階における作業である場合には、いつ対象となる資料をお貸しいただけるのでしょうか？	デジタル化する資料は随時お貸ししますが、デジタル化は事業者の提案事項となります。様式5-2-10でご提案下さい。
268		40		(1)	3	(3)	2	現有の約14万冊の図書等を利用可能な状態で、開館までに管理するとありますが、この14万冊は開館までに全書誌データが完備されている状態でしょうか。また14万冊の除籍選定(新図書館に移設せず)や、閉架書庫に入庫すべき図書選定とデータ処理、そして新図書館への移設配架作業は市側で実施されるのでしょうか。	<p>現有の図書等のデータは、新図書館の開館2ヶ月前にお渡しいたしますが、データファイルの形式につきましては、平成16年1月で業者との委託契約が切れますので、現時点で申し上げることはできません。データは、市の方で移行する現物との整合性を取りますが、事業者が整備されたシステムと合わない場合は、事業者側でデータを整備して頂く必要があります。</p> <p>また、現有データは、書誌データのみ市の許諾のもと随時お渡してきますが、開館2ヶ月前に市からお渡しするデータ以外のデータ抽出は、その媒体を含め事業者の負担となります。なお、書誌データは、平成14年2月からインターネットでの検索が可能です。</p> <p>14万冊は開館まで管理するのではなく整理していただきますので、配架及び閉架処理は事業者の業務となります。但し、現図書館から新館までの移転業務のみは市の負担となります。</p> <p>また、廃棄処理は、平成16年度まで考えておりません。詳しくは運営方針の図書館関連資料中「図書等収集計画」をご参照下さい。</p>
269		44		(1)	3	(6)	3	「図書の特別整理は5日間とし休館する」とありますが、蔵書数が増すと5日間では困難となることが予想されます。事業期間後半では多少の増を認めていただけませんか？	5日間で充分と考えております。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項				回答	
270		45		(1)	4	(1)	2	開館前に購入した図書等6万点は、現図書館へ納品してよろしいのでしょうか。	開館2ヶ月前が準備期間となっておりますので、その期間に新館へ納入して下さい。
271		46		(1)	4	(2)	2	図書等の所有権は市に帰属するという理解で宜しいでしょうか。	契約書(案)第23条に示す通り、図書等は購入後直ちに事業者から市へ引渡しを行ない、市へ所有権を移転するものです。
272		46		(1)	4	(2)	2	図書等の市への所有権移転は、購入直後に行うのでしょうか。	契約書(案)第23条 業務要求水準書P.46 .(1)図書館運営業務 4.(2)図書等の所有権移転業務 に示す通り、購入した図書等については、貸出可能な状態にした上で直ちに市に引渡し、所有権移転を行なって下さい。
273		47		(2)	2			「飲食施設又はコンビニ程度の物販施設」とあり、ほぼ業態が規定されています。公共の利便に資する他の業態たとえば修理業などユニークな業態の導入は不可能でしょうか。	記載通り、生活利便サービス施設の業態は「喫茶・軽食程度ができる飲食施設またはコンビニ程度の物販施設等」に沿ったものとして下さい。
274		47		(2)	3			「万一、事業破綻となった場合でも、生活利便サービス施設の運営を相当期間空けないように事業する。」とありますが、事業破綻以外でも、SPCからの委託先の変更等により、テナントの変更のため営業を相当期間休止することも考えられます。この場合、市から改善措置を受けない相当の期間とはどのくらいの期間を想定したらよろしいでしょうか。	委託先の変更については、市と事業者の協議の上、市の承諾が必要とされています。従って、テナントの変更のため営業を休止する場合の期間についても、市と協議の上決めていただきます。
275		47		(2)	3			生活利便サービス施設の運営時間について、「運営時間等は予め、市の責任者に協議をする」となっておりますが、生活利便サービス施設の事業採算性を検討した結果、施設の運営時間外においても運営を行うことが望ましい場合、運営することは可能であると考えてよろしいのでしょうか？	市との協議の結果、運営を行うことが望ましいと判断した場合は可能と考えます。近隣住民に対する配慮があれば可能です。
276		47		(2)	3			施設の開館以外の時間に営業する場合には施設の駐車場を利用してもよろしいのでしょうか。その際に、利用台数等の制約条件はあるでしょうか。	施設開館以外の駐車場について、利用は可能ですが、必要台数分を明確に区分しての利用を想定しています。また、生活利便サービス施設で利用する駐車部分における警備については、生活利便サービス施設の責任となります。
277	附1							ブレイルームの業務は事業者側の業務と考えるのでしょうか？	市の業務です。
278	附1							図書館運営業務の中で、御市の業務範囲は何名の方が、どちらで作業を行うのですか。	市職員の配置は、館長を含め5名と想定しています。執務は事務室で行います。 施設設計要求書P.22 施設設計要求書 (5)図書館 「管理部門」をご参照下さい。
279	附1	1 2	2 3					図書館運営業務について統括的業務の消耗品等管理業務に「備品管理」(3-1-29)がありますが、ここでいう備品とは何でしょうか？ 図書館等施設維持管理業務の備品什器等保守管理業務(2-3-2)との違いをお示しいただきたい。	3-1-29は図書館運営業務要求水準で要求していない備品ですが、事業者側が用意し、事業者側の職員が日常使用する椅子・机・ロッカー等事務的な備品を想定しています。 2-3-2は、業務要求水準で要求した備品の管理をいいます。

業務要求水準書

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
280	附1	2	3	図書館に関わる市の職員は毎日図書館には出勤しないとの理解でよろしいでしょうか。	市の職員は毎日出勤します。
281	附1	4	2	図書等の廃棄処理費用は事業者負担でしょうか。	ご質問の通りです。
282	附2			表中にあります「施設外」、「施設内」の意味を教えてください。	「施設外」とは、地区市民センター等保健センターが巡回で利用する施設をいい、「施設内」とは、本保健センターをいいます。
283	附2			様々な検診などで、大型車(検診車等)が、どのくらいの頻度で、どのくらいの期間、来所しているのかを教えてください。	頻度については、業務要求水準書【付属資料1】業務範囲一覧表P.13～15(検診事業)をご参照下さい。 期間については、胃がん検診は午前7時30分～午前11時、肺がん検診は午後1時～午後3時、子宮がん検診は午後1時～午後3時、乳がん検診は午前9時30分～午後3時です。なお、子宮がん検診・乳がん検診は同日に実施します。
284	附3			表中にあります「施設外」の意味を教えてください。	「施設外」とは、バドミントン、テニスサークルが利用する学校等公共施設をいいます。 その他、親睦行事を実施するため、県内外の観光施設も利用しています。
285	附3			検診車の利用頻度をわかりやすくご教示下さい。(例:およそ月 回、台数1台又は2台など)	業務要求水準書【付属資料1】業務範囲一覧表P.13～15(検診事業)をご参照下さい。台数については、各検診とも1台です。なお乳がん検診・子宮がん検診は、同日検診ですので検診車は2台駐車します。

施設設計要求書

No.	ページ	項目	質問事項				回答
286	2	(1)				事業開始時まで変更予定の用途地域(商業地域)の範囲をご教示ください。周辺地域の用途地域名及び日影規制等の規制についても併せてご教示ください。	事業地東・北・西側は商業地域であり、南側は近隣商業地域となります。詳しくは、桑名都市計画用途地域の変更図書の縦覧を桑名市都市計画課にて行っていただきますので、ご確認下さい。また、日影規制はありません。
287	2	(2)				法的条件整理の為、対役所に確認をしてもよろしいでしょうか。	必要であれば問題ないと考えております。
288	3	(3)				設計及び建設にあたり、建築工事共通仕様書等の適用基準類を遵守することが必要でしょうか。施設の維持管理及び修理業務のリスクが事業者側にあるため、性能発注の観点から仕様については事業者側の提案に委ねるべきと考えますがいかがでしょうか。	施設設計要求書P.3 施設設計要件(3)適用基準等を遵守して下さい。
289	3	(5)				除外施設の要否については桑名市建設部下水道課との調整が必要とありますが、費用算出にあたり役所と確認を行ってもよろしいですか。	必要であれば問題ないと考えております。
290	4	(5)				上記引込条件等を事業者にて確認が必要とありますが、費用算出にあたり各社との折衝を行ってもよろしいですか。	問題ないと考えております。
291	5					地階利用の提案は可能でしょうか。	可能ですが、施設設計要求書の規定にしたがって下さい。
292	5	(1)				生活利便サービス施設は他施設と別棟に配置することは構いませんか。 記載されている各施設の面積規模は最低確保すべき面積と考えてよいですか。	生活利便サービス施設について、他施設と別棟にすることは不可能とします。各施設の面積規模については、市が提示している面積の±10%内の変更は可能です。
293	6	(2)	1)	ア		「主要機器は原則屋内設置とする」とありますが、耐久性・環境配慮に十分留意し屋外設置が妥当であることを検証することにより、一部の機器の屋外設置を盛り込むことを許容いただけますか?	屋外設置は可能と考えますが、景観上の配慮をお願いします。
294	7	(2)	2)	オ		施設内重要負荷への停電時送電用自家発電機の稼働時間(燃料搭載量)はその燃料保管料が危険物に該当しない範囲内での稼働時間で計画すると考えてよろしいですか。	図書館システムのバックアップ体制を講じていれば、提案の範囲と考えております。
295	7	(2)	2)	キ		建物内で使用する内線電話は構内PHSシステム等の導入は不要と考えてよろしいですか。	市の直営業務に関わり利用する内線電話に関しては、原則的に有線での電話器を設置願います。
296	7	(2)	2)	コ		図書館においては、オートアナウンスが出来る設備を備えるとは、具体的にどのような設備を考えればよいのですか。	開館・閉館時間のアナウンスができる設備を想定しています。
297	7	(2)	2)	ケ		いわゆる「電波時計」等を導入することにより、施設内の時計の時刻を同期させ、「親子式時計」の代替案とすることは可能でしょうか。	施設設計要求書を満たしていれば可能と考えます。

施設設計要求書

No.	ページ	項目	質問事項				回答
298	7	(2) 2) ク	・機器・機材の廃棄処分を行う。LANが導入可能なように、幹線布設用ケーブルラックをOAフロア設置想定室に布設する。但し、図書館施設については、無線LANを導入することを妨げない。 とありますが、幹線布設用ケーブルラックとは、どのような物ですか。				導線やLAN線をまとめて整理するものをいいます。 なお、LAN関連につきましては、施設設計要求書P.60～67、諸室関係資料(参考)をご参照下さい。
299	9	(2) 5)	様式集3-8建設工事費積算表のどの費用項目に記載すればよろしいですか。				様式3-8に関しては、訂正致しましたので、修正版様式集 様式3-8をご参照下さい。
300	10	(3) 総合管理ゾーン	総合エントランスホール	ソファ等とありますがその数はどのように考えればよろしいですか。			保健センターの検診業務を行なう上で検診車への出入口付近に10人程度が待機できる数量を最低要求数とした上で、維持管理業務遂行上の適切な数量は事業者の提案によるものと考えます。
301	11	(3) 外構・外壁等	駐車場	来館者駐車場用に駐車管制システム等を計画する必要は無いと考えてよろしいですか。			駐車場の管理は、業務要求水準書P.15 (6)警備業務に指示した要求水準を満たしていることが必要であり、その範囲においてどのような駐車管理システムを導入するかは、事業者の提案の範囲と考えます。
302	13	(4)	更衣ロッカー数は市職員の人数分+SPC関係者の人数分と考えてよろしいでしょうか。市職員の男女割合をお教え下さい。				前段について、運営業務を委ねる図書館についてはご質問の通りです。 後段については、現状の市職員の男女割合は、図書館は男性1人・女性4人、保健センターは男性1人・女性10人、勤労青少年ホームは男性2人です。
303	14～24	(5)	郷土資料の保存スペース、書庫(閉架式)等について、室内の温湿度や消火方法等、保管基準に関する規定がありましたらご指示ください。				古文書を主と考えておりますので、文化庁指導基準の、温度20～22、湿度60%を理想とします。 なお、消火設備については施設設計要求書P.20をご参照下さい。
304	14	(5) エントランスゾーン	エントランスホール	盗難防止装置及び入館者自動カウンター装置は各1ヶ所と考えてよろしいですか。			事業者の提案事項となりますので、様式5-2-10でご提出下さい。
305	14	(5) エントランスゾーン	エントランスホール	一般利用者及び関係者の出入	設計水準で、『入館者をカウントする機械を設置する』との記述がございますが、入館者カウントについては、来館目的別のカウントをする必要はございますか？ 来館目的とは、 図書館利用 保険センター利用 勤労青少年ホーム利用 多目的ホール利用 のことを示します。		図書館のエントランスですので、図書館入館者のカウントのみです。
306	14	(5) 読書ゾーン	一般閲覧スペース	受付カウンター	「一般閲覧スペース受付カウンターは事務室及び閉架書庫へは他の室を通り抜けることなくいけるようにする」とありますが、通路及び通路スペースでの通り抜けが可能であればよろしいでしょうか。		カウンターから、業務要求水準で要求する各室への動線は、最短であることが望ましいと考えております。カウンターと各セッションとは、隣接若しくは近接することを考慮していただき、事業者の提案に委ねます。

施設設計要求書

No.	ページ	項目				質問事項	回答	
307	15		(5)	読書ゾーン	一般閲覧スペース	レファレンスカウンター	「一般閲覧スペースレファレンスカウンターは事務室及び閉架書庫及び郷土資料室へは他の室を通り抜けることなくいけるようにする」とありますが、通路及び通路スペースでの通り抜けが可能であればよろしいでしょうか。	カウンターから、業務要求水準で要求する各室への動線は、最短であることが望ましいと考えております。カウンターと各セクションとは、隣接若しくは近接することを考慮していただき、事業者の提案に委ねます。
308	16		(5)	読書ゾーン	一般閲覧スペース	書架等	「分類は、10分類と郷土資料、コンパクトディスク、カセットとする。」とありますが、カセットとは、カセットテープ及びVTRと解釈してよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
309	16		(5)	読書ゾーン	一般閲覧スペース	書架等	「分類は10分類と郷土資料、コンパクトディスク、カセットとする。」とありますが、コンパクトディスクとカセットは、開架への配架で館外貸出しに対応して、館内閲覧には対応しない(閲覧用機器の整備はしない)と考えてよろしいですか。	著作権法に違反しないものは貸出対象とします。 なお、AV資料の貸借や使用をどのように行うかは、その範囲を含めて事業者の判断です。
310	17		(5)	読書ゾーン	児童閲覧室	受付カウンター	「児童閲覧室受付カウンターは事務室及び閉架書庫へは他の室を通り抜けることなくいけるようにする」とありますが、通路及び通路スペースでの通り抜けが可能であればよろしいでしょうか。	カウンターから、業務要求水準で要求する各室への動線は、最短であることが望ましいと考えております。カウンターと各セクションとは、隣接若しくは近接することを考慮していただき、事業者の提案に委ねます。
311	19		(5)	学習ゾーン			受付カウンターに、カウンター背面等にDVDなどを収納して、「職員操作の配信」とする。デジタルラブラーシステムを導入した時は、「操作はカウンターとする」と明記されていますが、そのための必要備品が明記されていません。これは同じ受付カウンターのパソコン1台で兼用するという意味合いなのでしょうが、AV鑑賞コーナー(資料6,000点目安)のAV資料を館外貸出サービスをするか否かにもよりますが、この受付カウンターと、AV鑑賞コーナー&ITコーナーの利用者向けのブース端末(基本的には職員操作ではなく、かつ利用者が受付カウンターではなく、各ブース端末操作で自ら操作するというのが通例)との運用サービス面の視点から、その兼ね合いがよく把握できません。詳細な説明をお願いしたいと思います。	AV機器につきましては、事業者の提案事項となりますので、詳細は示してありません。図書館運営業務提案書 様式5-2-9でご提案下さい。 また、AV資料の貸出につきましては、著作権法に違反しないものは貸出対象といたします。
312	19		(5)	学習ゾーン	学習スペース	受付カウンター	6月に発表された施設設計要求書(案)では、学習スペース受付カウンターの必要備品に「配信機器」と書かれてありますが、今回の施設設計要求書においては削除されています。どちらが正しいのでしょうか。	IT及びAV関連機器等は、業務要求水準P.23 (1)図書館運営業務 1 総括的業務 (7)コンピュータシステムの整備・保守・管理の項に記入してありますので、ご覧下さい。

施設設計要求書

No.	ページ	項目				質問事項	回答
313	19	(5)	学習ゾーン	学習スペース	受付カウンター	「…職員操作の配信とする。デジタルライブラリーシステムを導入した時は、操作はカウンターとする」との記述がございますが、鑑賞希望者が、申込用紙などに鑑賞希望AV名を記入して職員に申請し、職員が指定ブースにむけてAV配信操作を行うという運用を想定されてみるのでしょうか？ AV鑑賞コーナーのDVD、CD-ROMが鑑賞できる機器から、利用者が自分で鑑賞したいものを検索し、自分で操作(スタート、ストップ、ポーズ等)する必要はございませんでしょうか？	事業者の提案事項となります。図書館運営業務提案書 様式5-2-9でご提出下さい。
314	19	(5)	学習ゾーン	学習スペース	AV鑑賞コーナー	DVD、CD-ROMが鑑賞できる機器の数量をご指示ください。	施設整備要求の「学習ゾーン」「AV鑑賞コーナー」を最低基準として示してありますが、それ以上については事業者提案とします。
315	19	(5)	学習ゾーン	学習スペース	ITコーナー	インターネット専用パソコンとありますがデスクトップパソコンと考えてよろしいでしょうか	事業者の提案事項となります。
316	19	(5)	学習ゾーン	学習スペース	ITコーナー	ITコーナーの分散配置は可能ですか。可能な場合、インターネット専用パソコン合計10台、CD-ROMが見られる専用パソコン合計5台と考えてよいですか。ご教示願います。	事業者の提案事項となります。
317	19	(5)	学習ゾーン	学習スペース	AV鑑賞コーナー	「二人で鑑賞するブース15台、グループで鑑賞する室を2室設置して」との記述が御座いますが、グループ用2室に設置する鑑賞機器のモニターサイズについて、特にご指定はございますか？	事業者の提案事項となります。
318	20	(5)	ふれあいゾーン	談話室又はコーナー	休憩	談話室又はコーナーの分散配置は可能ですか。可能な場合、人数は合計10人と考えてよいですか。ご教示願います。	事業者の提案事項となります。
319	21	(5)	研修ゾーン	郷土資料スペース	郷土資料の閲覧	6月に発表された施設設計要求書(案)では設計水準の「図書等資料を使った調査研究のための部屋とする。」「監視可能なようにガラス等による仕切りとする。」という項目が「研修室」の欄に書かれていましたが、今回の施設設計要求書は「郷土資料スペース」に書かれています。どちらが正しいのでしょうか。	正しくは「研修室」です。施設設計要求書P.21に関しては、修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) 施設設計要求書 をご参照下さい。
320	22	(5)	管理ゾーン	事務室		事務室のパソコン3台、4台とありますがノートパソコンでしょうか。	事業者の提案事項となります。
321	22	(5)	管理ゾーン	事務室	整理部門	レファレンスカウンター、児童貸出・返却受付カウンター、郷土資料室及び事務室において「CD-ROMが見られるようにする」とありますが、CD-ROMドライブが内蔵されていればよろしいのでしょうか。	単にCD-ROMドライブが内蔵されているのではなく、同時に1枚のCD-ROMへのアクセスも可能でなければなりません。詳細は業務要求水準P.23 運営業務要求水準 (1)図書館運営業務1 総括的業務 (7)コンピュータシステムの整備・保守・管理及び、図書館運営方針P.13 7. 図書館システム基準をご参照下さい。
322	24	(5)	会議ゾーン	会議室	学生のための学習スペース	会議室(勤労青少年ホームの講習室と兼用)の設計水準の欄はP.42参照とありますが、P.41参照でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。学生のための学習スペースに関しては、修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) 施設設計要求書 をご参照下さい。

施設設計要求書

No.	ページ	項目	質問事項			回答	
323	24	(5)	会議ゾーン	会議室	運営協議会等の会議	会議室（多目的ホールと兼用）の設計水準の欄はP.44参照とありますが、P.43参照でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。 運営協議会等の会議に関しては、修正箇所正誤表（平成13年12月14日修正） 施設設計要求書 をご参照下さい。
324	25	(6)				「施設は1フロア-にまたがる場合は、リハビリゾーン又は調理ゾーンを別階にすることが望ましい」とありますが、この場合の施設とは、保健センターを指していると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
325	26	(6)	一般管理ゾーン	事務室	事務管理	（事務所）（事務管理） ・必要なOA 機器（パソコン3 台程度、スキャナー、コピー機）を置き作業が可能なカウンターを設置する。 とありますが、何を目的に、どのパソコンを設置する計画がありますか。	住民の健康管理業務を推進するために保健総合システムを導入して、デスクトップ型パソコンを設置する予定です。
326	26	(6)	一般管理ゾーン	事務室	事務管理	（事務所）（事務管理） ・必要なOA 機器（パソコン3 台程度、スキャナー、コピー機）を置き作業が可能なカウンターを設置する。 他に既設等、他からの移設等で導入予定のパソコンはありますか。あるとすれば、台数および目的を教えてください。	各職員の机上にノート型パソコンで市役所本庁とのLANが接続される予定です。
327	25	(6)	一般管理ゾーン	事務室	事務管理	保健センター業務における、利用者管理、健診データ管理など、管理用ソフトの導入は必要ございませんか？必要であれば、内容等をお聞かせ願います。	市業務で考えています。
328	26	(6)	一般管理ゾーン	事務室	NPO等のミーティングスペース	保健センター事務室内にNPO等のミーティングスペースが要求されていますが、このスペースはあくまでも質問回答にあった通りに、健康推進に関わるNPOその他諸団体のためのもので、図書館関連のNPOやボランティアはこのスペースを利用することはできないのでしょうか。図書館運営方針にNPOと連携、としてありますが、図書館ゾーンに設計水準として「ボランティアルーム」等のボランティアの方々がミーティングや休息できるスペースがあがってきていません。図書館ゾーン内に設計水準ではあがっていないボランティアルームを設置してもよろしいでしょうか。（最近の新図書館建設では、ボランティアルームの設置が必須アイテムになっていると私見します。）	図書館関連のNPOやボランティアは保健センター部分のミーティングルームスペースを使用することはできません。ただし、図書館関連等のNPOスペースを別途設けることは事業者の提案範囲と考えています。
329	26	(6)	一般管理ゾーン	事務室	NPO等のミーティングスペース	「各スペースに各々窓をつける」「時間外に事務室へ出入ができないように」とありますが各スペースに間仕切り・扉・窓を設置し施錠管理するという意味ですか。ご教示願います。	ご質問の通りです。
330	36	(6)	リハビリゾーン	理学療法室 作業療法室 運動指導		未使用時、鏡をおおうためのカーテンレールを設置するとありますが、危険防止のためカーテンではなく引き分け戸にて鏡を保護するのが適切と考えますが、他に特別な理由・条件等があればご教示願います。	未使用時の鏡の保護と危険防止が目的であり、事業者の提案でお願いします。

施設設計要求書

No.	ページ	項目					質問事項	回答
331	43		(8)	ホールゾーン	多目的ホール		多目的ホール等で大規模なイベント時の駐車場の誘導要員は、現時点での想定は不可能です。故にその都度イベント費用に含まれるものとして考えて宜しいでしょうか。	イベント主催者の費用と考えております。
332	43		(8)	ホールゾーン	多目的ホール	式典、講演会、会議、レセプション等	プロジェクター・スクリーン・スポットライト設備は会議室のみの利用形態を想定すればよいですか。ご教示願います。	会議室を含めて使用した場合を考えています。
333	43		(8)	ホールゾーン	多目的ホール	式典、講演会、会議、レセプション等	「小会議室利用も可能に」とありますが、大型プロジェクター・電動スクリーンについてもステージと同様に含むという理解でよろしいですか？	ご質問の通りです。
334	43		(8)	ホールゾーン	多目的ホール	式典、講演会、会議、レセプション等	「多目的ホールは200名程度で使用可能」とは、テーブル・椅子席のみを配置した場合の定員と考えてよろしいでしょうか。(会議室 ~ も同様)	ご質問の通りです。
335	44		(1)	3)			設計完了時の提出資料が定められておりますが、提出部数をご教示下さい。また、基本設計・実施設計の製本、及び実施設計完了後の透視図等の成果品、工事完成後の完成書類及び完成写真等の提出についてご教示下さい。	契約後にお示します。
336	44		(1)	3)	(3)		「工程図」とありますが、工程表という理解でよろしいですか？	ご質問の通りです。 工程図に関しては、修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) 施設設計要求書をご参照下さい。
337	46		(2)	3)			「...工事監理者を設置し、工事監理を行なう。」とありますが、設置及び監理の程度について、桑名市発注の工事に準拠するのか、SPCによる基準と解釈してよろしいのか、ご教示下さい。	桑名市発注工事に準拠します。
338	52 53		(4)				床仕上げ材・窓下収納棚天板は対薬品性能を必要としますか。ご教示願います。	特に必要ありません。
339	60 ~ 67						図書館以外のLAN設備はどこまで用意すればよいのでしょうか。 また施設間のLANの関係はどのように考えればよろしいですか？ ex. 各施設独立したLANとする 建物内で設備は共用、施設間相互通信は不可 一定のポリシーの元で相互通信も可	施設設計要求書P.7 施設設計要求書(2)施設全体仕様 ク 情報配管設備、 諸室関係資料(参考)P.60~をご参照下さい。 図書館以外は、配管と幹線布設用ケーブルラック設置のみです。

施設設計要求書

No.	ページ	項目	質問事項	回答
340	資料6		<p>本敷地の土壌には「ノロ」すなわち廃棄物処理法上の「鉍さい」が多量に含まれるとのことですが、この他にも六価クロム等の有害物質が含有している可能性が高いため土壌汚染調査が必要と思われる。この場合、土壌汚染調査の費用は提案価格に含まれ、土壌の汚染除去費用や産業廃棄物としての処分費用の増額については「造成リスク」の負担者である市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書(案) 第7条3項に沿って対応します。</p>
341	資料6		<p>鋳物工場建物の基礎部分及びクレーン基礎が地下に埋設されているとのことですが、これらの地中障害撤去に係る費用及びスケジュールの変更に伴う費用等は「造成リスク」の負担者である市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書(案) 第7条3項に沿って対応します。</p>

図書館運営方針

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答		
342		2	2	3	E	将来的には、地区市民センターや学校とネットワークを結び、検索や図書等の貸借ができるようにするとありますが、このようになった場合にはサービス料の見直しが行われると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
343		2	2	5	D	5.サービスの充実、D.NPOと連携して、とありますが、既に図書館活動を支える法人格のNPOは設立されているのでしょうか。設立されていないとしたら、今回の事業計画に合わせ、具体的に図書館活動を支えていくNPOを設立する計画等があるのでしょうか。質問回答集では、「現在のNPOは、主に子供に関する団体と」と回答されていますが、また、現在図書館活動を支えているボランティアの活動内容や延べ人数(概算)、団体数をお知らせ頂けますでしょうか。	NPO活動は法人格を取らなければならないというものではありません。従って、図書館を支えるNPO法人を設立する必要性は考えておりません。むしろ、NPOの方々の活動の場として図書館を利用していただけたらと考えております。 同様に、「現在図書館活動を支えているボランティア」という観点をもっておりませんので、市としてはボランティアの内容を公開できませんが、NPO団体の活動につきましては、三重県のホームページで「NAVIS」(団体紹介)をご参照下さい。
344		2	2	5	E	託児の運営は市が行うのでしょうか。	ご質問の通りです。
345		5	3	3	郷土資料	郷土資料の項目で、図書館所蔵の近代資料などをデジタル化するとありますが、対象とする資料は古文書350冊と思いますがこの350冊の総ページ数をお知らせ願います。また、絵図等の資料はカラー撮影かモノクロ撮影かの基本方針をお知らせ頂ければと思います。ページ数と撮影状態が明確化されないと、デジタル化のコストを算出することは困難です。対象資料の全資料を公開して頂けますでしょうか。	古文書350冊の総ページは約53,000枚で、カラーはありません。 デジタル化は、その方針を含め事業者の提案事項となりますので、様式5-2-10でご提案下さい。 なお、古文書等は閲覧可能ですので、現物をご覧下さい。
346		5	3	3	国際化対応資料	桑名市に在住する外国人に対応した資料の充実を図るとありますが、桑名市在住の外国人の国籍と人数を開示いただきたい。	アジア地域1,445人、北アメリカ地域13人、南アメリカ地域558人、ヨーロッパ地域24人、オセアニア地域9人、アフリカ地域12人、中東地域10人、不明6人、合計2,077人です。 100人以上在住はブラジル・中国・朝鮮・韓国・ペルー・フィリピンです。
347		8	4	2	(1)	2.貸出サービスのなかに(1)貸出券発行の範囲に「貸出券を紛失した場合は、再発行する。」とありますが、市民の公平性を期すためにも、再発行する場合は実費を当該利用者から徴収できるという解釈でよろしいのでしょうか。	実費徴収は考えておりません。
348		8	4	2	(4)	市外への転出も追跡調査を行って督促するとありますが、事業者が追跡調査を行うのでしょうか。その場合、どのような方法で行うのでしょうか。	SPCによる運営でも市立図書館であることには変わりありませんので、転出先を調査し、郵送等によって督促を行っていただきます。 なお、法的手続きが必要な場合は、市が支援いたします。
349		9	4	6		「IT利用は、必要に応じて利用制限を設ける。」とありますが、具体的にどのような利用制限を想定されていますか。	申込者が殺到した場合の順番待・時間制限・回数制限や営業行為が明らかな場合の使用禁止などを想定しています。
350		12	6	PR方針	1	ポスター・チラシのイメージを捉えるためにサンプルを公開していただけますでしょうか。	現在図書館ではポスターやチラシは作成しておりませんので、お示しできません。

図書館運営方針

No.	対象	ページ	項目	質問事項		回答	
351		12	6	PR方針	1	PR方針に「ポスターやチラシを作成...原則として、年2回程度、1000枚作成する。」とありますが、年間を通して合計1000枚程度作成するという解釈でよろしいのでしょうか。	ご質問の通りです。
352		13	7	A	11	要求される具体的機能は？利用者からの予約状況確認を可能とするのか？予約対象を当日のみとするのか、未来日も認めるのか？等	管理は事業者の業務範囲ですので、事業者の管理しやすい方法で結構です。
353		13	7	A	14	14. 市販のどのMARCにも適応可能なこと。とありますが、この解釈について下記の選択肢に対応するものがあればその番号を、なければ解釈のしかたについて教えていただきたく。 1. システム導入時に、図書館としては未使用であるが、その時点で市販されている全てのMARCに適応可能であり、その後発売されたMARCに対しても適応が可能であること。 2. システム導入時に、図書館として決定したMARCに適応可能であり、何らかの理由でMARCを変更した場合は、その時点で変更後のMARCに適応可能であること。	現図書館はMARCを使用しておりませんが、平成14年2月からTRCMARCを使用します。しかし、事業者がジャパンMARCなどのMARCを採用したり、途中で変更する可能性を想定して、市販のどのMARCにも適応可能としました。 なお、MARCの使用は事業者の提案ですので、市としましては種類や導入の方法等の提示は行いません。
354		13	7	A	14	A. 基本 14. 市販のどのMARCにも適応可能なこと。とありますが、市販のどのMARCにも適応の目的は何ですか。基本的には、1MARC会社のMARCでの運用となると思いますが。 また、もし、目的がありましたら、どのMARCとの表現では不明な点が多いため、MARCの複数指定または、種類のご提示をお願い致します。	現図書館はMARCを使用しておりませんが、平成14年2月からTRCMARCを使用します。しかし、事業者がジャパンMARCなどのMARCを採用したり、途中で変更する可能性を想定して、市販のどのMARCにも適応可能としました。 なお、MARCの使用は事業者の提案ですので、市としましては種類の提示は行いません。
355		13	7	A	17	「17.図書館に相応しくないような卑猥な内容や暴力的な内容を排除すること。」とありますが、排除の手段は、コンテンツフィルターによって提供されるホームページアドレスのリストを利用して図書館に相応しくないと思われるカテゴリに属するWebサイトへのアクセスを禁止する事を想定しておりますがよろしいでしょうか？	手段は事業者の提案事項となりますので、様式5-2-7でご提案下さい。
356		13	7	A	19	「複数パソコンから同時に1枚のCD-ROMへのアクセスを可能とする」とありますが、CD-ROMタイトルにより、同時利用を制限または禁止している場合と、機器の仕様により利用が不可能なソフトがあることが想定されますが、資料収集方針で使用可能/不可能も考慮されると考えてよろしいですか。	図書館では著作権を遵守します。図書等の購入・企画・選定は事業者の業務となっておりますので、使用の可否を含め、選定の時点で事業者の方がご配慮下さい。
357		13	7	A	19	「LAN上の複数パソコンから同時に1枚のCD-ROMへのアクセスを可能とすること。」とありますが、LAN上の複数パソコンとは、ITコーナーのCD-ROM専用端末5台と考えてよろしいですか。	CD-ROMを見ることができる端末の規定は、業務要求水準P.23 (1)図書館運営業務 1 総括的業務 (7)コンピュータシステムの整備・保守・管理、4.その他をご参照下さい。

図書館運営方針

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
358		13	7	A 19	「複数のCD-ROMが利用できることを可能とすること」とありますが、複数枚組のCD-ROMタイトルが利用可能なことと考えてよろしいですか。利用端末はITコーナーの5台でよろしいでしょうか。	CD-ROMを見ることができる端末の規定は、業務要求水準(1)図書館運営業務 1 総括的業務(7)コンピュータシステムの整備・保守・管理、4その他をご参照下さい。また、複数のCD-ROMが利用できることに關しましては、ご質問の通りです。
359		13	7	B 7	24時間365日対応(稼働)を要求されるのは、インターネット関連のみと解釈してよろしいですか？ また、同関係設備の保守による停止(予告停止)に対し代替設備による無停止稼働を考慮しなければならないのですか？	インターネットに關しましてはご質問の通りです。 システムに關しましては提案事項となりますので、様式5-2-7で提出お願いします。
360		14	7	H 1	図書管理用にバーコードを貼付することが明記されているが、同等以上の機能が実現できるのであれば、管理用に貼付するものは別のメディアでもよろしいですか。	ご質問の通りです。様式5-2-10においてご提案下さい。
361		15	7	H 7	7. 回収資料(予約・除籍・不明・閉架資料等)を確実に回収できる機能をもつこと。とありますが、確実に回収できる機能は何をもってOKと判断されますか。	図書等の返却時に予約や閉架等の確認が確実に把握できることが条件ですが、事業者の提案事項となります。
362		17			示されている諸統計表について具体的な仕様(様式)は提示されていませんが、提案システムが他図書館用で提供している諸様式を提示し選択いただくと考えてよろしいですか？	諸統計表は事業者の作成し易い様式で結構です。市としましては、特に様式は定めません。
363	図書館関連資料	資料4	4		市が調達する備品・計器類:「スチール製椅子・机 5セット」は市側職員が利用するものでしょうか。	ご質問の通りです。
364	図書館関連資料	資料9	8		市側からの図書館への職員配置予定数は5人ですが、館長を含むこの5人は、市側の人事異動によって配置されるのは当然ですが、いずれも司書有資格者を図書館配置への条件とされる予定でしょうか。図書館の各事務項目で司書資格を有する人材が条件とされている項目が多い中で、民間側雇用の人材との司書資格有無の採用基準との擦り合わせが必要となります。	人事異動のことをお答えできませんが、司書有資格者も含まれると想定しております。
365	図書館関連資料	資料11	9	(2)	「古文書」350冊をデジタル化する。とありますが、作業量及び格納容量算出のため、総ページ数を教えていただきたく。	古文書350冊の総ページは約53,000枚で、カラーはありません。

図書館運営方針

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
366	図書館関連資料	資料11	9 (2)	<p>「VTR」55本をデジタル化する、とありますが、その対象ビデオの全タイトル(内容)と各タイトルの収録時間を公開願います。映像資料のデジタル化コスト積算で必要不可欠な項目です。</p> <p>また、映像資料を単にデジタルコンテンツ化するだけでよろしいのでしょうか。そのコンテンツを館内や館外向けにデジタル化して配信する機器類は、郷土資料のデジタル化関連とともに、施設設計要求書上の図書館管理ゾーンの整理部門の設計水準上のパソコン4台の「メディア編集」に充足(該当)されているのでしょうか。</p>	<p>デジタル化する目録は別添資料「デジタル化するビデオテープリスト」の通りです。デジタル化を含め、AV機器設置に関しては事業者の提案事項となりますので、様式5-2-9においてご提案下さい。</p> <p>なお、CD-ROMを見ることができる端末の規定は、業務要求水準P.23 (1)図書館運営業務 1 総括的業務 (7)コンピュータシステムの整備・保守・管理をご参照下さい。</p>
367	図書館関連資料	資料11	9 (2)	<p>「VTR」55本をデジタル化する、とありますが、作業量及び格納容量算出のため、総時間数を教えていただきたい。</p>	<p>デジタル化する目録は別添資料「デジタル化するビデオテープリスト」の通りです。</p>
368	図書館関連資料	資料11	9 (2)	<p>「VTR55本をデジタル化する」とありますが、出力対象がパソコンのディスプレイでかつ利用者による個人利用である点から、デジタル化品質についてパソコンで変換可能な352 x 240のMPEG程度と解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>デジタル化を含め、AV機器設置に関しては事業者の提案事項となりますので、様式5-2-9によってご提出下さい。</p>

落札者決定基準

No.	対象ページ	項目	質問事項	回答
369	1	(2)	入札の市の設定する予定価格の公表は行われますか。また公表されない場合は、入札説明書の14,313百万円前後と考えれば宜しいですか。	予定価格の公表は行いません。また参考価格(14,313百万円)は、あくまで入札価格の目安とお考え下さい。なお、参考価格についての市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。
370	1	(2)	事業者の提案価格が「市の設定する予定価格」の範囲内であることが必須ですが、「市の設定する予定価格」とは『入札説明書/P.7』で表記されているサービスの対価の総額・14,313百万円を示すと解釈してよろしいですか？ それとも、サービスの対価の総額(14,313百万円)を基準として入札予定価格が別に設定されると考えるべきですか？	予定価格の公表は行いません。また参考価格(14,313百万円)は、あくまで入札価格の目安とお考え下さい。なお、参考価格についての市の算定根拠は、入札参加者の自由な発想を阻害するためお示しできません。
371	1	(2)	各種様式に沿っての提案書類がもともとられています。様式により数値の単位が異なるため、四捨五入、切り捨て、切り上げなどにより数値の誤差が生じる場合がありますが、そのような時の措置をお聞かせ下さい。	原則、円単位としていますが、内容に応じて千円もしくは百万円単位で記載していただくものもあります。(四捨五入でご記入下さい)
372	2	(3)	配点について。 ～ の事項各項目の配点は小数点第何位まで計算されると考えていますでしょうか。	配点の内訳は落札者決定基準P.6 定量的審査の方法 審査項目及び配点一覧に示す通りです。
373	4	(3) 評価対象	評価対象の企業は、3社ということでしょうか。	グループを構成する企業で、グループ代表者、建設会社(1社のみ)に加え、東京、大阪、名古屋証券取引所1部及び2部に上場している企業は、「すべて」評価対象となりますので、3社とは限りません。
374	4	(3) 評価対象	建設会社が複数ある場合はいずれか1社となっていますが、応募者が選ぶのでしょうか、それとも審査委員の方で選ばれるのでしょうか？	事業者ご自身に選んでいただきます。
375	4	(3) 評価対象	グループ構成員として参加する場合、非上場企業は評価対象外ですか。従って、非上場企業は評価内容、評価指標、適格基準は審査されないのですか。また、審査の元となる、これらの書類の提出についてはどうなりますか。	非上場企業であっても、グループ代表者と建設会社(複数の場合はいずれか1社)については評価対象となりますので、審査資料となる有価証券報告書等を提出していただきます。詳しくは、入札説明書P.19 8 入札提出書類・作成要領 (1)提出書類 3)入札時の提出書類 有価証券報告書等をご参照下さい。
376	4	(3) 評価対象	「グループを構成する企業のうち上記以外の東京もしくは大阪、名古屋証券取引所1部及び2部上場企業」に該当する構成員すべてが対象ということでしょうか。	グループを構成する企業で、グループ代表者、建設会社(1社のみ)に加え、東京、大阪、名古屋証券取引所1部及び2部に上場している企業は、「すべて」評価対象となります。
377	5	(3) 評価基準	「事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 配当金」となっていますが、ここでいう配当金とは具体的に何を想定されているのでしょうか？ SPCは他事業に投資はできませんし、当事業の株主への配当であれば、その源泉は営業利益からくるものと思料いたしますが。	基礎審査の(3)事業遂行能力の確認の評価対象は、SPCではなく、グループ代表者、建設会社(1者のみ)、グループを構成する企業のうち上記以外の東京、大阪、名古屋証券取引所1部及び2部上場企業となります。
378	5	(3) 評価基準	適格基準の評価基準の項目の一つでも当てはまる場合、失格となりますか。	業務遂行能力に不安がある場合でも、代替信用保管措置等があれば評価することとしています。失格か否かについては内容確認の上、判断致します。

落札者決定基準

No.	対象ページ	項目					質問事項	回答
379	6						定量的審査の方法として、審査項目及び配点が示されておりますが、各項目の評価は、要求水準に対する加点部分の評価と考えてよろしいでしょうか。	定量的審査は、施設設計要求書及び業務要求水準書等を対象とする加点評価に相当します。
380	6						各項目に与えられている配点は、0点と当該配点の2通りのみでしょうか。(例えば、配点が1.5点の項目は、0点/1点/1.5点というように得点に段階はないのでしょうか。)	配点の詳細については、入札における適正な競争環境を阻害するおそれがあるため、回答を控えさせていただきます。
381	6						定量的審査の採点は、0.5点刻みでしょうか。	配点の詳細については、入札における適正な競争環境を阻害するおそれがあるため、回答を控えさせていただきます。
382	7		(1)				サービス対価に関する事項については得点決定に対する具体的な記述がありますが、それ以外の項目については配点以外に具体的な記述がありませんので以下の点を質問させていただきます。 ・各項目の得点は相対評価/絶対評価のどちらでしょうか。 ・事業者間での得点差のつけ方の基準がどのようになるのか、明示願います。	相対評価・絶対評価の別は項目により異なります。事業者間での得点差については、各項目に示す配点の範囲内での格差が積算され、最終的に総合的な得点差になるものとお考え下さい。
383	7		(2) (3) (4)				各項目とも挙げられている条件がすべて満たされれば、得点は満点になるという理解でよろしいでしょうか。それとも、ある条件は満たされていないくとも、その他の条件に非常に優れた提案があれば満点になることもありうるのでしょうか。	挙げられている条件がすべて満たされれば、得点は満点になります。また、どんなに優れた提案であっても、項目に与えられた配点以上に得点することはできませんので、ある項目の得点が別の項目の得点をカバーすることはあり得ません。
384	7		(2)	施設設計			「施設のボリューム」との表現がありますが、容積率や日影規制等の形態規制のクリアが望まれているのかどうか等、評価基準が曖昧とされますので、「ボリューム」に関して明確な基準をお示しください。	事業者の判断事項といたします。
385	7		(2)	施設設計			施設設計審査項目の中に、「...サイン等が適切に計画されているか」とありますが、どのような方法で提案するのか、ご教示下さい。	様式3-4-2 設計説明書 (2)施設計画 においてその考え方を具体的に示していただき、各階平面図(入札説明書P.23 8 入札提出書類・作成要領 (2)作成要領 5)設計図書 各階平面図 参照)において、図等を用いて御提案頂く考えです。
386	8		(2)	維持管理			入札条件(普通火災保険)以外の保険を付保しているかと記載されておりますが、SPC内の維持管理を行う会社が加入していればよいと考えてよろしいでしょうか。	必ずしもSPCが保険に加入する必要はありませんが、協力企業等が加入する場合は、提案書において、その旨記述をお願い致します(様式2-5-3の「内容」欄)。
387	8		(2)	維持管理			具体的にどのような保険への加入を想定されてますか。例えば、地震保険の加入・非加入が本項目の評価対象となるのでしょうか。	様式集2-5-3に記載する保険を想定しております。
388	9		(3)	図書館施設の運営	ア		「責任者の配置」、「職員の適切配置」の「配置」とは、各員の常駐を意味しており、非常駐及び兼任配置はマイナスポイントとなりますか。	事業者の判断事項と致します。様式5-2-3でご提案下さい。

落札者決定基準

No.	対象ページ	項目	質問事項	回答
389	9	(3) 図書館施設の運営	ア 運営内容に「IT関連の専門家が配置されているか」とありますが、「IT関連の専門家」たる具体的な資格要件をご教示下さい。 【例】 ・上級システムアドミニストレーター ・テクニカルエンジニア ・基礎上級技術者検定 ・情報検索基礎能力 級 etc...	事業者の提案事項となります。様式5-2-3、または、様式5-2-7でご提案下さい。
390	9	(3) 図書館施設の運営	イ 「更新年数に配慮があるか」との表現がありますが、更新年数が長いほうがよいのか、短いほうがよいのか、基準を明確にお示しください。	事業者の判断事項と致します。様式5-2-9でご提案下さい。
391	10	(3) 図書館施設の運営	エ 「AV機器について優れた提案があるか」とありますが、AV機器とは業務要求水準書「運営業務要求水準 P25の備品名「DVD・CD-ROMなどが鑑賞できる機器」の部分と解釈してよろしいですか。	ご質問の通りです。
392	10	(3) 図書館施設の運営	落札者決定基準において、図書館運営業者のSPCへの参画方法により得点(2点)が配分されるとありますが、配分の基準をお示し下さい。	最高得点を2点とし、SPCの構成員となっているかどうか、SPCの協力企業となっている場合の参加表明の有無、SPCへの出資の有無等を考慮し、加点します。
393	10	(3) 図書館施設の運営	SPCに出資を行っているかと記載されておりますが、SPCに出資を行っていない場合は、減点の対象となるのでしょうか。	最高得点を2点とし、SPCの構成員となっているかどうか、SPCの協力企業となっている場合の参加表明の有無、SPCへの出資の有無等を考慮し、加点します。
394	10	(3) 図書館施設の運営	運営体制で図書館運営業者のSPCへの参画方法について、 ・SPCの構成員の方が協力企業より ・参加表明の有るほうが無いより ・SPCへ出資している方が出資していないより 評価が高いと審査するのでしょうか。	最高得点を2点とし、SPCの構成員となっているかどうか、SPCの協力企業となっている場合の参加表明の有無、SPCへの出資の有無等を考慮し、加点します。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
395	全般					この契約書(案)の内容は落札者との契約前に市との協議によって変更修正される可能性はあるのでしょうか？	契約書案の契約内容については変更修正することはできませんが、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。
396	全般					貴市が納税者の利益を代弁され、事業者が株主の利益を代弁する以上、利害の対立は当然に発生しますが、本契約書案では協議会での協議が整わない場合、すべて貴市が合理的な判断を下し、事業者がそれに従うことになっています。 従って、事業者が貴市の判断が合理性に欠けると判断した場合、事業者は第52条の規定に基づき裁判に訴えることとなります。無用な訴訟を避けることは、貴市・事業者双方にメリットがあると思料されますので、契約書に学識経験者等を委員とする紛争調停機関の設置について検討して頂きたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。	ご意見として承ります。
397		1	1条			「図書館等」の定義をお示ください。	「図書館等」とは、施設設計要求書P.5 (1)施設規模に示されたものをいいます。
398		1	1条	1	(6)	「本件施設」には事業者が図書館等施設整備業務により設置した備品を含むと理解してよろしいですか。	ご質問の通りです。
399		1	1条	1	(9)	サービス対価(にかかる貴市への支払請求権)は一体(不可分)であるとの定義につき、所有権引渡を終えている図書購入費も一体不可分とは、いかなる理由に基づくものかご教示下さい。 初期投資分の図書購入にかかる支払請求債権だけでも分離して保全措置が取ることができれば、VFMにもプラスに働くと考えられるのですが。	市として、本件は「一体としてのPFI事業」と考えており、サービスの種類は異なるものの、落札した事業者に一体としてのサービス提供をお願いするものです。従って、個々のサービス対価の請求権を独立させて、それぞれ譲渡、担保提供されることは、予定しておりません。
400		1	1条	1	(11)	第1条(定義)(11)の「本件工事」にはサービス利便施設の部分も含まれていると入札説明書で理解しましたが、契約書(案)においても同様の理解でよろしいでしょうか。できれば契約書においても明確にさせていただきたく思います。	「本件工事」には生活利便サービス施設部分も含まれます。
401		2	1条	1	(14)	第1条(定義)(14)「関係者協議会」の構成メンバーはどのようになるのでしょうか？	関係者協議会の構成メンバーについては、契約締結後市と事業者との協議により決定したいと考えております。
402		2	1条	1	(14)	事業契約書(案)第1条(14)において定義される「関係者協議会」の構成メンバー及びその議決方法はどのようになっているのでしょうか。	関係者協議会の構成メンバー及びその議決方法については、契約締結後市と事業者との協議により決定したいと考えております。
403		2	1条	1	(14)	「関係者協議会」を構成するその他関係者は、現在どのような方を想定されているのでしょうか？ また、本協議会の議決方法や拘束力等、現在想定されている本事業での位置づけをご教示下さい。	前段につきましては、関係者協議会の構成メンバー及びその議決方法については、契約締結後市と事業者との協議により決定したいと考えております。 後段につきましては、契約書(案)に規定する事項や事業に関する協議を行う機関と位置付けております。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
404		2	1条	1	(17)	第1条(定義)(17)「維持管理期間」は「平成16年8月1日開始…」と定義されていますが、「図書館運営業務期間」の定義が見当たりません。入札説明書から「図書館運営業務期間」は、平成16年10月1日からと考えますが、この二つの「期間」を明確に定義してください。サービスの対価がいつからのサービスに対して支払われるのかを、明確にするためです。	図書館運営業務については、平成14年11月～(目録提出)を図書の選定・収集業務期間、平成16年8月～9月を準備期間、平成16年10月～を開業後運営業務期間としてお考えいただき、様式集 様式5-3-2に運営費用をご記入下さい。
405		3	3条	2	(2)	本件施設の財政上・金融上の支援によるメリットが事業者でない場合には、活用しなくても良いのでしょうか。	ご質問の通りです。市及び事業者双方にメリットがある場合にのみ、財政上・金融上の支援方を活用致します。
406		3	3条	2	(2)	「市及び事業者の双方に利点があり得る場合」に支援方を活用するよう義務づけていますが、「利点があると市及び事業者が合意した場合」としていただくことが、双務性の観点から望ましいと考えますがいかががお考えですか。	ご意見として承ります。
407		3	3条	2	(2)	財政上、金融上の支援の適用について双方に利点があり得る場合は、活用しなければならぬとされていますが、事業者の調達金利は、スワップに基づく10年超の固定金利となっていますので、これを解約するにはコストがかかります。このコストも利点の判断に含めてよろしいでしょうか。	本件事業に財政上、金融上の支援の適用として(財)地域総合整備財団による無利子融資の活用等が想定されます。上記制度を活用するにあたって、市及び事業者が要するコスト(ご指摘の解約コスト)は事業者にかかるコストに含めて頂いて結構です。
408		5	7条	3		想定外の地中障害物等が発覚した場合には、その除去にかかる合理的な追加費用は市が全額負担することとなっていますが、工程の遅延、及び遅延からくる工事費等の増加に関しては、市はどのように事業者に対して補償していただけるのでしょうか。	契約書(案)第9条第1項の規定により処理いたします。
409		5	7条	3		本件施設の建設用地に地質障害、地中障害物、埋蔵文化財等が発見されるなど、市から提供された資料から想定されなかった障害等については市が負担するのでしょうか。	関係者協議会の協議を経て、原則として市が合理的な費用を負担します。
410		5	7条	3		(地質障害、地中障害を除去するための)「合理的な追加費用」とありますが、これら障害除去工事の直接工事費のみならず、合理的な範囲内で、障害除去工事に起因して事業者が生じる金融費用その他間接的な費用を含むと解釈して良いですか。 また、「合理的な費用」は、原則として、当該費用の確定時期に一括支払されるとの解釈でよろしいですか。(本件工事費等に加算して事業期間中に延べ払いするのであれば、融資契約、スワップ契約の変更に係るすべてのコストを「合理的な費用」に含めることになります。)	前段はご質問の通りです。後段の支払方法については、支払いが生じた時点で協議とさせていただきますと考えております。
411		5	8条	1	(1) (2) (4)	市が確認通知を発行するまでの日数など、手続き(特に日数)の明確化については、今後、さらに詳細に規定されるとの認識でよいですか。	市・事業者の協議事項と致します。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
412		6	8条	3		第8条3項「工期の変更」について。市が工期変更を請求した場合、その費用負担などのリスク分担を関係者協議会にて協議するとの趣旨の規定ですが、負担は原則市とすべきとすることが合理的と考えます。なぜ、市の負担と明示しないのでしょうか？	工期変更については、原則として請求した側の負担としますが、詳細については関係者協議会で協議することを前提としております。
413		6	8条	3	(1)	市による工期の変更の請求があり工事費が増大した場合には、市の負担と考えて宜しいのでしょうか。	工期変更については、原則として請求した側の負担としますが、詳細については関係者協議会で協議することを前提としております。
414		6	8条	3	(2)	事業者が、不可抗力または事業者の責めに帰すことのできない理由により工期を遵守できない場合には、別紙3に基づく負担割合と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。契約書(案)第16条及び第20条2項3号が適用され、負担割合は別紙3に基づくと考えます。
415		6	9条	2		施設引渡日が遅れた場合は「本件工事費相当額につき、遅延日数に応じ年8.25%」遅延損害金を支払うとされています。引渡しについては部分引渡しは可能でしょうか。またその場合には「本件工事費相当額」は部分引渡部分相当額を控除した額ということになると思うのですがいかがでしょうか。	部分引渡しは想定しておりません。
416		6	9条	3		第9条3項「工期延長/不可抗力」不可抗力の場合の工期延長に関する増加費用の負担を、平成16年9月30日を境としてそれまでを事業者負担、以降を市負担とするの規定がありますが、金額負担の割合で規定した方が、実際の対応が双方にとって容易ではないでしょうか。(別紙3の規定とした方がよいと思います。)何故、金額ではなく時期での規定としたのでしょうか？	別紙3の適用も考え得る処理ではありますが、この処理によりますと、増加費用の確定時期が遅くなり、事務処理上も不便であることから、一定の日時をもって負担者を決定しました。
417		6	9条	3		「不可抗力により本件施設の引渡しが平成16年8月1日より9月30日までに事業者に生じた増加費用は事業者が負担し、10月1日より遅れた場合は、その遅延により生じた増加費用は全額市が負担するものとする」となっていますが、別紙3を適用しない理由をご教示下さい。	別紙3の適用も考え得る処理ではありますが、この処理によりますと、増加費用の確定時期が遅くなり、事務処理上も不便であることから、一定の日時をもって負担者を決定しました。
418		6	9条	3		「不可抗力により、本件施設の引渡日が平成16年10月1日より遅れた場合は、……。」とありますが、この場合8月1日～9月30日の間、市に生じた増加費用は市が負担するのでしょうか。もしそうであれば、「10月1日」を「8月1日」にしてはいかがでしょうか。	前段部分に関しては、ご質問の通りです。後段部分に関しては、変更は考えておりません。
419		7	11条	2		市の指示により設計変更する場合、この変更による事業者の追加的費用発生はこれを市が負担するとありますが、この追加的費用には、施設完成後の運営コストの上昇も含まれていますでしょうか。	市の指示による設計変更に伴う事業者の追加的費用の発生及び施設完成後の運営コストの上昇に対しては、関係者協議会の協議のうえ、市が合理的費用を負担します。
420		8	15条	3		本件施行に関し、当事者の不可抗力により第三者に損害を及ぼした場合、市が原則負担するとなっていますが、協議する必要がある場合とはいかなる場合なのでしょう。	協議する内容としては、事業者による懈怠の有無の確認や、懈怠があった場合の負担割合、支払方法等を想定しています。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
421		8	15条	4		不可抗力による第三者への損害が事業不能となる場合には、市のみならず、事業者からも関係者協議会において協議できるようにした方が良いと思われませんが、いかがでしょうか。	契約書(案)第15条3項により、市が原則として当該損害を賠償することから、事業継続の判断は市が行うことを想定しています。また、市は、当該損害の負担割合等に関し、必要に応じて関係者協議会を行うことから、事業者との協議の機会は確保されていると考えております。
422		8	16条	1		第16条「本施設の引渡日前の不可抗力による損害」ここでの損害の規定は「本件施設、仮設物又は工事現場に納入済みの工事材料若しくは建設機械器具」への損害と限定されていますが、不可抗力により完工が遅れたり、事業が中止となった場合、必要資金を固定金利で調達するためフォワードスワップ等を組んでいる場合、そのブレイクコストが発生します。その事業者が負担せざるを得ない金融関係のコストについても、損害として認めるべきであると考えます。フォワードスワップのブレイクコストについても損害に含まれると認識してよろしいでしょうか？	ご質問の通りです。
423		8	16条 46条	1		「不可抗力」については、契約書第16条に本件施設引き渡し前の不可抗力による損害の負担割合は規定されているが、本件施設引き渡し後(工事完成後)の取り扱いについては第12章によるもので別段定めた負担割合はないと考えて良いか。御回答をお願いします。	契約書(案)第22条5項、27条2項、27条3項、28条3項、39条4項をご参照下さい。
424		8	16条	2		善管注意義務を守った上で発生した引渡し前の不可抗力による損害は100分の1のみを負担すればよいと考えて宜しいでしょうか。	契約書(案)第15条2項の場合を除き、ご質問の通りですが、100分の1のみではなく、100分の1以下の負担とします。
425		8	16条	3		「市は第39条第4項第(1)号の規定に従って手続を進めることができる。」とありますが、「市及び事業者は」とすることが妥当であると考えますがいかがでしょうか。	第39条は、「市による本契約の終了」を規定しているため、変更はできません。
426		8	18条	4		市の完成検査終了後、市発行の完工確認書が出されるまで、何日以内に発行されるのかを明示いただけないでしょうか。	現在はお示しできませんので、市・事業者の協議事項といたします。
427		9	19条			貴市が本件施設を賃借するにおいて、(別途35条に定める水光熱費等以外は)特に賃借人としての義務が規定されていませんが、今後、一般的な賃貸借契約の常識の範囲内で、賃借人として遵守すべきルールについて契約書の詳細化が行われるとの認識でよいですか。	本契約書(案)の契約内容についての変更は考えておりません。
428		9	19条	2		本件施設の賃貸は、土地の使用貸借に基づくものとのことですが、使用貸借権は何によって担保されるのでしょうか。	土地使用貸借については、契約書(案)の別紙4としてお示ししている土地使用貸借契約書に規定されております。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
429		9	19条	5		第19条5項「本件施設の賃貸及び敷地利用権」について。本件施設の敷地の瑕疵については市の責任とすることが合理的です。その場合、事業者が補修を行う費用はサービスの対価とは別途市が負担するのが合理的と考えますが、市のリスク負担とするとの規定を設けないのは何故でしょうか？	事業者の責によらない事由(隠れた瑕疵を含む)により、事業者が費用を負担した場合には、土地使用貸借契約第7条2項、契約書(案)第22条5項における不可抗力として、原則として市が責任を負うと想定しているためです。
430		9	20条	2	(2)	市が全額負担する場合には、どのような手続きを経て、いつ支払いが行われるのでしょうか。	市と事業者との協議により決定したいと考えております。
431		9	20条	2	(2) (3)	市による負担は一括一時金で支払われるのでしょうか、30年払いに反映されるのでしょうか。	市と事業者との協議により決定したいと考えております。
432		9	21条	1		事業契約書(案)第21条(所有権の取得)において、図書館運営業務のなかの「コンピュータシステムの整備・保守・管理」によって整備されるコンピュータ機器の所有権移転は対象外となっているが、本件施設の所有権移転時である平成46年10月1日までに、事業者の責任において、機器・機材の廃棄処分を行い原状復帰することになるのでしょうか。	事業期間終了時には、設計図書に記載の備品は市に所有権を帰属させる必要があり、設計図書には、業務要求水準書P.23 運営業務要求水準 (1)図書館運営業務 1.総括的業務 (7)コンピュータシステムの整備・保守・管理 によって設置・整備される機器もご記載いただきます。 なお、リース物件につきましても、平成46年10月1日における市への本件施設の所有権移転に際して、無償で市に所有権を移転することを要するため、リース契約における特約締結等、事業者において、必要な対応をお願い致します。
433		9	21条	1		第21条(所有権の取得)最終支払日は平成46年10月10日でありながら、平成46年10月1日に所有権を市に移転するのは合理性に欠くと考えます。10月10日に所有権移転としないのはなぜでしょうか？	サービス対価の最終支払に対する業務の確認日は平成46年9月30日であり、確認後に支払手続きを行うことから、最終支払日は平成46年10月10日となります。
434		10	21条	2		引渡しに際し行なった検査で、市が本件施設及びその敷地部分に支障があると判断する場合はいかなる状態なのでしょうか。建物所有権移転時における建物状況に対して明確な規定があるのでしょうか。	現時点でご提示することは困難であるため、平成46年3月31日までに開催される関係者協議会における協議で方法や内容を定めることとします。
435		10	21条	2		「業務に支障があると判断」する場合の基準について、詳細にご教示下さい。(「特段の指示」によりキャッシュフローが大きく変動し、収益性を損なうリスクがあるため。)	現時点でご提示することは困難であるため、平成46年3月31日までに開催される関係者協議会における協議で方法や内容を定めることとします。
436		10	22条	2		「必要に応じ合意を得るものとする」とありますが、双務性の観点から「必要に応じ」は削除されたくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
437		10	22条	5		不可抗力により、図書館等施設維持管理業務及び図書館運営業務に発生した合理的な追加費用は原則市の負担と考えて宜しいでしょうか。	契約書(案)27条2項の場合を除き、ご質問の通りです。
438		10	23条	1		「一貫」は「一環」と思量します。	「一環」に訂正致しました。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) 契約書(案)をご参照下さい。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
439		10	23条	2		第23条(図書等の購入等)2項に「直ちに市への引き渡しを完了させる」とあるが、これは所有権を移転するという理解でよろしいでしょうか？契約書(案)において、規定を明確にしてください。	ご質問の通りです。 また、契約書(案)における記載は、同条3項に明確にしています。
440		10	23条	2		図書等の引き渡しを行うべき場所についてご教示下さい。(建設期間中の図書等の引渡場所と、新図書館開館後の図書等の引渡場所につきご教示下さい。)	いずれも、新図書館へお納め下さい。開館前に購入する6万冊は、開館前2ヶ月の間に納入下さい。
441		11	23条	5		「図書等の所有権が市に移転する際に生じる一切の費用を負担する」とありますが、図書等の引渡場所までの運搬費のほか、どのような費用を想定されているのでしょうか。詳細にご教示下さい。	所有権移転を証する書類の作成にかかる費用を想定しております。
442		11	25条	1		「市が必要と認める情報」の明示をいただけないでしょうか。	市が必要と認める情報の詳細については、関係者協議会において協議することとします。
443		11	26条	1	(3)	随時モニタリングの具体的内容をご教示ください。	モニタリングの具体的内容については事業者の提案により異なってくるものと理解しておりますので、現時点でお示しすることはできません。
444		12	27条	2		通常避けることができない理由による第三者への損害は、市・事業者ともに避けられないものであり、なぜ事業者だけがその損害を負担することになるのでしょうか？	事業者が事業をする際において通常避けられない理由による損害は、予見すべきものとして、事業主体である事業者が負担すべきものであるとの考え方からこのような規定としております。
445		12	27条	3		「市は、当該損害の負担割合等に関して事業者と関係者協議会において最長180日間にわたり、協議を行うことができる。」とありますが、「市及び事業者は」とすることが妥当であると考えますがいかがでしょうか。	本契約書(案)の契約内容についての変更は考えておりません。
446		12	27条	4		「市は第39条第4項第(2)号の規定に従って手続を進めることができる。」とありますが、「市及び事業者は」とすることが妥当であると考えますがいかがでしょうか。	本契約書(案)の契約内容についての変更は考えておりません。
447		12	28条	1		図書館等施設維持管理業務に関連して発生する事業者側の損害については、市の責めに帰すべき場合及び市のリスク負担となる場合(例えば市のみが運営する部分で発生する事業者管理義務懈怠によるもの以外の施設損傷など)には、事業者側に金銭支払請求権が有ると解してよろしいですか。	ご質問の通りです。
448		12	28条	1		事業者が整備し貴市が使用(貸借)する備品の維持更新リスクについては、リース契約標準約款及び物品貸借における一般常識に鑑みて、貴市の使用者責任と事業者の管理受託責任の明確な線引きが行われるとの理解でよろしいでしょうか。 そうでなければ、例えば、通常の耐用年数の範囲内であるに関わらず、貴市職員の取扱いが悪く壊れてしまったような場合でも全面的に事業者が責任を負うかの如き過度なリスク移転とも解釈できます。	事業者が整備し、市が使用する備品については、施設損傷リスクに含まれます。施設損傷リスクについては、入札説明書P.30 付属資料施設損傷リスクをご参照下さい。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
449		12	28条	1		<p>本件施設内外の事故・トラブル(犯罪・盗難・施設損傷等)のリスク分担については、民法、警備業法その他一般常識に鑑み、維持管理業務(警備業務を含む。)の受託者責任と免責事由について明確な線引きが行われるとの認識でよいでしょうか。</p> <p>そうでなければ、例えば警備のスキを以て犯罪が行われ、貴市職員や貴市の財産が犯罪被害にあった場合、全面的に事業者が責任を持つかの如き過度なリスク移転とも解釈できます。</p>	<p>前段の本件施設内外の事故・トラブルについては、入札説明書P.30 付属資料 リスク分担表に示してあります。(利用者対応リスク、施設損傷リスク、事故リスク)</p> <p>後段については、市の責めによらず、また事業者の懈怠にもよらない不可抗力のリスクは、原則として市の負担としています。</p>
450		12	28条	1 2		<p>前段の記述によると、事業者の責めに帰すべき場合と不可抗力による場合の一切の責任は事業者が負担すると理解できますが、後段以降は不可抗力により発生した損害は第3項の規定に従うとあり、不可抗力に対する責任所在が曖昧な表現となっておりますので、正確にお示し下さい。</p>	<p>不可抗力によるものは、第28条3項に示している通り、第22条5項において、関係者協議会における協議や市の負担について記載していますので、ご参照下さい。</p>
451		12	28条	1	(3)	<p>市のみが運営する部分の施設の損傷は、事業者の責めに帰さないものについては市が負担すると考えて良いのでしょうか。</p> <p>また、不可抗力により発生した施設の損傷等で「市が負担する合理的な費用」の考え方についてご教示下さい。</p>	<p>前段については、契約書(案)第22条5項の手続きに従うこととなります。</p> <p>後段については、契約書(案)第22条5項に「合理的な費用」が発生した場合の規定があります。「合理的」は、負担が無制限でなく、合理性の原則に従い、過大な出捐を含まないという趣旨です。</p>
452		12	28条	1	(3)	<p>本条文によれば第三者による本件施設の損傷については、不可抗力以外は事業者負担となりますが、「リスク分担表」No.51の注2では、当該損傷リスクは選定事業者の管理義務懈怠による場合以外は市の負担となっています。リスク分担表の記述に従い契約書(案)が訂正されると理解してよろしいですか。</p>	<p>入札説明書P.30 付属資料 リスク分担表 No.51の施設損傷リスクの注意書きにおいては、第三者による施設損傷リスクに関し、選定事業者の管理義務の懈怠によるもの以外を不可抗力とみなし、市の負担とすると考えておりますので、契約書(案)の記載と齟齬はないと考えております。</p>
453		12	28条	1	(3)	<p>「市のみが運営する部分」とは、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホールであり、それらを除いた「本件施設」とは、図書館、生活利便サービス施設、共有施設、駐車場、駐輪場との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
454		12	28条	2		<p>図書やAV機器等の盗難、破損トラブルについて市が負担する0.3%の根拠をご教示下さい。</p>	<p>盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。</p>
455		13	28条	2		<p>本体工事費等にかかる請求権と、維持管理及び運営にかかる請求権とを一体として担保提供することを想定した場合、前者は確定債権ですが後者では既に実施済の分しか確定債権ではありません。後者の取り扱いについて営業権の担保提供の考え方を採用しているのでしょうか。</p>	<p>担保提供の考え方については事業者の判断にお任せします。</p>

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
456		13	28条	2		(本条項(1)(2)号の位置づけが明記されていませんが、事業者に全面的にリスク負担させるものの例示と推量します。)事業者が所有し使用するAV機器の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルについては、原則として事業者負担であることは理解できます。しかし、貴市に所有権を移転した図書等について、盗難・紛失・破損等の事故・トラブルに起因する“貴市の損害”については、(民法・警備業法その他一般常識に即して考えると、)事業者が通常の注意義務を怠らず、貴市と約定した仕様書に従って図書館運営業務を遂行したにもかかわらず、避けえなかった場合は免責とするのが妥当ではないでしょうか。	盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データーから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。 したがって、事業者において管理義務の懈怠がなければ、図書等の簿価総額の0.3%を超える損害は発生しないと考えております。
457		13	28条	2		図書等の「簿価」の算定方式についてご教示下さい。	入札説明書P.34 付属資料 サービス対価の算定方法「図書等購入費」注2に規定する納入価格をいいます。
458		13	28条	2	(1)	第28条「図書館施設維持管理業務」第2項(1)図書やAV機器の盗難・紛失について、市の負担を総簿価の0.3%未満までしか負担しないとするのは、合理性に欠いていると考えます。事業者のコントロール外のリスクであり、市が全て負担すべきであると考える。契約書(案)の内容(その%設定も含め)の規定とする根拠はなんですか？	盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データーから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。 したがって、事業者において管理義務の懈怠がなければ、図書等の簿価総額の0.3%を超える損害は発生しないと考えております。
459		13	28条	2	(1)	図書等の所有権が市に帰属するならば、どの様な数字をもって図書等の簿価総額とするのでしょうか。	入札説明書P.34 付属資料 サービス対価の算定方法「図書等購入費」注2に規定する納入価格をいいます。
460		13	28条	2	(1)	入札説明書30頁付属資料 リスク分担表No.61の備品リスクは市が主分担となっております。当該条文と整合がとれていないのではないのでしょうか。	整合性はとれております。盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データーから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。 したがって、事業者において管理義務の懈怠がなければ、図書等の簿価総額の0.3%を超える損害は発生せず、市が主分担であるという位置付けで問題ないと考えております。
461		13	28条	2	(1)	図書館内における図書等やAV機器の盗難・紛失・破損等の損害については、特別整理業務により判明した図書等の簿価総額の0.3%を超えない額を市が負担することとなっておりますが、この0.3%という数字には何か統計的な根拠があるのでしょうか？ また0.3%を超えた場合、その損害額が民間事業者の負担となる理由は何でしょうか？	盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データーから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。 したがって、事業者において管理義務の懈怠がなければ、図書等の簿価総額の0.3%を超える損害は発生しないと考えております。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
462		13	28条	2	(1)	0.3%を超えた額の負担についての考え方をご教示ください。	盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。 したがって、事業者において管理義務の懈怠がなければ、図書等の簿価総額の0.3%を超える損害は発生しないと考えております。
463		13	28条	2	(1)	「一貫」は「一環」と思量します。	「一環」に訂正致しました。修正箇所正誤表(平成13年12月14日修正) 契約書(案)をご参照下さい。
464		13	28条	2	(1)	リスク分担表No. 61では、図書やAV機器の盗難・紛失・破損リスクは事業者が従負担となっていますが、図書等の簿価総額の0.3%を超える分は、事業者が費用負担して補充・修理を行うということでしょうか。	ご質問の通りです。
465		13	28条	2	(1)	AV機器の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルに関し、事業者が善管注意義務を怠らなかった場合において、第三者の行為に起因する盗難・紛失・破損等についての損害は、同条第3項の不可抗力による手続きとなると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
466		13	28条	2	(1)	「図書等の盗難・紛失・破損にかかる費用については、当該特別整理業務により判明した図書館内の図書等の簿価総額の0.3%を超えない額までは市がこれを負担する」とありますが、これは、特別整理業務を行ったときから次回の当該業務を行うまでの期間毎の費用総額が対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
467		13	28条	2	(1)	図書等の盗難等にかかる費用について簿価総額の0.3パーセントまで市が負担するとされていますが、この負担上限は当該特別整理業務の都度でしょうか、それとも累計ベースでしょうか。	当該特別整理業務の都度と考えております。
468		13	29条			事業契約書(案)第29条(保険)において付保する普通火災保険の対象施設である「本件施設」の中に、図書館運営業務のなかの「コンピュータシステムの整備・保守・管理」によって整備されるコンピュータ機器は含まれるのでしょうか。簡潔に説明すると、このコンピュータ機器についても再調達価格による普通火災保険を付保する必要があるのでしょうか。	ご質問の通りです。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
469		13	29条			再調達価格を付保金額とする普通火災保険に加入しなければならないとなっていますが、火災保険に加入したとしても、資金調達のための担保として金融機関の第一順位の質権が設定され保険証券自体が金融機関によって管理されることが予想されますが、それでも、当契約において再調達価格の保険に加入する必要があるのでしょうか。市の保険に加入したほうがコスト減になるのではないのでしょうか。	金融機関の質権設定に関わらず、普通火災保険への加入は事業者の義務と考えております。
470		13	29条			図書館内AV機器の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルの内、第三者によるもので事業者の管理義務懈怠によるもの以外についてお尋ねします。 当該事項による損害は、質問回答No.260により市の負担と想定されており、その意味でリスク分担表No.61の備品リスクは事業者が従分担となっていると理解しておりますが、本条文では当該費用の負担は不可抗力の場合を除き事業者負担となります。 質問回答と契約書案のどちらを前提にすべきでしょうか。	図書館内における図書等や、AV機器の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルについては、市の責めによる場合と不可抗力の場合を除き事業者負担としており、実施方針時の質問回答No.260と契約書(案)の間に齟齬があるとは考えておりません。図書等の盗難・紛失・破損にかかる費用については、図書等の簿価総額の0.3%までの損害額は市が負担することから、市が主分担であるという位置付けとしています。
471		13	29条			図書等の盗難・紛失・破損等の事故・トラブルについては、その所有権が事業者側でない以上、事業者の損害は発生しません。本条(1)の規定では、図書等簿価総額の0.3%までは市の負担とあります。 これは、0.3%を超える損害については、それが第三者によるものか否かを問わず、市が事業者に負担(支払)を求めるという意味でしょうか。	ご質問の通りです。 盗難防止装置及びロッカーを整備していない現状において、現図書館での図書等の盗難・紛失は全体の0.3%です。盗難防止装置及びロッカーを整備した場合、設置していない場合と比較して80%の盗難等防止が可能、という全国データから、両設備を整備する新図書館においては、盗難等は0.3%を下回ると想定しておりますが、現状レベルの0.3%までは市のリスクと考え、市が負担することとします。 したがって、事業者において管理義務の懈怠がなければ、図書等の簿価総額の0.3%を超える損害は発生しないと考えております。
472		13	29条			貴市において所有する図書等については、火災等による損害に対する保険に加入されていますか。加入されている場合、その保険の内容を教えてくださいませんか。	一部貴重図書について、共済組合の火災保険に加入しています。 なお、建物及びコンピュータ機器も加入しています。
473		13	30条			第30条(本件施設に関するサービスの対価の支払)。なぜ、3つの異なる性格の支払請求権を不可分と扱うのでしょうか？ その法的根拠はなんのでしょうか？	市として、本件は「一体としてのPFI事業」と考えており、サービスの種類は異なるものの、落札した事業者に一体としてのサービス提供をお願いするものです。従って、個々のサービス対価の請求権を独立させて、それぞれ譲渡、担保提供されることは、予定しておりません。
474		13	30条			市の承諾を得て金融機関等へ担保提供を行った場合に、実際に担保処分を行うことになった場合は、市の承諾を得ないで実行できると考えてよろしいのでしょうか。	ご質問の点に関しては、市と金融団の直接協定において決定いたします。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
475		13	30条			サービス対価等の支払について定められておりますが、別紙5「サービスの算定方法」と照らし合わせた場合、図書購入費の支払方法が明確に示されていないと思われま。P.34別紙5(1)3各サービスの算定方法「図書等購入費」において、定常購入分は実費精算とありますので、その支払方法を具体的にご教示ください。	図書等購入費は別紙5 サービスの対価の算定方法 図書等購入費に記載している定常購入分 1.5百万円/年、定常購入分 20百万円/年(消費税を除く)が市からの支払い額となります。 実際の図書等の購入に際しては、この金額に合わせて、納入価格ベース(定価、但し貸出可能な状態で納入)で図書等(新聞・雑誌の購入目安は新聞が15紙、雑誌が約100誌、図書等は年間約1万点を目標)の費用を積算するため、事業者が納入可能な状態にすることを含め、定価よりも安く購入する努力を行った場合は、差額が事業者の利益となります。
476		14	34条	1	(2)	「独立採算部分改善計画書の内容については関係者協議会を経て市の承認を得ることを要する」とありますが、関係者協議会を経れば、市の承認は不要であると考えます。市の承認を得る理由についてご教示ください。	関係者協議会は市と同義ではないことから、市の承認は必要と考えます。
477		15	34条	1	(5)	「生活利便サービス施設にかかる建設工事費」とは当該部分の内装等仕上工事費及び設備工事費の合計と解釈してよろしいでしょうか。	様式集 様式2-3の費用等積算表で積算される図書館等施設建設費のうち生活利便サービス施設にかかる費用です。
478		15	35条			独立採算部分のテナントによっては、電力の自家引込み(独自の料金体系を適用する為?)を入居・出店に当たっての要求(或いは条件)とするところもありますが、これは可能でしょうか。	電気等の供給事業者との関係では、1敷地について引き込み口は1つしか認められておりません。従って、基本料金については按分し、使用料金については別メーターを付け、市の使用量と生活利便サービス施設の使用量を分けることとします。
479		16	36条			第36条(保証)について、契約保証金を積まない場合に、事業者が「代表企業ともう1社の保証」を選択すると、市は30年間の全ての事業に対する保証を求めると、「履行保証保険を付保すること」を選択すると建設期間中の履行保証保険付保のみでも構わないと規定することは極めて不自然であると考えますが、このように規定する理由はなんでしょうか?	契約保証金については、契約保証金の納付や株主による保証等による事業者への負担が大きいため、履行保証保険の付保を選択肢としてご提示しています。ただし、30年間にわたる事業期間全てに付保を行うのは、現状の保険制度と照らし困難と考えられることから、本件工事期間中のみを付保の対象としています。
480		15	36条	2		履行保証保険を選択した場合は、工事期間中についてのみ工事費相当額の100分の10相当の保険金額を付保すればよく、その他の方法を選択した場合は、全事業期間について、落札金額の100分の10相当の保証もしくは保証金等が必要と解釈してよろしいですか。	契約書(案)第36条2項の に記載してある通り、事業者にかかる入札参加者がグループを結成している場合の代表者及び事業者の株主のうち市が適当と認めるものが保証を差し入れることも可能です。
481		15	36条	2		国債差入れや株主の連帯保証でなく、工事期間のみを対象とした履行保証保険を付保すれば、その他の契約保証は要求されないと理解しますが、念の為確認願います。	ご質問の通りです。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
482		16	36条	2		工事期間中の履行保証保険をもって、「市が合理的に満足する内容の履行保証保険」とするということは、市を被保険者とする工事期間中の履行保証保険を付保すれば、契約保証金、その他の保証、あるいは代表企業および事業者の株主のうち市が適当と認めるものの保証も必要ないと考えてよいでしょうか。	ご質問の通りです。
483		16	36条	2		市を被保険者とする履行保証保険とありますが、工事期間中の履行保証保険とすると、保証内容は事業者と請負者の請負契約上の履行を保証するものと考えます。よってこの場合は被保険者は事業者と考えますが、いかがでしょうか。	桑名市契約規則第33条第2項により、市を被保険者とする必要があります。
484		16	37条			「なお、市は第39条第4項の規定に従って手続を進めることができる。」とありますが、「市及び事業者は」とすることが妥当であると考えますがいかがでしょうか。	本契約書(案)の契約内容についての変更は考えておりません。
485		17	39条			随所に、市は、SPC株主に対し、第三者にSPC株式を譲渡せしめることができる旨規定されていますが、当該SPC株主と当該第三者の間で譲渡条件に関する合意が成立することが前提であり、市がSPC株主に対して譲渡価格或いは譲渡先を指定・強制することはないとの理解でよいでしょうか。	事業者から第三者への譲渡代金につきましては当事者間の契約によりますので当事者間の問題と考えます。従って市の判断する事項ではありません。また、譲渡先を指定・強制することはありませんが、譲渡先については市の承認が必要です。
486		16	39条			第39条(市による本契約の終了)について、施設引渡後に事業者の責めか、不可抗力かの理由を問わず、本契約が途中で解除された場合に市は所有権を取得したうえで、代金を一括または当初定めたスケジュールに従って事業者に支払うと規定されていますが、本件施設に市が承諾した金融機関の抵当権が設定されている場合は、市が事業者へ建物代金の完済をするまで、抵当権をはずさなくて良いと理解してよろしいでしょうか？明確化のため、そのように規定してほしいと考えます。	ご質問の通りですが、契約書に特段の記載をする事項とは考えておりません。
487		16	39条			第39条(市による本契約の終了)について、市が契約解除後施設を買い取る場合には、改めて事業契約とは別の買取契約を締結するのでしょうか？それとも、新たに別の買取契約を締結することなく、事業契約に施設買取に関する規定が含まれており、新たな施設買取契約は締結されないとの理解でよろしいのでしょうか？	新たな施設買取契約の締結は想定しておりません。
488		17	39条	3	(4)	重大な法令違反とは具体的にはどのようなケースでしょうか。	談合の発覚による独禁法違反が考えられます。
489		17	39条	3	(4)	事業者又は事業者にかかる入札参加者が重大な法令の違反をした場合、市は事業者の変更又は事業の中止をすることができると思いますが、この規定は、施設の引渡完了前だけではなく完了以降にもかかるのでしょうか。	ご質問の通りです。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
490		17	39条	3	(4)	重大な法令の違反とは具体的にどのような法令を考えていますか。たとえば独占禁止法や証券法の違反もこれに該当しますか。	ご質問の通りです。
491		17	39条	4	(1)	事業契約書(案)第39条4項(1)3行目(市による本契約の終了)において、『市が本件事業を継続させると判断した場合、市は事業者をして～』とあるが、この場合の地位譲渡価格及び株式の譲渡価格は、どのような方法にて決定されるのでしょうか。	事業者から第三者への地位及び株式の譲渡代金につきましては当事者間の契約によりますので当事者間の問題と考えます。従って市の判断する事項ではありません。
492		17	39条	4	(1)	引渡し完了までに、事業を終了させることになった場合、建設工事に期中金利を加えた額が事業者が負担する代金であるので、係る費用の出来高が対象になると考えて宜しいでしょうか。	出来高部分の金額については、関係者協議会にて協議します。
493		17	39条	4	(2)	関係者協議の上、協議が整わなかった場合の定めが必要だと思われませんかでしょうか。また、万一事業を終了させるときは市の書面による通知をなされたほうが宜しいかと思われませんかでしょうか。	協議が不調の場合は、市の判断により契約を終了することを想定しております。
494		17	39条	4	(1)	同号の中で『市が本件事業を継続させると判断した場合、市は事業者をして事業者の本契約上の地位を市が選定した第三者へ譲渡せしめ、又は事業者の株主をして、その全株式を市が承認する第三者へ譲渡せしめる』とありますが、その場合の対価はどのように決定されるのでしょうか(不可抗力の場合において当該譲渡対価が事業者の合意無く決定されることが無いような措置をお願い致します)。	事業者から第三者への地位及び株式の譲渡代金につきましては当事者間の契約によりますので当事者間の問題と考えます。従って市の判断する事項ではありません。
495		17	39条	4	(2)	同号の中で『市と事業者間にその余の債権債務関係はないものとする』とありますが、例えば、システム整備保守管理費の中で整備にかかる費用のように、当初整備及び5年毎の更新時の整備において業務の履行が確認されることにより、貴市が負担すべき費用と考えますが、いかがでしょうか。	同号に示す通り、事業契約終了の際は、市は本件施設の所有権をすべて保持・取得した上で本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息の支払いを行います。よって、市と事業者間にその余の債権債務関係はないものと考えられます。
496		18	39条	5	(1)	引渡し前の買い取り額は出来高部分に相当する代金を市が事業者に支払うとの規定ですが、出来高の検査はどのようにおこなうことでその価格の客観性を担保するのでしょうか？	関係者協議会にて協議いたします。
497		18	39条	5	(1)	随所に、契約が中途解約された場合、施設の所有権を先に市が取得し、その後、事業者に清算金が支払われることになっていますが、双務性の観点から、同時履行を原則としてください。 特に、建設期間中の解約の場合は、一般的に建設企業は出来高部分を留置(商事留置権)しますので、同時履行にしておかなければ貴市にとっても不利益が生じる可能性があります。(若しくは事業者が指定する者の代理受領を認める旨明記して下さい。)	本契約書(案)に定める通り、市が所有権をすべて保持・取得した上で、事業者への支払いを行います。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
498		18	40条	1		市による履行(支払)遅延を原因とする契約解除に対して、原状復帰の義務を負う事業者への支払債務は一括払いが妥当ではありませんでしょうか？	契約書(案)第40条1項に定めた通り、一括払いか延払いかは市の選択によります。
499		18	40条	1		市が履行すべき支払を遅延した場合、市が事業者からの催告を受けた後6ヶ月を経ても支払を行わない場合、事業者は市に書面にて通知し本契約を終了することができますとあります。この時、遅延日数に応じ年利8.25%の遅延損害金を計算した額を事業者に対して支払うとなっておりますが、遅延損害金の算定額は支払を遅延した全ての金額及び日数が対象となると考えて宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
500		18	40条	1		本契約は、有効かつ拘束力のある市の債務を構成し、本契約の規定に従い各事業年度の予算の範囲で強制執行可能な市の債務が生じるとなっていますが、各事業年度の予算の範囲に収まらなかった場合、市は支払わないことになるのですか。 義務費の位置付けとなれば予算の範囲内外を問わずかつ、万一自治体が破綻した場合においても最優先債務として残ると判断して宜しいでしょうか。	市が債務負担行為を設定するのは、将来にわたる財政負担の限度額を設定する行為ですが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。この場合、いったん債務負担行為として議会の議決を得たものであれば、各年度の支出見込額は義務費として歳入歳出予算に計上することになりますので、議会の議決が得られないことは想定しておりません。また、各年度の支出見込額が議会により削除または減額修正されたとしても、義務費の場合、地方自治法177条の規定により、最終的には議会の議決を得ずとも原案執行ができることとなっております。したがって、当該年度の予算によって認められなければ債務が存在しないことはありません。 また、市が財政再建団体(=地方財政再建促進特別措置法に基づく準用団体)に転落した場合であっても、既に議会の議決を経た予算についてはなおその効力を有し、既決予算に基き既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、当該債務を踏まえた財政再建計画を策定し、議会の議決及び総務大臣の承認を受けることとなります。従って、既決予算を踏まえた財政再建計画に基き、既に発生している、あるいは将来的に発生する市の債務につきましては、原則として支払いが停止されることはないものです。
501		18	40条	1		遅延損害金の料率が年8.25%となっておりますが、これは現在の金利水準を前提として算出された率と考えられ、将来(10年20年後)金利水準が大幅に高騰した場合は見直す旨の規定を挿入すべきではないでしょうか。	遅延損害金の料率については、変更は考えておりません。
502		18	41条	1		本項の趣旨は、契約終了時に存在している事業者の所有物の内、市の判断によっては撤去・処分せずそのまま残しておく物もありうる、ということと理解しますが、その際、物によっては市が有償で買取ることはありうるのでしょうか。	有償での買取りは想定していません。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
503		19	42条			第42条(業務不履行に関する手続)について。モニタリングの結果、サービスの対価の減額若しくは支払留保の可能性があります。これはあくまで維持管理運営部分の対価に関することであって、工事代金についての影響はないとの解釈でよろしいでしょうか？	契約書(案)第39条5項2号に定めたとおり、本件施設の引渡し完了後に、事業者の責めにより市が本契約を終了させた場合は、本件工事費等の残額及びこれにかかる支払利息について、その100分の90のみを支払うこととします。
504		19	42条	1	(1)	「改善計画書の内容については関係者協議会を経て市の承認を得ることを要する」とありますが、関係者協議会を経れば、市の承認は不要であると考えます。市の承認を得る理由についてご教示ください。	関係者協議会は、市と同義ではないことから、市の承認は必要と考えます。
505		19	42条	1	(4)	サービス対価の支払を全額停止するのは、事業者の責めにより本件施設における活動が24時間以上継続して行えなくなった場合、かつ、関係者協議会による協議手続きを2回経ても改善措置が認められないと市が定期モニタリングの結果、判断した場合という理解でよろしいでしょうか。 . . . のどちらか一つの事態の発生では、サービス対価の支払の全額停止はないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
506		20	42条	1	(6)	「市が本件事業を継続させると判断した場合、市は事業者をして事業者の本契約上の地位を市が選定した第三者へ譲渡せしめ、又は事業者の株主をして、その全株式を市が承認する第三者へ譲渡せしめることができる。」と、契約上の地位及び株式の譲渡先を「市」が選定するとしております。 この場合、事業者がプロジェクトファイナンスを提案した場合、融資団の事業介入(Step-in-right)が困難になると思料いたします。 そこで、附則第2条で規定する、「融資団との協議」を行った場合、融資団との「直接協定(ダイレクトアグリーメント)」の中で、融資団の事業介入が図れるよう規定されるものと理解して宜しいでしょうか？	市は「承認」するのみで、「第三者への譲渡」のプロセスにおける融資団の関与は直接協定で定めます。
507		20	44条	1	(2)	「事業年度内の予算の範囲内」とありますが、この予算とは本事業に割り当てられた予算ではなく、市の年度予算総額の意味と了解しますが、確認願います。	事業年度内の予算は、本事業に割り当てられた予算です。
508		20	44条	1	(2)	市の誓約は、本契約の規定に従い各事業年度内の予算の範囲内で強制執行可能な市の債務が生じるとされていますが、予算の範囲内という表現は、もし当該年度の予算によって認められなければ債務が存在しないという意味でしょうか。	市が債務負担行為を設定するのは、将来にわたる財政負担の限度額を設定する行為ですが、各年度の支出見込額については、各年度の歳出予算として毎年度歳入歳出予算に計上することとなります。この場合、いったん債務負担行為として議会の議決を得たものであれば、各年度の支出見込額は義務費として歳入歳出予算に計上することになりますので、議会の議決が得られないことは想定しておりません。また、各年度の支出見込額が議会により削除または減額修正されたとしても、義務費の場合、地方自治法177条の規定により、最終的には議会の議決を得ずとも原案執行ができることとなっております。したがって、当該年度の予算によって認められなければ債務が存在しないことはありえません。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
509		23	付則1条			「本契約に基づき市より要求される保証等」とは具体的に何を指すのでしょうか。	第36条第2項による株主の保証により、契約保証金を免除する場合は、別紙7の保証書に規定された事項及び入札説明書P15(6)に規定する事項となります。
510		23	付則1条			市の同意を得た場合に限り、株式・出資分は他に処分することができ、市は合理的な理由なくかかる同意を留保または遅延しないとなっていますが、回答の期間はどのように定められるのでしょうか。	市は、合理的な理由なく、かかる同意を留保または遅延は致しません。なお、回答の期間については定めません。
511	別5	33	(1)	3)		図書等購入費 事業契約書(案)別紙5 図書等購入費において、初期購入分11万点については、5年間の元利均等返済と記載されているが、この11万点分(350百万円)の返済を平成16年10月～平成21年9月の5年間で返済することなのか、もしくは、開業前の6万点については平成16年10月～平成21年9月にて返済、1年目購入分については平成17年10月～平成22年9月にて返済、2年目購入分については平成18年10月～平成23年9月……というように返済していくのか確認させて頂きたい。	初期購入分の11万点分についての返済は、平成17年4月～平成21年10月の支払いにおいて、5年間で平準化して支払います。
512	別5	37	(3)	4)	注1	図書館利用者の算定については事業収支に直結する極めて重要な問題であります。 ・延べ人数でよいのか ・貴市及びNPO主催のイベント参加者について誰がどのようにカウントするのか ・市の検証に必要な帳票はなにか(利用分類毎に) など、回答書にて詳細な説明をお願いします。	「利用者」につきましては、業務要求水準書P.5用語の定義(10)図書館の利用者に定義した「図書館の利用者」の統計、及び、図書館運営方針の図書館システム基準に示した統計の提示を求めます。 定義にある「利用者」をどのようにカウントしシステムに組み込むかは事業者の提案となりますので、様式5-2-10でご提案下さい。
513	別5	37	(3)	4)		利用者の増減に伴うサービス対価の改定について。利用者増の上限が年間18万人となっていますが、仮に18万人を大幅に超えた場合、市側と協議をお願いできるでしょうか？	お示した条件の変更はいたしません。
514	別6	39	3条			生活便利サービス施設については、実施方針質問回答書No.36ではテナントを誘致し賃貸も可能との回答でしたが、本契約書(案)では使用貸借部分の賃貸は禁止となっています。市の承諾を得ればテナントへの賃貸も可能であるとの理解で宜しいでしょうか。 また入札時に市の承諾を前提としたテナント誘致の提案は可能でしょうか。それともあくまでもSPCが自ら運営を行う提案でなければならないのでしょうか。	本条は転貸を全般的に禁止しているのではなく、市の承諾のない転貸を禁止しているもので、市の承諾を得た場合は転貸は可能です。入札時に市の承諾を前提としたテナント誘致の提案をすることも可能です。
515	別6	39	3条			第3条(譲渡及び転貸の禁止)において、使用貸借部分を転貸してはならないと、ありますが、甲の承諾を得れば可能と解釈してよろしいでしょうか。実施方針に関する質問回答集P.5では、誘致し賃貸も可能と読めますが、第3条は、転貸する場合の条件としての解釈でよろしいでしょうか。	本条は転貸を全般的に禁止しているのではなく、市の承諾のない転貸を禁止しているもので、市の承諾を得た場合は転貸は可能です。入札時に市の承諾を前提としたテナント誘致の提案をすることも可能です。

契約書(案)

No.	対象	ページ	条	項	号	質問事項	回答
516	別6	41	13条	1 2		<p>特段の指示とその限度に関連し、伺います。</p> <p>平成16年10月1日(予定)の運營業務開始時以前に当該部分の生活利便サービス事業のための、内装工事等の整備が、可能でしょうか。</p> <p>で可能な場合、平成16年10月1日における原状とは、生活利便サービスの用に係わる内装等工事が、終了している状態となりますが、これを原状と捉えて宜しいのでしょうか。</p> <p>原状回復についての特段の指示を受けた場合、平成16年10月1日に、とありますが、8月31日以降9月30日までに原状復帰するということでしょうか。</p>	<p>については、可能です。</p> <p>については、生活利便サービス施設に関わる内装工事等の終了前を原状と判断していただきますが、特段の指示がない場合には、生活利便サービス施設の内装等に関し原状回復する必要はありません。</p> <p>については、特段の指示を受けてから9月30日までの間に原状回復をしていただきます。</p>
517	別8	45				<p>別紙8法令変更に係る負担について、本事業以外の全ての事業者に影響する法令の変更リスクを市は一切とらないとありますが、当該リスクを事業者が負担すると、事業の継続に多大な影響がでて、公共サービスの低下につながる可能性が高くなると考えますが、なぜこのような規定としたのでしょうか？事業者がコントロール不可能な当該リスクを事業者負担とすることは合理性に欠くと考えます。</p>	<p>本件事業に関わらず、全ての事業者に影響する法令については、本来事業者が負うべきリスクと考えます。</p>

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
518			全般	<p>様式集に記載されている事業年度とは、</p> <p>毎年10月～翌年9月末(初年度含む)</p> <p>毎年4月～翌年3月末(初年度含む)</p> <p>毎年4月～翌年3月末(初年度除く、初年度は平成16年10月～平成17年3月末)</p> <p>のいずれでしょうか。</p>	<p>契約書(案)に記載の通り、事業年度は4月1日からの1年間となりますが、ご提案頂く様式集においては、審査の便宜上、全て10月1日からの1年間を事業年度としてご記入下さい。</p>
519			全般	<p>様式集の全ての書式について、「」以下に記載されている注記部分は、提出書類には記載する必要がないと理解してよろしいでしょうか？</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
520			全般 2-6-3 2-7 3-10-2 4-3-1 ～7 5-3-1 5-4-1	<p>様式2-6-3図書購入費見積書、3-10-2備品等整備業務費用見積書、4-3-1～7維持管理業務費用見積書、及び5-3-1図書館運営業務費用見積書については「各年の費用は10月～9月の1年間の費用」を記入するとありますが、長期収支計画表の年度は4～3月であることから、双方の様式の各年度の数値は必ずしも一致しないということではよろしいでしょうか。</p> <p>また、様式5-4-1システム運営費の年度該当月をご提示願います。</p>	<p>契約書(案)に記載の通り、事業年度は4月1日からの1年間となりますが、ご提案頂く様式集においては、審査の便宜上、全て10月1日からの1年間を事業年度としてご記入下さい。</p>
521			1-1	<p>添付書類の「登録されていることを証する書類」とありますがどのような書類でしょうか。</p>	<p>業務委託及び物品に関しては、桑名市入札参加資格者名簿の届時に送付しました入札参加資格者名簿登録済通知書、工事及びコンサルタント業務に関しては、届時に登録番号を記載し証明したものです。</p>
522			1-1 1-2	<p>様式1-1の代表者職氏名、様式1-2の代表者職名については桑名市入札参加資格者名簿に登録された者で宜しいですか。</p>	<p>代表者職名は、桑名市入札参加資格者名簿に記載の代表者職名を記し、氏名欄の印については、桑名市入札参加資格者名簿に登録の印を押印して下さい。なお、様式1-1に追加しました注意書きをご参照下さい。</p>
523			1-2	<p>「資格確認申請時に、協力企業の名称を付記することを妨げない」とありますが、その場合、様式集1-2のどの欄に記入すればよろしいですか、ご指示願います。</p>	<p>応募者の資格確認申請時に協力企業として名称を記載する場合は、「桑名市図書館等複合公共施設特定事業」入札グループ参加表明書のグループ構成員表の番号欄に、番号ではなく「協力企業」と記載して下さい。また、関心表明書の提出を行う場合は、氏名の欄に押印して下さい(関心表明書の提出を行わない場合は結構です)。なお、協力企業については、桑名市の入札参加名簿に登録されていることを証する書類の添付は不要です。</p>

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
524			1-2	<p>様式1-2 入札グループ参加表明書について下記のとおり質問いたします。</p> <p>グループ構成員表の記入欄が7社分設定されていますが、7社以上のグループの場合、表を加工して行を増やしても構わないでしょうか？または、2枚にわたって記入すべきでしょうか？</p> <p>グループ構成員表内の業種は、会社四季報にある証券取引所の定める新業種分類(33業種)に従い記入してよろしいでしょうか？</p> <p>連絡先TELには、代表番号を記入するのでしょうか？それとも担当者の電話番号を記入するのでしょうか？</p>	<p>構成員が多い場合は、適宜、行を増やし記載して下さい。その際、2枚にわたって記入することになって構いません。</p> <p>ご質問の通りです。</p> <p>担当者の電話番号を記入して下さい。</p>	
525			1-2	<p>この中でいう「代表者」の件ですが、貴市への指名願申請時点において委任している場合は、受任者をもって「代表者」と考えてよいのでしょうか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>	
526			1-5	<p>委任状を提出した場合、受任者印にて入札書、提案提出書の捺印を行なうと理解して良いでしょうか。また、委任状にて受任者を任命した場合、受任者のみが入札に参加できることとなるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>	
527			2-2-1	<p>スキーム図の中で下請会社も図示する様ご指示がありますが、提案書の提出段階で下請会社が未決定の場合は記載する必要はありませんか。</p>	<p>下請会社について、未だ決定していない場合は記載して頂かなくても結構です。</p>	
528			2-2-2	3	<p>当該事業とは、契約書に定められる事業者の業務すべてを含むものでしょうか。それとも、図書館等施設維持管理業務、図書館業務のみをいうのでしょうか。</p>	<p>当該事業とは、契約書に定める事業者の業務の全てを含むものです。</p>
529			2-6-1	<p>売上高および支出等は開業1年目(平成16年10月～平成17年9月、準備期間は除く)の金額を記入するとありますが、記入するのは様式4-3-1等に規定される初年度から準備期間を除いたものではなく、あくまで平成16年10月～平成17年9月の実数を記入するのですか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>	
530			2-6-1	<p>この中で、売上高及び支出等は開業1年目(平成16年10月～平成17年9月)を記入下さいとありますが、別添「建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書案」で事業年度は4月～翌年3月と記載されているにもかかわらず、「平成16年10月～平成17年9月」の数字を入れるのですか。</p> <p>図書館運営業務費は12.5万人の年間利用者を前提にすればよいのでしょうか。</p> <p>又、この表には特別損益及び法人税等は記載しなくてよいのでしょうか。</p>	<p>契約書(案)に記載の通り、事業年度は4月1日からの1年間となりますが、ご提案頂く様式においては、審査の便宜上、全て10月1日からの1年間を事業年度としてご記入下さい。</p> <p>ご質問の通りです。</p> <p>記載しなくても結構です。</p>	

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
531			2-6-1	売上高に記す 修理費は、6年目以降にサービス料として支払われるので0と記入すればよいのでしょうか。	ご質問の通りです。
532			2-6-1	(1) 図書等購入費は納入価格を実費精算することになっているので、原価には1年目の初期購入分の元本金額と定期購入分 (150万円)を加えた金額を記入するのでしょうか。 (2) 図書等購入費の売上には、図書等購入費原価に1年目の初期購入分にかかる利息を加えた金額を記入するのでしょうか。	(1) 原価(支出等)には、初期購入分(ベースは元金)及び定期購入分 における、実際の仕入れ価格に貸出可能な状態にするために必要な経費を加えた額を記載します。なお、初期購入分の利息部分は支払利息に記載します。 (2) 様式2-6-3の1年目の合計を記載します(初期購入分の元金 + 利息 + 定常購入分)。
533			2-6-1	普通火災保険の付保は維持管理業務に含まれているので、維持管理費に含むのでしょうか。あるいは、保険料に含むのでしょうか。	維持管理費に含めて下さい。保険料については、普通火災保険以外に付保する場合、記載して下さい。
534			2-6-1 2-7	公租公課としてここに計上される税目は、具体的に何でしょうか。 又、この公租公課の課税率は標準税率と考えるとよいのでしょうか。	前段については、当該事業にかかる税目(法人税を除く)をご記入下さい。 後段については、桑名市の課税税率に基づいて計算して下さい。
535			2-6-3 4	予め入力されている計算式を見ますと、初期購入分の元本と合計が図書購入費合計に二重に加算されています。このため、重複部分を除くと、図書購入費の合計は1,244.5百万円(初期購入分の利息を除く)ではなく、894.5百万円(初期購入分の利息を除く)になると考えられますが、いかがでしょうか？ サービス対価の総額は不変でしょうか？	前段については、ご指摘の通りです。エクセルの様式を訂正いたします。 後段について、図書購入費に対するサービスの対価は、利息部分を除けば不変です。
536			2-7	事業年度は4月～1月を1事業年度とするのですか、あるいは、維持管理業務費用見積書等と同様に10月～9月を1事業年度とするのですか。	契約書(案)に記載の通り、事業年度は4月1日からの1年間となりますが、ご提案頂く様式集においては、審査の便宜上、全て10月1日からの1年間を事業年度としてご記入下さい。
537			2-7	「14年度」とは、14年10月～15年9月末を意味するのでしょうか。それとも15年8・9月の2ヶ月を言うのでしょうか。 又、「平成46年度」(31年目)が表にあります。事業は「45年度」(30年目)に終了することとなるので、31年目「平成46年」は何を記載するのでしょうか。	前段の質問:14年度は14年10月1日からの1年間となります。 後段の質問:平成46年度は必要に応じて記載して下さい(特に記載する内容がなければ、結構です)。
538			2-7	生活利便施設に係る収入・支出はその他にそれぞれ記入するのですか。	別途、項目を設定して頂いても、その他(他のその他の内容と区別がつくように記載して下さい)にご記入頂いても結構です。
539			2-7	当該様式の単位は円と指定されておりますが、市のホームページにアップロードされたエクセルファイルの同様式の単位は千円と指定されております。どちらに従えばよろしいのでしょうか。 また、様式によって円から百万円まで単位がまちまちですが、統一はされないのでしょうか。	前段については、様式に従って下さい(エクセルファイルは訂正いたします)。 後段については、原則、円単位としていますが、内容に応じて千円もしくは百万円単位で記載して頂くものもあります。

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
540			2-7	支出項目にある「諸経費」と「その他の項目」はどのように区分して記入するのでしょうか。	長期収支計画表の支出項目は例示ですので、実態にあわせて項目を設定して頂いて結構です。
541			2-7	減価償却費は各々の什器備品の法定耐用年数から細かく計算しなければなりませんのでしょうか。	事業者の判断にお任せ致します。但し、様式3-10-2を踏まえて下さい。
542			2-7	資金計画と様式2-8のキャッシュフロー計算書は同じ意味合いだと思いますが、2種類提出する意図は何でしょうか。	審査の便宜上、提出をお願い致します。
543			2-7	建築工事費等には、初期投資金額を記入するのでしょうか。修理費(投資)には、初期投資以外の更新費、修繕費(資本的支出)を記入するのでしょうか。	ご質問の通りです。
544			2-7	「資金計画」の(資金需要)のなかに修理費(投資)となっておりますが、これはシステム・整備機器等の更新投資と理解すればよいのでしょうか。 又、そうだとすると「収支計画」のうち「諸経費」から始まり「支払利息」で終わる支出9項目及び「その他」は「資金計画」の(資金需要)のどの項目に相当すると理解すればよいのでしょうか。 又、「キャッシュフロー計算書」の(キャッシュアウトフロー)のどの項目と理解すればよいのでしょうか。	修理費(投資)は、長期修理計画書のうち資本的支出(固定資産の原価に付加するもの)に相当するものを計上して頂きます。従って、収支計画には計上されません。
545			2-7 2-8	キャッシュフロー計算書の中で、「配当」という項目がありますが、SPCは民間企業として適切な配当というものを盛り込んだ計画とすることが前提となると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
546			2-9	入札説明書31頁 付属資料 サービスの対価の算定方法の その他業務の対価は、「うち維持管理費及び運営業務料」に含めると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
547			2-10-1 2-10-2	協力企業は、実施方針及び入札説明書説明書では「維持管理業務」、「運営業務」を担う企業と考えていましたが、様式集2-10-1・2-10-2にあります「施設整備に係わる設計・建設などの建設工事関連業務」を担う企業にも協力企業を参加させることができると解釈してよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
548			2-10-1 2-10-2	「協力会社とは入札参加者またはグループ構成員以外で、本事業の業務を担う者」とありますが、入札説明書P5応募者の構成等にある「協力企業」との違いがあるのでしょうか。 又業務のその他の欄に記入する企業には、生活利便サービス施設のテナントのような企業名を想定しているのでしょうか。	前段については、様式2-10-1～2の「協力会社」を「協力企業」に訂正致します。後段については、ご質問の通りです。

様式集

No.	対象	ページ	項目				質問事項	回答
549							提案書に、様式以外の別途資料(図面、模式図、パース等)を追加することは可能でしょうか？ご指示下さい。	審査の公平性を保つため、指示した様式以外の別途資料は受け付けません。
550			3-5				総括責任者室とありますが、総括責任者が図書館長を兼務するのでしょうか。また図書館長の民間人登用は検討可能でしょうか。	前段については、総括責任者は、市の人事異動によりますので、お答えできません。後段については、現時点では、民間人の登用は考えておりません。
551			3-5				休憩室とありますが、図書館、保健センター、勤労青少年ホーム、多目的ホール全体で一つの休憩室と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
552			3-8	3	a		監視設備とはどのような設備ですか。	各機器の集中管理をするための設備です。詳細は、施設設計要求書P.10 施設設計要求書(3)共有施設「管理室」の項目をご参照下さい。なお、様式3-8については、訂正がありますので、修正版様式集をご参照下さい。
553			3-8	3	a		表示設備とはどのような設備ですか。	サインを想定しておりましたが、修正版様式集では本項目を削除しています。適宜該当すると思われる費目に計上していただくか、追加項目を設けて下さい。
554			3-8	4	a		個別空調機とは、個別の部屋の空調機器とも読み取れますが、ビル全体の場合は機器設備と考えて宜しいですか。	修正版様式集では本項目を削除しています。修正版様式集をご参照下さい。
555			3-8	4	b		空調設備という場合、一般的には屋内と屋外とに分けないと思われませんが、特別に分ける必要が有るのですか。	修正版様式集では本項目を削除しています。修正版様式集をご参照下さい。
556			3-8	5	a		実験排水処理設備とありますが、当該工事に該当するところがあるのですか。	修正版様式集では本項目を削除しています。修正版様式集をご参照下さい。
557			3-8	8			8. 什器・備品・音響映像機器等は、様式3-10-1の備品等整備業務費用見積書(施設全体)(更新を含む)の当初整備小計欄の数値を転記することですか。	ご質問の通りです。なお、様式3-8は訂正致しましたので、ご確認下さい。

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
558			3-10-1	<p>様式3-10-1のみならず、「SPC手数料」という用語が散見されますが、これは何を意味するのでしょうか。</p> <p>SPCが各々の業務を行なうにあたっての適正な利益相当部が「SPC手数料」にあたるとの理解でよろしいのでしょうか。</p> <p>仮に だとすると、適正な利益を確保できる計画になっていない場合(例えば極端な例としてSPC手数料=0の場合)本件事業提案の評価としては好ましくない旨の評価点がつくという理解でよろしいのでしょうか(その結果、本件事業のコストは事業者が適正な利益を確保できないベース対比割高となると思われます)。</p>	<p>SPC手数料は、業務を実施する上でのSPCの適性な利益を意味します。なお、SPC手数料の設定については、事業者の判断にお任せ致します。</p>
559			3-10-1	<p>(1) 当初整備・更新にかかる費用の全てを記入することとなっておりますが、</p> <p>30年間の途中で、備品等を途中更新する場合の整備価格はどのように記載すればよいのでしょうか。(当初整備価格の欄はありますが)</p> <p>整備・備品の更新は、法定耐用年数をベースに考えればよいのでしょうか。</p> <p>の場合、当然残価の除去損が発生しますが、それも計上するとの理解でよろしいのでしょうか。</p> <p>法定点検期間が定まっているものは、法定点検期間毎の点検費、経常的な備品の一部取替え費用その他経常的修繕費、長期修繕費についても必要があれば計上するという理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>備品更新修理費の欄に記載して下さい。</p> <p>適切なメンテナンス(修理)などを考慮した上で、業務要求水準に支障がないよう更新をしていただければ、法定耐用年数にこだわる必要はありません。</p> <p>除却損が発生する場合は、計上して下さい。</p> <p>様式3-10-1には、更新費及び修繕費(投資的経費)をご記入下さい。点検費等は様式4-3-4にご記入下さい。</p>
560			3-10-1	<p>「SPC手数料」及び「その他」とは、具体的にどういったものを想定しておられるのでしょうか。</p>	<p>SPC手数料は、業務を実施する上でのSPCの適性な利益を意味します。</p> <p>なお、様式3-10-1においては、「SPC手数料」及び「その他」は削除する形で訂正致します。</p>
561			3-10-1	<p>当初整備にSPC手数料が含まれているのは何故でしょうか。(当初整備価格は、様式2-3の本体工事費等に含まれ、様式2-6-2において提案する上乗せするスプレッドによって計算される支払利息の一部としてSPC手数料を計上するのではないのでしょうか。)</p>	<p>様式3-10-1のSPC手数料の欄は削除する形で訂正致します。</p>
562			3-10-1	<p>当初整備のSPC手数料とはどのような性格の費用でしょうか。</p>	<p>様式3-10-1のSPC手数料の欄は削除する形で訂正致します。</p>
563			3-10-2	<p>「その他」とは、具体的にどのような施設を想定しておられるのでしょうか。</p>	<p>その他は、事務費等諸経費を計上していただく費用項目と考えております。(施設のことを指しているわけではありません)</p>

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
564			3-10-2	<p>他の修理費(様式4-4)ではSPC手数料を見込む欄が見あたりませんが、備品修理費に限ってはSPC手数料を見込むのでしょうか。その場合、様式3-10-1備品更新修理費、様式4-3-4(3) 備品・什器等保守管理業務の修理費と整合をとるのは修理費とこれに係るSPC手数料の合計ですか、あるいは修理費のみですか。</p> <p>また、当該様式で修理費に係るSPC手数料を見込む場合、様式4-4において、備品更新修理費のみにSPC手数料が算入されることになりましたが、他の修理費のSPC手数料はどこで見込めばよろしいのでしょうか。</p>	<p>様式3-10-2の修理費の欄は、削除する形で訂正いたします(従って、様式4-3-4と整合を図る必要はありません)。様式4-4は、SPC手数料の欄を加える形で訂正いたします。</p>
565			3-10-2	<p>SPC手数料は修理費の上段に記載されていますが、SPC手数料はどの項目に対してのものでしょうか。修理費にはSPC手数料は発生しないのでしょうか。</p>	<p>様式3-10-2の修理費の欄は、削除する形で訂正いたします。SPC手数料は、(1)～(6)の施設を対象に更新及び修理費(資本的支出)をご記入下さい。</p>
566			3-10-3	<p>当該様式の当初整備価格、備品更新修理費は、様式3-10-1、様式3-10-2におけるSPC手数料、その他を含めた数値ですか。</p>	<p>様式3-10-3の当初整備価格、備品更新修理費はSPC手数料、その他を含めない値をご記入下さい。</p>
567			3-10-3	<p>単価とはSPCが業者より購入する価格と考えてよろしいですか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
568			3-10-3	<p>耐用年数とは法定の耐用年数ですか。それともSPCが何年で更新するという年数でしょうか。</p>	<p>備品等については、適切なメンテナンス(保守・管理)などを考慮した上で、業務要求水準を満たすよう更新をしていただければ、法定耐用年数等にこだわる必要はありません。</p>
569			3-10-3	<p>耐用年数欄には法定耐用年数を記入するのですか、あるいは、見込んでいる経済耐用年数を記入するのですか。</p>	<p>備品等については、適切なメンテナンス(保守・管理)などを考慮した上で、業務要求水準を満たすよう更新をしていただければ、法定耐用年数等にこだわる必要はありません。</p>
570			3-10-3	<p>本様式に記載する耐用年数は税法上の年数(大蔵省令H12.3.31最新)を記載するのでしょうか。或いは事業者が提案する更新周期を記載するのでしょうか。</p>	<p>備品等については、適切なメンテナンス(保守・管理)などを考慮した上で、業務要求水準を満たすよう更新をしていただければ、法定耐用年数等にこだわる必要はありません。</p>
571			3-10-3	<p>耐用年数とは法定対応年数ですか、それとも実際の利用年数ですか。実際の利用年数の場合に、法定耐用年数との乖離がある場合にはどのように評価されるのでしょうか。</p>	<p>備品等については、適切なメンテナンス(保守・管理)などを考慮した上で、業務要求水準を満たすよう更新をしていただければ、法定耐用年数等にこだわる必要はありません。</p>
572			3-10-3 ~3-10-8	<p>備品等の耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく税法上の耐用年数を記入するのでしょうか。それとも民間事業者が考える物理的・機能的な耐用年数を記入すればよいのでしょうか。</p>	<p>備品等については、適切なメンテナンス(保守・管理)などを考慮した上で、業務要求水準を満たすよう更新をしていただければ、法定耐用年数等にこだわる必要はありません。</p>

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
573			3-10-3 ~3-10-8	この「備品更新修理費」については、当初整備価格以外の各備品の維持管理・修繕費、そして取替え費用他すべての経費的・資本的支出が含まれるとの理解でよいのでしょうか。	様式3-10-3~8の備品更新修理費には、当初整備価格以外の各備品の更新及び修理費(資本的支出)をご記入下さい。 点検等維持管理にかかる費用については、様式4-3-4にご記入下さい。	
574			3-10-4	「吊り戸棚」などは造り付け家具は、一般的には建築工事の雑工事に入ります。維持管理や更新の考え方も異なります。指定書式通り、備品等の見積りのなかを含めるべきでしょうか？	造り付け家具については、当初整備価格が建築工事の雑工事に含まれるのであれば、その旨を当初整備価格に記入し、合計金額に含めないものとします。但し、仕様・数量・耐用年数・備品更新修理費の各項目については明示して下さい。	
575			4-2-1	3)	バックアップ体制に係る業務要求水準あるいは制約条件はありますか。	業務要求水準を満たす体制であることが条件となります。
576			4-2-1	3)	バックアップの意味を教えてください。維持管理会社の倒産時等の代行を指すのか、単純に機器故障や災害時等に外部からの現地常駐者のバックアップを指すのでしょうか。	諸事情により維持管理会社が業務を行うことが不可能となった場合の代行措置等を想定しています。
577			4-2-4	1)	環境負荷の指標は、CO2換算など統一した指標で記述する必要がありますか。	統一した指標で記載する必要はありません。各事業者ごとに、自由に記載して下さい。 なお、桑名市ではISO14001を推進しております。
578			4-2-4		備品・什器等保守管理に係る「環境負荷を低減するようなライフサイクルコストの考え方」とは、備品・什器を含め建築設備の保守・運転においてライフサイクルにおける環境負荷を低減する考え方と理解して宜しいでしょうか。	様式4-2-4は、備品・什器等の保守管理に関し「環境負荷を低減するようなライフサイクルコストの考え方」をご記入下さい。
579			4-3-1 ~4-3-7		いずれの見積書にも、初年度費用を((A) - 準備期間)/30 + (A)と記述されていますが、((A) - 準備期間)/30 + 準備期間の誤りではないでしょうか。 またそうだとすると準備期間の費用は第1回支払い(平成17年4月30日)及び第2回支払い(平成17年10月30日)に1/2ずつ支払われるという理解で宜しいでしょうか。	前段の質問:ご指摘の通りです。((A) - 準備期間) / 30 + 準備期間に訂正いたします。 後段の質問:平成17年4月30日の第1回支払時に、平成16年10月~平成17年3月のサービスの対価と併せて準備期間のサービスの対価を全額お支払い致します。
580			4-3-1		初年度の式は((A) - 準備期間) / 30 + (A)ではなく、((A) - 準備期間) / 30 + 準備期間ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。((A) - 準備期間) / 30 + 準備期間に訂正いたします。
581			4-3-1		単価(円/m ² ・月) 4を算出する延床面積には生活利便施設を含みますか。	生活利便施設の延床面積を含め算出して下さい。

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
582			4-3-1	準備期間分の市からの支払いほどの様になされるのでしょうか。また、準備期間に係るSPC手数料はどの様に算定すればよろしいですか。	前段について、準備期間にかかる維持管理業務費用の支払いは、平成17年4月30日の第1回目のサービスの対価の支払い時にお支払いします。 後段について、SPC手数料は、業務を実施する上でのSPCの適性な利益を意味します。準備期間のSPC手数料の算定方法は事業者の判断にお任せいたします。また、準備期間のSPC手数料の記載については、備考欄にご記入下さい。
583			4-3-1	この「準備期間」は(様式2-7)の「平成14年度」(C-1)のことでしょうか。仮に相違があれば、具体的には何でしょうか。	様式4-3-1の準備期間は、平成16年8月～9月の2ヶ月間になります。なお、様式2-7に記載する場合は、平成15年度(平成15年10月～平成16年9月)の欄にご記入下さい。
584			4-3-1 ～4-3-7 4-4	「様式4-3-1～4-3-7 維持管理業務費用見積書」及び「様式4-4 長期修理計画書」にはSPC手数料を記入する欄がありません。SPC手数料については「その他 3」の欄に記入すれば宜しいのでしょうか。それとも新たに欄を追加して記入するのでしょうか。	維持管理業務費用見積書においては、個々の維持管理業務(様式4-3-1～4-3-7)にてSPC手数料を記入する必要はありません。様式4-3-8維持管理費見積書(全体)のSPC手数料欄に一括してご記入下さい。 様式4-4長期修理計画書にSPC手数料(除く備品更新修理費のSPC手数料)の項目を加えるよう訂正いたします。
585			4-3-1 ～4-3-8	各業務の延べ面積について、生活利便サービス部分の延べ面積の分割について、共用部分はどのように取り扱えばよいのでしょうか(すなわち共用スペースのうちどの部分まで生活利便サービスで負担させるのかの基準についてご教示下さい)。	共用部分の延床面積については、全て図書館に含め計算して下さい。
586			4-3-4	備品・什器等保守管理業務には、修繕・更新が含まれているので、修理費には、更新費及び修繕費が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。その場合、様式3-10-2の修理費の合計とは一致しませんが、どうすればいいのでしょうか。	様式4-3-4は更新費及び修理費(資本的支出)は含みません。様式3-10-2の修理費の欄は、削除する形で訂正致します(従って、様式4-3-4と整合を図る必要はありません)。
587			4-3-5	様式4-4(長期修理計画書)と整合をとるとありますが、様式4-4には外構修理費の欄がありません。外構修理が発生する場合、様式4-4に欄を追加するということでしょうか。	様式4-4は訂正しましたので、修正版様式集をご参照下さい。
588			4-3-6	ゴミ処理費用については、別途市が負担されるとの理解で宜しいでしょうか？	施設内によりでるゴミの収集・搬出・処理は、ISO14001に基づいて分別を行います。 市の指定袋は1枚15円ですが、事業系のゴミ袋としては使用できません。なお、ゴミの処理は事業者の業務範囲ですので、事業系ゴミとして処理していただきます。 図書館は委託業者にて処理し、保健センター・勤労青少年ホームは市の指定日に市職員が処理しています。 医療廃棄物処理業務は、本事業範囲にありません。ただし、発生すれば市が別途処理します。

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
589			4-3-8	4 売上原価およびSPC手数料を加えた売上高は、収支計画の前提(様式2-6-1)に記載する維持管理費の売上原価および売上高と一致させてくださいとありますが、当該様式では3において売上原価は各業務の30年見積書における「2年目以降((A)-準備期間)/30」の欄の総計から修理費を除いた値とするとあり、様式2-6-1では2において売上高および支出等は開業1年目(平成16年10月～平成17年9月、準備期間は除く)の金額を記入するとあります。これらは一致しないと考えられますが、様式2-6-1にはどちらの数値を記入すればよろしいのでしょうか。	様式4-3-8は訂正しましたので、修正版様式集をご参照下さい。なお、様式2-6-1においては、売上高及び支出等は開業1年目(平成16年10月～平成17年9月、準備期間は除く)の金額を記入して下さい。
590			4-3-8	30年見積書における「2年目以降((A)-準備期間)/30」の欄の総計から修理費を除いた値を売上原価とし、SPC手数料を加えて売上高とすることになっておりますが、修理費に対するSPC手数料はどこで見込めばよろしいのでしょうか。	長期修理計画書の様式にSPC手数料(除く備品更新修理費のSPC手数料)の項目を加えるよう訂正いたします。
591			4-4	当該様式の年度は4月～3月ですか、あるいは10月～9月ですか。	事業年度は10月からの1年間とし、ご記入下さい。
592			4-4	当該様式にはSPC手数料を見込む欄が設けられておりませんが、修理費に対するSPC手数料は見込んでいないということでしょうか。	長期修理計画書の様式にSPC手数料(除く備品更新修理費のSPC手数料)の項目を加えるよう訂正いたします。
593			4-4	備品更新修理費は、様式3-10-2と一致させるのでSPC手数料を含んでいますが、他の項目にもSPC手数料を含んだ金額を記入するのでしょうか。	長期修理計画書の様式にSPC手数料(除く備品更新修理費のSPC手数料)の項目を加えるよう訂正いたします。
594			4-4	長期修理計画書の金額は、法定耐用年数をベースにしたものでしょうか？それとも実態の耐用年数によるものでしょうか？	備品等については、適切なメンテナンス(保守・管理)などを考慮した上で、業務要求水準を満たすよう更新をいただければ、法定耐用年数等にこだわる必要はありません。
595			4-4	大規模修繕では「仮設」工事が共通的にかかります。これは各工事に金額按分して加算すると解釈してよろしいのでしょうか？	ご質問の通りです。
596			4-4	項目に「外構」がありません。項目を付加することは可能でしょうか？	様式4-4は訂正しましたので、修正版様式集をご参照下さい。
597			4-4	防災設備とは具体的にどのような設備を意味しているのでしょうか。	「防災設備」を「防火防排煙設備」に訂正いたします。
598			4-4	経常的経費には、建築、電気設備、衛生設備、空調設備、昇降機設備に関する資本的支出以外の金額をまとめて記入するのでしょうか。	ご質問の通りです。

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
599			5-2-2	「図書館運営経験」のうち、「台帳作成等」とあります。この「台帳作成」は図書館運営業務の要求水準には見当たらないと思いますが、具体的にどのような業務を指すのでしょうか？	図書館運営方針P.17 7. 図書館システム基準中の統計リストの中の「4 目録台帳業務」に示した内容をいいます。
600			5-2-3	(1)運営体制(職員配置)はSPCだけの職員配置、指揮命令系統を示せばよいのでしょうか、それとも市の職員も含めての全体の職員配置、指揮命令系統を記入するのでしょうか。 後者の場合は市の職員の職員配置、指揮命令系統は示していただけるのでしょうか。	SPCの運営体制をお示し下さい。
601			5-2-5	図書館運営業務内容において、「ヤングアダルト」とは具体的にどんな人たちですか？	中学生と高校生を対象にしています。
602			5-3-1	SPC手数料は直接経費にのみ記載されていますが、人件費にはSPC手数料は発生しないのでしょうか。	人件費にかかるSPC手数料も、直接経費の欄にあるSPC手数料の項目にまとめてご記入下さい。
603			5-3-1 5-3-2	入札説明書には図書館運営業務に関して、SPC手数料に関する記述がありませんが、維持管理料やシステム業務と同様に、提案書には様式に従ってSPC手数料を含めて記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の通りです。
604			5-3-2	運営費用の欄は、事業者にとっての費用ではなく、SPC手数料も含まれた事業者にとっての収入であるサービスの対価を記入すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の通りです。
605			5-3-2	準備期間中の運営費用はどの様に支払われるかご教示下さい。	平成17年4月30日の第1回支払時に、平成16年10月～平成17年3月のサービス対価と併せて準備期間のサービスの対価を全額お支払い致します。
606			5-3-2	本様式の想定利用者数を記入するにあたり、市側で想定した121,200人(平成16年度)について、以下、明細をご教示下さい。 ・図書館の図書等を貸借した者(相互貸借を含む) ・AV機器を利用した者 ・IT機器を使用した者 ・郷土資料室を利用した者 ・研修室を利用した者 ・コピー機を利用若しくはコピーサービス(インターネット等からのプリントアウトを含む)を受けた者 ・対面朗読室を利用した者 ・レファレンス(OPAC利用を含む)を利用した者 ・読み聞かせコーナーを利用した者 ・市又はNPO等が開催する行事に参加した者	公表できません。

様式集

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
607			5-3-2	「様式5-3-2(30年見積書)は、～提案する図書館運営業務の内容を踏まえ30年間にわたる利用者数を予測し、これを基に各年の運営費を計上するものとする。」とありますが、この予測した利用者数及びそれに基づく運営費の計上は、事業者選定においてどのように位置付けられるものなのでしょうか。例えば、利用者数予測を踏まえ、債務負担行為を設定する等の主旨なのでしょうか。	様式5-3-2の想定利用者数の記載については、事業者が様式5-2で提案して頂く内容をもってどの程度の利用者数を見込むか、業務提案内容を総合的に把握するためです。
608			5-3-2	ここで提案する数値は具体的にどのような評価をされるのでしょうか。	様式5-3-2の想定利用者数の記載については、事業者が様式5-2で提案して頂く内容をもってどの程度の利用者数を見込むか、業務提案内容を総合的に把握するためです。
609			5-4-1	1～5年目の年度は10月～9月でしょうか、4月～3月でしょうか。	10月～9月となります。
610			5-4-1	に記載する算定根拠は1～5年目の内容でしょうか。	ご質問の通りです。
611			5-4-1	1～5年目の設備費は実際には建設期間中に発生するものと思われそうですが、建設期間中の支出とはせず、運営期間に入った1～5年目に発生するものとして記入するということでしょうか。	SPCにおける費用の発生の仕方は、各事業者により異なるかと思いますが、ここでは5年目までに発生する費用を1～5年目の欄にご記入下さい。
612			5-4-1	説明書にて「当該業務にかかる提案価格(初年度購入価格であり、更新までの5年間分の価格)は、業務要求水準を満たすためのサービスの対価であり、5年毎に業務内容及びこれに対応する費用の更新を行う」とありますが、本業務を整備・保守・管理と分割した場合、様式には各業務毎に算定根拠を明示する必要がありますか？ また、本業務のシステムは、5年ごとのハードウェア及びソフトウェア双方とも全面的に更新する、つまり5年ごとにシステム構築を行い、機種等のハードウェア全てを全面的に更新するものと理解して宜しいでしょうか？ 加えて、提案価格は、6回の整備費用の全額と、30年間の保守・管理費用の全額(様式5-4-1の整備・保守・管理の30年間の総合計額)と理解して宜しいでしょうか？	上段の質問: 整備・保守・管理業務を一括にまとめて算定根拠をお示し頂く形で結構です。 中段の質問: 業務要求水準を満たしていれば、事業者の判断で行って頂いて結構です。 後段の質問: ご質問の通りです。
613			5-4-1	システム整備はリースを前提に考えているのでしょうか。	事業者の判断にお任せ致します。

その他

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答	
614	回答集付属資料A	21	7	(1) (2) (3)	<p>既存の図書館、保健センター、勤労青少年ホームにおける維持管理コストを教えてくださいましたが、その建物規模(延床面積・階数・主要機器)、維持管理の概略の仕様をご教示下さい。</p>	<p>図書館は延床面積1247.36㎡で2階建、保健センターは延床面積654.8㎡で2階建、勤労青少年ホームは延床面積785.785㎡で3階建で一部は4階建です。 維持管理概要について、必要な仕様書は情報公開制度でご請求下さい。</p>
615	回答集付属資料A	27	9	(1)	<p>・視聴覚資料(AV)の現在所有の本数は1,594本ですが、この内訳(媒体)は大半はVHSビデオで、新図書館に大半移管する予定でしょうか。だとしたら運営方針の資料収集方針(視聴覚資料)でVHSは定義されていますが、設計水準のAV鑑賞コーナーの必要備品にVHSが鑑賞できる機器を設置する必要があるのでしょうか。設計水準&必要備品に「VHS」が定義付けされていません。</p> <p>・各視聴覚資料は基本的に館内鑑賞サービスのみで「館外貸出サービス」の運営方針は無いのでしょうか。</p> <p>・図書と同様に視聴覚資料の貸出(館内プラス館外?)可能な状態で納入することを条件として考えれば、6,000点を購入目安とする資料に装備(バーコード貼付etc)やAVデータを作成する必要があるのでしょうか。またこの6,000点は全て館内鑑賞のためだけのコンテンツなのでしょうか。</p>	<p>現有の視聴覚資料の大半はレーザーディスクですが、ビデオテープも移転保存します。必要なものはデジタル化しますので、鑑賞するにおいては要求水準通りで問題は無いと判断しております。また、郷土資料室にはテレビデオ設置の設定しておりますので、ビデオテープの鑑賞も可能と考えております。しかし、事業者の提案事項となりますので、様式5-2-9でご提案下さい。</p> <p>館外貸出については、現在においても将来においても、著作権法に違反しないAV資料は貸借の対象といたします。</p> <p>また、貸借にかかわらず台帳作成の上からも「図書等」に定義されている資料は全てにバーコード等が必要です。</p>
616	特定事業の選定について	2 3	2	-1	<p>P.3 PFI方式により実施する場合「資金調達に関する事項」で自己資金、出資比率5%はSPC会社の資本金と理解致しますが、P2「算出に当たっての前提条件」の中にあるように「実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない」と理解してよろしいでしょうか。つまりSPC会社が運営される資本金の確保が出来ればよいと理解してよろしいですか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p>
617	特定事業の選定について	3			<p>PFI方式により実施する場合の経費(PFI事業のLCC)項目として、交付税措置が含まれておりますが、この交付税措置の内容は</p> <p>・H12.3.29の(旧)自治省財政局長通知に基づくものかどうか。</p> <p>・その場合、本事業では複合施設全体が交付税の対象でしょうか。</p> <p>・また、市が自ら実施した場合(PSC)においては交付税が考慮されていないことから、「施設の種別に応じた財政措置の仕組みのない施設の場合」として扱われていると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問の通りです。</p> <p>図書館を対象としております。</p> <p>交付税措置を想定しているものの、現段階でその措置が確約されるものではありません。</p>

その他

No.	対象	ページ	項目	質問事項	回答
618	実施方針等に関する質問回答集	45	304	<p>建物の構造形式について要望はありますでしょうか。」に対する回答の中で「RC造、SRC造又はそれに準ずる構造を想定しています。」と回答をご教示して頂いておりますが、この準ずるの扱いについて、建設コストに影響しますので基準を明確化し、ご教示下さい。</p>	<p>「それに準ずる構造」とは強度、震動、騒音、耐火等がRC造及びSRC造と同等以上の性能を有する構造を考えています。</p>